刑政

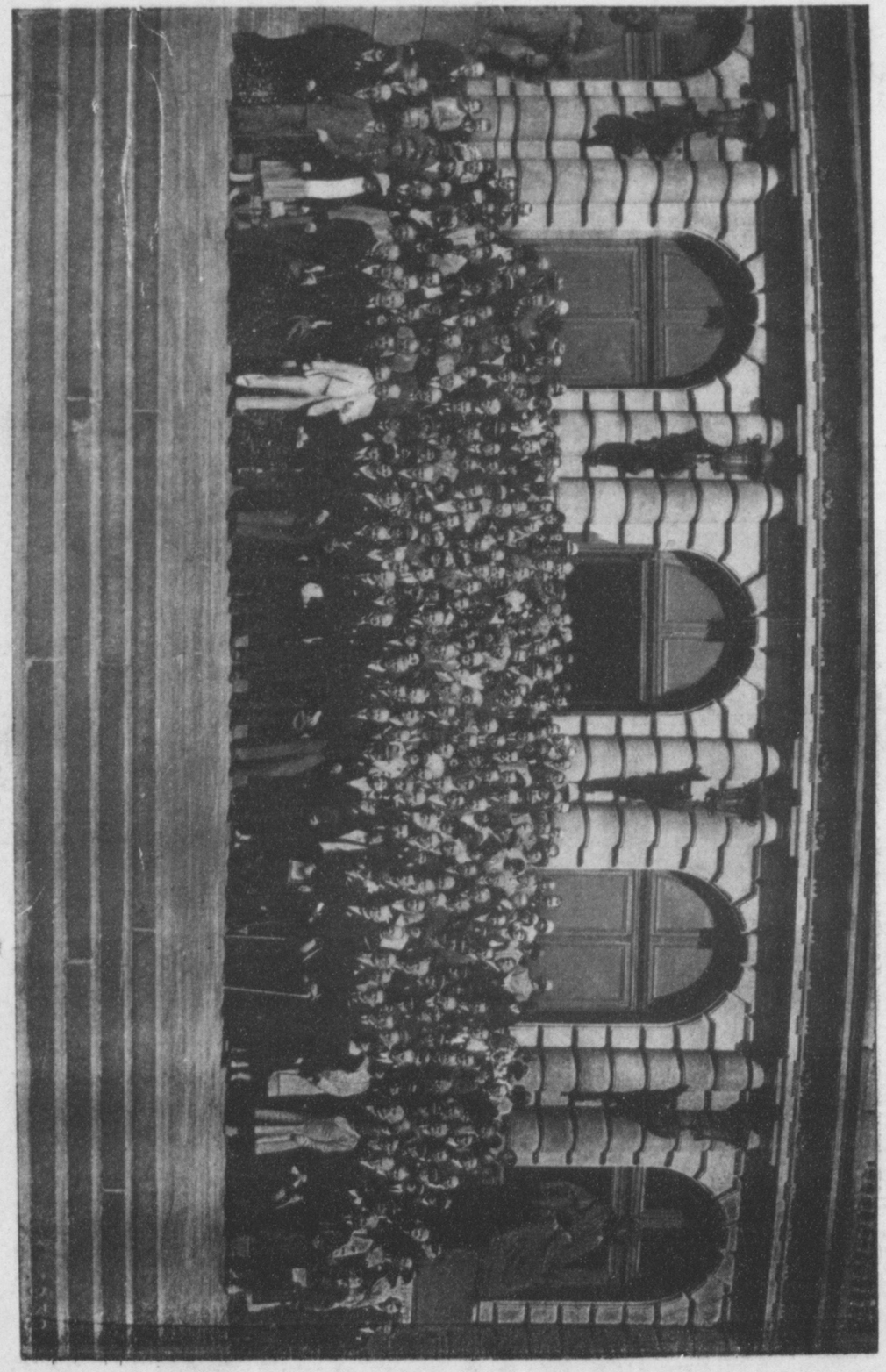
第四十四巻　一月號　第一號

卷頭言	正木亮	2
刑政時論		4
プラーグの國際刑法及刑務會議（上）	木村龜二	6
所謂國家賠償法に就て	古田正武	20
教育刑の回顧と展望	常盤敏太	28
支那行刑問題と嚴景燿の論評に就て（五）	佐伯復堂	37
行刑に於ける社會心理學的問題	近藤貞次	46
東西兩本願寺と刑務教誨	富井隆信	53
不良兒惡囚の調査（六）	吉益脩夫	60
刑務所に於ける感化力としての音樂	メー・ランスバリー・ウエルズ	69
トーマス・モット・オスボーンの言葉	ビクター・ホーク・ネルソン	76
世相を覗く（四）	留紅生	99
刑獄物語	A生	127
海外時報——練習生見學記——讀者の頁——其他		

財團法人　刑務協會發行

●個人的刑法と社會的刑法	武藤文雄	九	三四
●行刑に於ける社會心理學的問題	近藤貞次	一	四
●東西兩本願寺と刑務教誨	富井隆信	一	五
●行刑上より觀たる禁錮刑の價値	津久井作司	三	四
●不良兒惡囚の調査	吉益脩夫	一二	六〇
		四五	六九
		五六	七〇
		六八	七二
●行刑作業と災害問題について	前田靜雄	四三	五五
●戒護と事故とに關する統計的考察	井川信一	五	五六
●行刑と體育運動の施行に就て	石清水一雄	六	七二
●再び行刑と體育運動の施行に就て	石清水一雄	七	七三
●犯罪の原因に就いて	澤田順次郎	八九	七五
●隨感隨筆	印南於蒐吉	一二一三	八四
●昭和五年中に於ける指紋對照並前科發見等に關する概況	仁科正次	三	九四
●犯罪現場指紋調査に就て	仁科正次	五	七五
●神經衰弱者の殺人事件	菊地甚一	三	四〇
●刑務所に於ける感化力として（メー・ランスバリー・ウエルズ）		一	六九
●トーマス・モット・オスボーンの言葉	ビクター・ホーク・ネルソン	一	七六
●死刑は犯罪を防止するか	マーカス・ユー・カヴアナック	三	七六
●イリノイズ・プリズン・ライオット	ウインスロップ・レーン	六	九五
●刑務官の職をして專門的ならしめよ	チエー・オー・スタツツマン	七	四一
●惡漢のための學校	ヂヤツク・カラハン	八	一〇五
●生やけのクリミノロジー	ハイリー・エルマー・バーネス	九	一〇五
●死刑は危險な虛僞の手段だ	マックス・フレツシュ	一〇	一〇五
●受刑者の逃げたがらない處	ウイリアム・イングリス	二	一〇六
●最近歐洲視察	イー・アール・キヤツス	三	一〇五
●チエコスロヴアキヤの新立法に於ける刑罰の個別化	ウラヂミール・ソルナール	三	一〇九
●オスボーンの建設したプリズン・コムミユニテイー	フランクタンネンバウム	三四五六七九	一〇五一〇六一〇七一〇八一〇九一一〇
●フロイデンタールの「日記」より		二三四五	一〇六一〇七一〇八一一〇
●紐育州刑務所々內規則受刑者規則及び規律補遺		三四五六八	一〇八一一〇九一一一一一二

矯正図書館



（市ゲーラヴ於）影撮念記議會務刑竝法刑際國回十第

謹賀新年

昭和六年一月元旦

刑務協會

渡邊千冬　辻　敬助
小原　直　藤井音次郎
鹽野季彦　住江敬義
岡部　常　島田榮造
芥川信　赤田眞了
森山武市郎　野尻爻六
正木亮　能勢弘忍
根本仙三郎　松富哲
吉田律　矢嶋定男
椎名通藏　阿部清衛
佐藤乙二　平居三郎

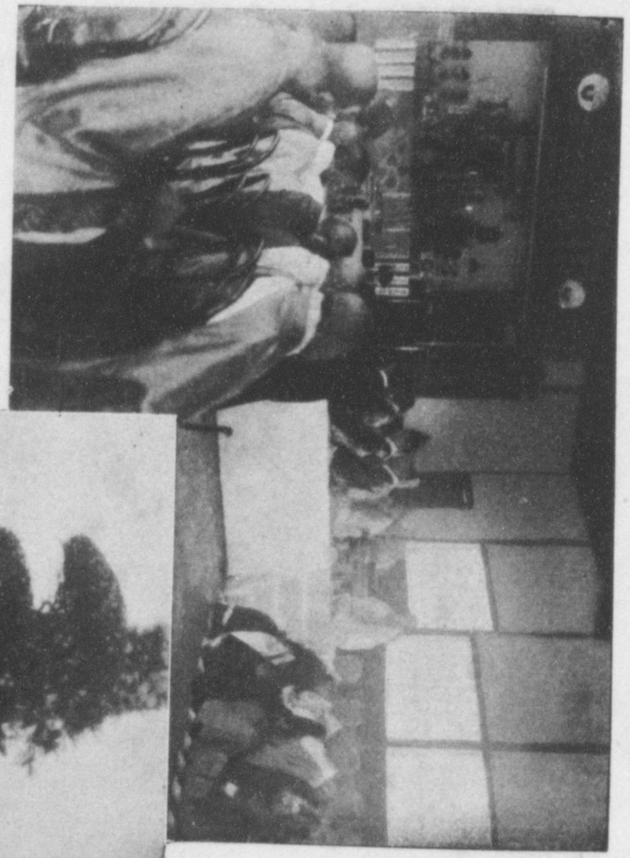
矯正図書館

刑政



第四十四卷 · 第一號

(下) 同所表忠碑……詳細は次號……





(上) 前橋刑務所の遷佛式 式辭を讀む鹽野行刑局長

受刑者の家族に對する國家責任

所謂刑事補償法が議會に提出されることになつたので無辜の刑事被告人に對する國家道德の問題は幾分償はれることになつた。

之に關聯してわたくしは更に一つの提案を試みねばならぬ。即ち、それは刑罰執行に伴つて起るところの受刑者の家族に對する國家の救濟問題である。

惟ふに刑罰の執行は犯人以外の人に亙るべきではない。換言すれば罪九族に及ぶの思想は罪刑法定主義の根柢の上に立つところの國家に於ては許されない。だが、しかし事實に於ては刑罰の效果は犯人以外に尙その妻に、その子に乃至はその父母にまで及びつつあるを如何にせん。

一家の支柱であるべき彼。彼が刑罰の執行を受くるとき彼によつて生活を維持しつゝありし父母妻子が路頭に迷ふに至つたとき、それが刑罰のもたらす結果にあらずして何であらうか。

洵に今日の法律制度の下に於ては一の犯人を罰するに急にして之に伴ふ他の不祥事を顧みることが全くない。極端にいへば一犯人を罰して更に數人の犯人を製造しつつあるの危機に頻して居るともいひ得らるるのである。無辜の被告人の自由を拘束することが不道德であるが如く刑罰を行ふことによつてその一族の生活を奪ひ、之を放擲することも亦國家の大なる不道德であらねばならない。而して、國家がその不德を閑却し去るあひだは行刑は竟に永久の謎である。

わたくしは多くの行刑學者が自由刑に於ける斯樣な法律關係を力說しつつあることに對し單なる机上論として看過し去らうとするものでない。何となれば監獄法施行規則第七十六條に於て受刑者が作業賞與金を以て其父母妻子の扶助を爲すことを許して居るのが、即ちその思想の片影を現はして居るからである。しかし、作業上の報酬權を認めない現行監獄法に於ては斯樣な是認は受刑者に對する處遇上の僅かなる恩典方法に過ぎないのである。

刑罰の執行に伴ふ害惡は法律制度上の腫物である。それを切開することによつて法律の眞生命は潑溂たる生氣に充つるのである。われわれは腫物の痛さを守るよりもむしろ切開して生理作用の完全を期すべきである。恰も、さやうに犯人の家族の困窮は法律に於て之を積極的に救濟し而して刑罰の法律的本質を發揮すべきである。

わたくしは再び繰返すが行刑は犯人をして社會に復歸せしむるところの社會應化作用である。彼をしてその家族に和せしめ、團欒の生活を營むことから始めしめねばならぬのない。監獄法はその意味に於て受刑者とその家族との間の接見及信書發受を許して居る。しかし他面に於てその家族の生活に關しては僅かに上述の如く殆んど顧みるところがない。そこに監獄法に於ける社會應化作用の大なる矛盾點を見逃し能はぬのである。

働き手としての夫を繫がれた妻が許されて接見を爲し得たその瞬間に於て喰ふべきパンもないことを語つたとき彼は果して改善のショックを受くるや、はた法律制度を呪ふや。洵に大きな皮肉である。

釋放された彼が一家離散の跡にたたずむ今浦島と變りはてたとき彼は刑務所に於て呼び醒した善心をよく續け得るであらうか。洵に大きな皮肉である。

免囚保護事業家は毎にその事業の行手に大きな障害にぶつつかるがその障害は實に働き手を失つた家族の悲慘なる狀態でなくてはならない。免囚保護事業は換言すれば又彼と彼の家族とのくさびだといつてもよい。その一方たる家族は今や罪なくして事實罪の世界に倫落されつつあるのである。それを解決しない間は免囚保護事業も亦永久の謎でなくてはならぬ。

わたくしは行刑をしてしかく永久の謎として殘したくない。而して同時にわが法律制度をしかく不合理なものとして殘して置き度くないのである。

今や國家は一方に於て刑事補償法を制定しようとすることになつた。わたくしはそれに對應して玆に犯罪人の家族に對する救護法の實現を希念して止まない。

昭、五、一二月、一六日夜　正木亮



刑政時論

一九三一年——
そこには、どんな榮光が輝くのであらうか？

歳を改めて、はれ〴〵とした氣持になるもの丶、三〇年の深刻な不景氣が、頓座して、明るい世界に一轉するやうな樂觀は、今のところ一寸許容されがたい。

この不景氣の原因は、どこから吹いて來たのか、その對策は如何。と問へば、いろ〳〵名論卓說が、吐露されるではあらうが我々への現實の問題は、この未曾有の不景氣が襲來してゐる事實そのものの正確な現實認識の要求である。

而てその治療には、もとよりその根本的な原因を探求することによつて、完全な對策を講じなければならぬが、さしづめ緊急なもの丶、對策の施設こそ先づ肝要である。

その一は、兒童監護法の制定であり、救護法の即時實施である。

兒童が、如何に、この不況のために、いろ〳〵な方面に多大の犧牲となつてゐるか。工場法などの制定によつて一部は、緩和されてゐるやうであるが、それは外部的な表面的な或る點にしかすぎぬ。

複雜なる社會態樣に處するために、より擴充されより徹底した保護法が必要である。次に救護法の實施はもはや言論の余地なく、刑餘者竝にその家族の保護を包含する、その即時的實施の要求である。他の減稅保護監察施設、裁判の判決猶豫等等、著しく教育主義的規定に基礎を有し、改善目的主義に立脚した表識をやつてゐるが、我々もまた刑政方面から眺めて特に、その實施を强く叫ばざるを得ないのである。

○

一般社會事業的方面は、かくどん底にある行き詰つた方面のものをまづ對象とせなければならないが、直接の刑政界をふりかへると、我が刑政界には多難ではあるが、隆々と伸展し陽々と光照する實際上の希望の輝きつ丶あることをみつめて欣幸にたへない。

第一は、國家賠償法の制定であり近く目前にする刑法の改正である。で、そは、行刑法の改正である。改正の綱領によれば、刑の種類の增加、不定期の採用、假出獄の擴張、保護監察施設、裁判の判決猶豫等等、著しく教育主義的規定に基礎を有し、改善目的主義に立脚した表識が鮮明で、而てこの刑法改正の精神は、現實の行刑のあるべき精神に映現せねばならぬ。といふより舊き形骸的現行法のなかにきざせる新しい精神、新しい目標、現實運行上の矛盾やよき體驗の反影が、來るべき行刑法の內容に映現してゐるにしかすぎぬ。新樣式の建築工場の設備の充實、蓄音機の使用、活動寫眞の映寫、最近ではラヂオの設置の如きも、それを裏がきするものである。

頃日さる著明の雜誌にしかも有名な評論家が、監獄の改善は犯罪人を增加させる云々といつたことを堂々と書いてゐた。有名が必ずしも博識でもなければ、正當な評論を吐くものでもなく、かうした愚論に耳を傾ける必要はない。が恐るべきは、界內で、かうした考へを窃かに有してゐる人があることである。「わからぬ奴には權(劍)力だ」といふのがそれだ。

しかし實際上苦心のあるのは、直接取締にあたる戒護だ。頭と實際とにとかく矛盾を來し易いから。個別處遇と、一般處遇——こ丶に現實の研究問題があるらしい。

○

ここ數年間の官報を通して見ると刑務官に對する懲罰は、普通の官吏と比較すると非常に多い。その多くは、逃走と自殺事件で、輕くて譴責重きは罰俸である。

刑務所に於て、逃走や自殺の事件が、重大なことであることは今更云ふ迄もなく、又信賞必罰の精神から云つても不都合があれば、必罰するのは、當然のことであるけれ共、しかし、賞罰は、そこに極めて愼重な考察を要とする。

ただ一部下の不注意や戒護上の不取締から出來た事件にまで、監督不行屆其他でつねに處分に付するのは余りにも苛酷ではあるまいか。

ことに、官報所載以外の人々が、かうしたことにより犧牲になる人は非常に夥しいのである。それは、引いて刑務官の志氣に關はることとなる。

行紀が弛み、規則が亂れ、戒護上に不充分があることは嚴重に警めなければならぬ。けれども、そのことにより、肝心の行刑の目的が忘却されることを、われ〳〵はおそれるのである。刑務官の仕事は地味である。暗影がつねにつきまとうてゐる。それに、嚴格すぎる懲罰が更に付きまとうては、眞實の行刑の目的のために、身命を賭する氣を忘れさせ、さかしい事勿れ主義に陷らる憂ひがあるのであるから、我々は、この點の考量をのぞむのである。

刑政第44巻第1号
矯正図書館

プラーグの國際刑法及刑務會議（上）

——思想と決議内容とについて(*)——

木村龜二

(*) 大戰後第二回目の會議の模様と決議とに示された思想的動向を明らかにしたものである。教育刑の理論が如何に強く支配しつつあるかが示されて居る。我が國から專門家の委員が代表せしめられなかつたことは若干物たらぬものを感ぜしめる。本文内容の前半は法學志林に發表したところを新材料により訂正したものである。重複の點について讀者の寛恕を仰ぎたい。材料の利用について正木書記官に感謝の意を表したい。

一

國際刑務會議(*)は、その第十回の會議から名稱を改めて國際刑法及刑務會議と稱せられることになつた。この第十回の會議は千九百三十年八月二十五日から三十日に亙つてチェコスロヴァキアの都プラーグで開催せられた。そこで討議せられたのは刑法及び行刑に關聯した多くの重要なる問題(**)であつた。保安處分の分類と組織及びそれと執行猶豫との關係、單一刑

の問題、行刑委員會の組織についての各國の經驗、作業賃銀制、慰安問題、刑務吏員の教育、執行猶豫、假出獄制の成績、犯罪現象研究についての國際的協力、少年審判所の組織等は、その議題のうち特に注意を惹くものであつた。會議に列したのは四十二箇國であつて、その出席者の數は六百名といふ盛會であつた(***)。ただ一つ、フェリーの聲がもはやそこに聞かれなくなつたのは深く寂寞を感ぜしめるものがある。

(*) 國際刑務會議の沿革については、正木學士「國際監獄會議」志林第二六卷第一〇號乃至第二七卷第一一號)、牧野博士「刑法に於ける重點の變遷」第三三三頁以下、拙稿「國際刑務會議」(行刑論集第六五七頁以下)に詳しい。

(**) 第十回の會議の議題及び說明は、Programme des questions à traiter au Xe Congrès Pénitentiaire International, Prague 1930, 1928 に在る。拙稿「第十回國際刑務會議の議題」(刑政第四二卷第五號第一一頁以下)はそれを邦譯したものである。

(***) 決議については「第十回國際刑法及刑務會議決議」(志林第三二卷第一二號及刑政第四三卷第一二號)。

二

會議は代議院内に於て行はれた。議長としてミリーチュカ(Miricka)教授が司會せられた。會議に於て爲された講演のうち司法大臣マイスナー(A. Meissner)氏のそれと、外務大臣ベネス(E. Benes)氏のそれとは特に注意を惹いたものである。

司法大臣マイスナー氏の講演(*)は、會議の初日即ち八月二十五日の開會に際してチェコスロヴァキアの政府を代表して爲されたものである。その講演の内容は行刑及び刑法の科學化と民衆化との傾向を強調した點に於て特に重要なものであつた。

(*) 新聞は、Heerschau der Kriminologen; Feierliche Fröffnung des Prager Weltkongresses の見出しの下に、司法大臣の講演を掲げて居る (Prager Presse, 26. August 1930, S. 3)。

マイスナー氏の講演の内容は大體次の如きものであつた。——

『刑事學は、醫學や技術學と同じやうに、專門的知識を必要とする科學であるが、この刑事學自身が今や一箇の專門的科學となつて來た。それで、裁判官も亦諸種の刑事學的補助科學特に法醫學及び犯罪心理學に關する知識を持たねばならぬこととなつて居る。かくて、今や、科學の現狀は裁判官に對して非常に廣汎な知識を持つことを要求するに至つて居る。それ故、法律學の教育について改革が爲されるに至らない限り、裁判官に對しては、これ等の必要なる專門的知識を與へるために、補助的演習や刑事學に關する講習が爲されねばならぬであらう。

『勿論、裁判官がたとへいかに專門家となるにしても、彼が他の專門家の協力、特に醫學の專門家のそれを待たねばならぬのはいふまでもない。それで、チェコスロヴァキアでは千九百二十七年の法律改正を機として、醫學の專門家に諮つて、司法鑑定委員會(Gerichtssachverständigen-Räte)を作り、醫學上の鑑定を一層コントロールすることが企てられつつある。

『また、行刑に關する專門家の考へも根本的に變化して來た。最近までは、行刑は大體に於て形式的で寧ろ軍事教練的なものであつた。今日に於ては、典獄は勿論看守に至るまで、自己に委託

せられた受刑者の教師であり且つ教育者でなければならぬとせられて居る。彼等の主たる任務は、受刑者を再び社會の有用なる成員に爲すといふことに在るとせられる。その結果、チェコスロヴァキアでは看守は補助科學に關する理論上及び實際上の講習を義務的に聽講せねばならぬこととなつて居る。

『また、刑事學も、更にその他の專門科學と接觸を保つこととなり、特に、社會學的知識はこれを無視することが許されない。今日では、刑事學は、犯罪の增減に影響を及ぼすところの經濟的社會的諸關係を看過することを得ないのである。かくて、刑事學的研究は、犯罪現象の總ての原因を探究し、犯罪の減少のためには、單に刑罰的手段のみによらず、豫防的手段即ち犯罪原因の除去といふ方法によるやう努力することがその任務とせられて居る。特に、少年については、刑罰は最後の手段であつて、改善・教育が主たる手段とせられねばならぬ。かくして、刑事學は又社會的保護事業と密接なる關係に立つこととなるのである。

『かく刑事學的專門知識の必要について論ぜられたからといつて、それは、刑事事務が專門家の特權とせられ、素人の協力が排斥せらるべしといふのではない。否、逆に刑事司法と行刑と程、素人の協力を必要とする事業は他にない。實に、最も重き犯罪の裁判は素人裁判官に委任せられて居るのであつて、刑事裁判は素人の協力を缺くことを許されないのである。それで、又、少年裁判に於ても有罪宣告の不可缺的條件として素人裁判官の參與が規定せられつつある。

『かかる理由で、チェコスロヴァキアの少年法案は、既に準備手續に於て、少年の個人的關係及び

環境の事情の認定のために素人が參加せしめられることを規定して居る。又、公判部員は三人から成り、そのうち一人は素人たることを要し、且つ公判に於ては少年司法補助の代表者に對して一の重要なる任務が與へられることとなつて居る。感化監に於ける刑の執行については一の監督委員會がこれを監視することとなつて居る。この監督委員會は專門家と素人とから成り、特に假出獄に關する決定を爲す權限を有することによつて、深く行刑に關與するやうになるのである。

「刑の執行自體がもはや單に職業的專門家にのみ委せらるべきものではなく、ここに於ても、素人的要素の參加が諸種の意味に於て有益であるといふことは益々自覺せられつつあるのである。それで、チェコスロヴァキアでは獨居房に於ける刑の執行を監視するために素人が參加せしめられるであらう。自由刑の執行に關しては、市民的監督機關が設けられ、それが年に何回も刑務所、拘禁所を巡視してその弊害救濟のために意見を上申することになつて居る。それで、チェコスロヴァキアの刑法草案に於ては行刑に於ける素人的要素の參加を非常に考慮して居るのである。即ち、全共和國に一箇の中央行刑委員會が設けられ個個の監獄には素人の參加せる一の監督委員會(Aufsichtsrat)が設置せられることとなつて居る。この監督委員會の任務は、刑の執行の監視、行刑改革に關する意見の上申、被釋放者の保護をその主たるものとするであらう。又、刑務所內裁判所(Gefängnisgerichte)にも素人が參加せしめられるであらう。これは、懲罰權を行使して囚人に懲罰組加入を言渡す外に、假釋放を決定するのである。

「かくの如く、一方では、素人的要素が行刑に參加することが必要とせられ、且つ他方では、專門家は、自己の思想が素人によつて理解せられない限り、自己の理論を實現するを得ないとするならば、ここに刑事專門家及びその會議の任務が一つ增加することになる。即ち、彼等はその事業を民衆化し民衆の全階層をして、刑事問題の全般とその個個の問題とについて、理解を持たしめる必要があるのである。

「實に、犯罪現象は社會的疾患であつて、いかに樂觀的に考へる者に在つても、それが減少せしめられるとはいひ得るが、完全に根絕せしめられ得るとは主張し得ないであらう。勿論、組織的な合目的的な努力によつてその多くの弊害は排除せられ得るであらう。然し、元來、それは社會的疾患であるが故に、その矯正には全社會の協力が必要である。專門家の任務は、この疾患の原因を確定し、これを適當なる手段によつて驅除することに在り、又、素人の任務はかかる專門家の事業に協力するに在るのである」と。——

三

外務大臣ベネス氏の講演(*)は二十六日に爲された。この有名な外交家は、特にその社會學教授としての立場から、刑法上の諸學說の對立を批判し、その所謂批判的實在論の政策的見地から個人的責任と犯罪の社會的原因との調和の可能なる所以を主張し、更に進んで犯罪現象の增加と刑罰の人道化と犯罪に對する教育の意味とを論じたのである。この講演は一時間に亙り、大

なる喝采を博したと報ぜられて居る。

(*) ベネス氏の講演は『犯罪現象の社會的因素』(Der soziale Faktor in der Kriminalität) といふのであつて、新聞では Die Abwehr des Verbrechens といふ大題目の下に掲げられて居る (Prager Presse, 27. August, 1930, S. 1-3)。

ベネス氏は先づ、會議のプログラムについて、それが刑法の國際化、刑罰個別化の實現方法、犯罪豫防等の問題を提出したものとして甚だ興味を唆るものであるとの感想を述べた。そして、更に、自己の社會學專門家としての立場から、會議に於て論ぜられる總ての問題に關聯するところの理論的見地について若干述べたいとなしその前に注意せねばならぬこととして、最近十年來刑法學が、第十九世紀に於て非常なる發達を遂げたところの生物學、人類學心理學及び社會學等の基礎科學の影響の下に長足の進歩を成就したことと、これ等基礎科學及び刑法學に於ては多大の學派の對立があつて、そのいづれの學派に屬するかによつて會議に於ても議論の相違を生ずること、及び、かく根本思想が異るに從つて異れる政策が立てられそれが各國の立法及び法の適用並に行刑の上に差異を來すことは必然であることを指摘した。然し、更に進んで、彼は、これ等學派の對立に於てこれを批判する規準は刑法の根本任務たる刑罰の個別化といふことであつたとして、そこから、彼は一應諸學派についての批判を試みた。そして、曰く——

『古典學派に於ては、實際上、刑罰の個別化の問題は等閑に付せられた。この學派からは、犯罪とは存立するところの法律秩序に對する侵害であつて、刑罰とはこの法律侵害に對する應報であるる。立法者、裁判官は專ら犯罪の客觀的側面のみを考慮して、犯人は度外に置かれ、それは無意味

のものとせられた。各の犯罪に對しては機械的に適用せられた刑が科せられ、犯人の具體的人格は全然考慮せられなかつた。これに反して新古典學派は、古典學派の硬直性を責任 (Verantwortlichkeit) の程度を標準とした刑の個別化を高調することによつて緩和した。その結果、酌量減輕、限定責任の原則が立てられるに至つた。然しこれ等二箇の學派は段段と批判せられ、前世紀末には他の二學派即ち人類學派と社會學派とによつて置き代へられるに至つたのである。

『人類學派に從へば、犯人を除外して犯罪は研究せられ得ない。それは病人と病氣とを引き離すことが出來ぬのと同じである。それであるから、犯罪行爲が在るのではなくして犯人が在るのである。そして、この犯人が無害化の狀態に置かれねばならぬのである。かくして犯人について社會に對して示されるところの危險性が、犯人に對する方策の性質と程度とを決定することになる。この人類學派に對する批評としては、それが犯人の或る心理的又は生物的性質を普遍化し過ぎたといはれるのであるが、それは正しい。然し、更に重要なのは、人類學派に在つては、刑罰からそれが犯人に對する社會意識のプロテストであるといふ性質が奪はれ、且つ犯人がその環境から抽象せられて居るといふ批評である。

『これに對して、社會學派では、犯罪と犯人とが結合せしめられて居るのみならず、犯人及びその環境とその社會的關係及び社會的條件とが結合せしめられて居る。即ち、社會的關係及び條件の或るものが犯罪的傾向を助成し、又或るものが個人の道德的健全性に有利な働きを爲すといふのである。かくして、犯罪現象は社會組織即ち政治的、經濟的、家族的關係等と密接に關聯して

居る。從つて、犯罪學は人類學の一分枝ではなくして社會學に屬するとせられるのである。

「この社會學派が刑事政策の理論上及び實際上に及ぼす結論は非常に重大なるものである。何となれば總ての社會的條件の變化はその反響を犯罪現象の上に及ぼすとせられるからである。かくて、社會及び國家は一定の原則と目的とを立て、それに從つて行動することによつて犯罪の源泉、基礎、その增加減少の原因に影響を與へ得ることとなる。それで、社會學派は刑事政策の上に廣い分野を開拓し、且つ、同時に犯罪の歷史的進化的側面を明白ならしむるものである。然しながら、社會學派は、犯人類型の分類とその可能性とを非難し、犯罪現象を以つて專ら社會的原因に基くものであつて、犯人の個人的、肉體的、道德的性質は何等の意味を有しないとするのであるが、それは或る一定の程度に於て確かに眞理である事實を餘りに誇大するといふ傾向を持つて居る。その結果、實際上に於て個人的責任を認めざらんとする危險が冒された。そして、それは、社會學派の間に於てさへ個別的傾向を重要視する立場から、又、批判的實在論（Schule der kritischen Realismus）に屬する社會學者によつて、反對せられるところとなつたのである。

「然しながら、人類學派、社會學派によつて認められるこれ等三箇の犯罪的因素即ち肉體的、心理的、社會的因素、換言すれば、犯罪並に犯人の生物學的、心理學的及び社會學的側面は常に全體として理解せられねばならぬ。又、これ等總ての因素は犯罪の成立について同樣に必然的に作用するものであり、從つて、それは刑の量定に際しては平等に考量せられねばならぬのである。この點については、今日は殆んど一致してそれが認められて居る。ただ專門家の間に異見の存するのは、そのいづれの因素が重要視せられるかといふ點に在るのみである。」——

ペネス氏はその批判的實在論の立場から人類學派と社會學派の見地が、ともにその一面性に於て餘りに絕對的であり、兩者の綜合が必要であるとして、更に次の如く續ける。——

「かくして、個人的、心理的因素、換言すれば犯人の自由及び責任と、第二の因素即ち犯罪成立を促すところの社會的關係とが綜合せられることが必要である。勿論、個人的因素が社會的のそれよりも非常に重大である場合もあれば又、社會的要素が決定的である場合も在る。然し、しかるが故に、犯罪を鎭壓して社會を犯人から防衞することの必要が忘れらるべきではない。否、しかるが故にこそ社會學派にとつても亦、最近の刑事學の根本問題たるところの刑罰個別化の必要が高調せられねばならぬのである。それで、最近の社會學の立場からは次の如き一般的結論に到達せられる。

「即ち——

（一）犯罪現象に對する政策的處置に於ては、先づ犯人の個人心理的側面を考慮し、換言すれば、犯人の個人的責任を認めかくして、犯罪を抑壓し且つ刑罰をして社會防衞的性質を持たしむることの必要を認めねばならぬ。

（二）然し、犯罪の個人的因素に對して、社會的因素が根本的に重大で、刑罰を責任の大さに從つて裁量することが不可能である場合は、刑罰は犯人の行爲によつて社會が脅威せられる危險性即ち惡性（temibilité）の大さに從つて決定せられねばならぬ。

(三) かくて、犯罪現象に對する實際的及び一般的な方策を決定する使命を有するところの立法者、政治家、政府は犯罪に對する社會防衛の各種多樣の方法を組織立てねばならぬ。換言すれば、一方では犯罪の單純なる處罰方法を、他方では犯罪に對する防衛及び豫防手段を、最後には一般的な社會的道德的豫防方法を講ぜねばならぬ。

(四) 之に反し、裁判官及び刑務官の使命は、かかる一般的原則を刑罰個別化の方法に從つて適用することに在る。その場合、犯罪の性質、その大きさ、刑罰の效果、その現代及び將來に對する價値、改善可能性が考慮せられねばならぬ。

(五) かかる裁判官の使命は、それが一定の法律の中に表明せられた原則を適用する點に於て比較的理論的性質の少ない立法者の仕事よりも一層困難であり且つ從つて重大なる責任がある。それ故、最近の刑事學は、裁判官及び行刑官吏が眞にその使命を果すに足る者であり、且つ、その職務の性質上、總ての方面に於て從來よりも完き人間たることを必要として居るのである。」——

ここで、ベネス氏は一轉して、現代に於ける犯罪の增加、特に婦女及び少年のそれについて論じ、婦女及び少年の犯罪の增加の原因を說明して、それが、近代家族の發達、婚姻法の變化婦女及び少年が一定の家族的桎梏から解放せられたこと、特に婦人が公の、社會上の政治上の、特に經濟上の生活に參加するに至つたこと、が必然的に婦人と近代的立法との間に衝突を引き起さしめたのであるとして居る。又、犯罪の增加原因としては、心理的因素としての近代人の感受性、感情的要素の增加、その精神生活に於ける激情性を數へ、その外に社會的原因としては、近代社會國家が複

雜化し、それと個人との衝突の機會が增加したが故であると說明して居る。ここから、更に進んで近代文化の發達と刑罰との關係について次の如く述べた。曰く——

「普通、近代文化の發達に伴つて、その結果として刑罰及び監獄の人道化 (eine Vermenschlichung der Strafe und der Strafanstalten) がもたらせられたといはれて居る。それはまことに眞理である。社會學者及び刑事學者は、この人道化の表現として、一方では刑罰の個別化が行はれ、他方では犯罪に對する豫防方策特に敎育的方法が用ひられるに至つたのであるとして居る。かくて、總ての努力は犯人を誠實なる生活に復歸せしめるといふことを窮極目的とせねばならぬことが自覺せられるに至つた。然しながら、このことから直ちに或る種の刑罰例へば死刑が廢止せられねばならぬと主張せられるならば、それは正しいことではない。それは餘りに急ぎ過ぎた結論である。近代文化は、一方に於ては人道化をもたらしたが、他方に於ては犯罪の增加を來したのであつて、この兩現象を考慮するならば、犯罪に對する社會防衛は決して弱められるべきものではない。社會學的にいふならば、犯罪鎭壓の手段を寬大にする (mildern) といふことは、その手段を社會の人道主義的發展に伴つて漸次にそれに應化せしめるといふことに外ならないのである。

「次に、又、刑罰の人道化を主張する社會學者、醫者、政治家は敎育の價値を重要視して居る。即ち、彼等に從へば、近代文化の發達は普通學校敎育とその他の敎養との擴充と結びついて、全民族を人道化するものであり、この進步した學校敎育及び其の他の一般的敎養が個人的、社會的に犯罪

に對して防止的影響を與へるのであると。この點については、第一に、歴史的にはかかる思想は明らかに、失敗又は惡行は認識の不足から來るとなしたソクラテスの教へが近代教育學者社會學者によつて正當に意識せしめられたのである。然し第二に更に重要なことは犯罪と一般教育との關係を考へて見るに、犯罪に影響を與へるのは、教育によつて知識の多量が與へられるが故ではなく、教授又は教育そのものの性質によるのである。かかる見地から近代的教育は、理智の蓄積の外に、更に情操教育を主とせねばならぬ。然らずして若し刑事政策の理論又は實際が犯罪減少策として知的教育の水準を高めることに努力し、情操即ち心の教育を怠るならば、それは必然的に失敗に歸することになるのであらう。』——

かくてベネス氏は、近代文化と犯罪及び刑罰との問題から論を移して最後に近代文化の他の特質としての普遍化的國際化的傾向を擧げ刑法に於ける國際的關係が單に犯人引渡條約やその他の司法共助條約に限られることなく更に深く廣められるであらう時が遠くないとし、そのために國際刑法及刑務會議が持つところの役割に論及してその講演を結んだ。

四

尙ほ、會議では、二十八日に、チェコスロヴァキア赤十字會長マサリコーヴァ(A. Masarykova)女史が米國から遙かに寄せたところの豫防と保護事業との必要を强調した祝辭が讀まれた(*)。

(*) Fürsorge nicht Strafe: Dr. A. Masarykova an den Kriminologen-Kongress, Prager Presse, 29. August, 1930, S. 1.

また二十九日には大審院長ポペルカ(A. Popelka)氏の新刑事政策の任務に關する講演(*)があつた。この大審院長の講演の內容は新刑事政策の根本は判事が、犯罪ではなくして犯人の全人格を考慮して犯人の改善に適した方策を決定することに在るとなし、その結果、判事の責務が重大となつたこと及び同時にそのために判事の補助教育が必要であり、その權限が擴大せられることを要し、又、一般に公衆の支持がなければならぬことを述べめものである。

(*) その講演は Heute Abschluss der Strafrechtstagung の見出しの下に掲げられて居る (Prager Presse, 30. August 1930, S. 1)。

(未完)

第二部第一問決議(b) 作業を受刑者の材能に適應せしめねばならぬ、又、作業賃金を受刑者の行狀とその作業成績とに比例せしめねばならぬ。以下畧(第二五頁)

同第二問(希望) 行刑に關する中央機關の構成については、それぞれの職務に當るに最も堪能なる人人の協力を仰し得る制度を確立することを要する。以下畧(第二六頁)

矯正図書館

所謂「國家賠償法」に就て

—刑事補償法立法理由—

古田正武

一、所謂國家賠償法といふのは相當以前からの懸案であつた。昭和四年二月には「刑の執行又は勾留に因る補償に關する法律案」として又昭和五年四月には「國家賠償法案」として議員から帝國議會へ提案せられたこともあるが法律としては成立しなかつた。刑の執行を受けたる者が再審又は非常上告に於て無罪の言渡を受けたる場合又は未決勾留を受けて居た被告人が公判又は豫審に於て無罪又は免訴の裁判を受けたる場合に、之に對して國家が補償を給與するとか或は損害賠償をするとかいふ趣旨の法案であつた。近頃國家賠償法とか國家補償法とかいはれて居るのは斯る內容を有する法律を指すのである。司法當局に於ても餘程以前から此の種法律の制定を認めて既に大正十三年に提案の準備を整へたのであつたが、主として財政上の理由から實現しなかつた。其の後に於ても屢提案が企てられたのであるが、何時も同樣の理由で中止されて居た。所が、本議會には愈々提案せられることに爲つて省案は決定して居る。內容は大体前に述べた議員の提出案と等しく、刑の執行を受けたる者が再審又は非常上告に於て無罪と爲つた場合及未決勾留を受けて居た被告人が公判又は豫審に於て無罪又は免訴と爲つた場合に、夫々刑の

執行に因る補償又は未決勾留に因る補償を給與するといふ案である。損害を賠償するといふ案ではない。國家賠償の一種に過ぎないのであつて專ら刑事事件に關するものであるから法案に刑事補償法といふ名稱が附してある。

二、歐洲に於ては既に百年以上も前から論議せられて居る問題であつて、英國を除いては大抵の文明國には皆此の制度が設けられて居る。併し、國によつて各法制の內容を異にして居る。刑の執行を受けたる者が再審に於て無罪となつた場合に刑の執行に因る損害を賠償する制度だけを存して居る國もあれば、其の外に、未決勾留を受けて居る被告人が無罪、免訴と爲つた場合に未決勾留に因る損害をも賠償する制度を立てて居る國もある。我刑事補償法の補償の目的は後者に屬する。勾留を受けた事實はあつても起訴せられなかつた場合には、之等歐洲諸國に於ても、賠償問題の對象とは爲つて居らない。唯獨逸に一種の例外規定があるだけである。我補償法案に於ても此の場合を問題にして居らない。要するに刑事の補償は何れの國に於ても無罪又は免訴の裁判があつたといふ許りではなく、外に刑の執行又は未決勾留といふ事實が加つたときに給與すべきものとして取扱はれて居る。我補償法案も同樣である。元來我國ほど無罪率の少い國はない。外國に於ては陪審制度の爲に無罪率が增加して居るといふ事情もある樣であるが、何といふても我國に於ては檢事自身が外國に於ては見られぬ程精密なる捜査を遂げたる後起訴をすることが無罪の少い原因であると思はれる。一ケ年の起訴總人員約十五萬人に對して無罪、免訴人員は約千三百人である。百分の一にも滿たぬ少數であるが、無罪免訴が千三百人もあるといへば相當多數の樣な感もする。それほど我々の頭には、起訴せられた上は無罪にならぬものといふ觀念が入つて居るのであらう。此の中被告人が勾留せられて居て免訴又は無罪に爲る事件は比較的に少い。最近十年間の統計に示す所に依れば一年間に豫審免訴が平均一八二人、公判無罪が四五九人、合計六四一人が補償問題に關係することと爲る。非常上告、再審に於て無罪と爲つた者に付ては一年間平均四人に滿たない程度である。補償を非常上告、再審に止むるものとすれば、殆んど補

償の問題は存在せないに等しい様な良好なる成績を示して居る。

三、上に述たるが如く刑事補償の問題の起るのは無罪とか免訴とかいふ結果の生じた時である。併し、我國の裁判、檢察の職に從事する者が、其の職務を執行するに當つては愼重なる上にも愼重の注意を拂つて、一點の私心を混へず、裁判をするにも又搜査に當つても、常に法規の準繩に從ひ、公明正大、俯仰天地に恥ぢない仕事をして居る。然るに裁判官と裁判官又は裁判官と檢察官との間に事實の觀察を異にしたり、法律解釋上の意見を異にしたり又は證人が死亡したり、證據物が消滅したりする様な事情の變更から無罪者を出すことに爲るのである。即之等の職務に從事する官吏には無辜の良民を罪に陷るるといふ故意の無いことは勿論、殆んど過失を以て論ずることも出來ぬ場合である。いはば不可抗力に近い自然的の災害の様なものである。刑事補償は此の場合に官吏の故意又は過失を條件とせないで、補償の途を講ぜんとして居るのである。

四、元來官吏が其の職務を行ふに當つて人民の權利を侵害し損害を被らしめたる場合に於て、其の官吏の行爲が國家の經濟的活動に關する場合、國家の權利、義務の行動を代表する場合でなく、國家の權力行動を代表する場合に於ては當該官吏に故意、過失の存する場合に於ても、國家は特別の規定の無い限り、其の人民に對して賠償の責に任ぜないのを一般法理と解されて居る。國家が收用したる土地の所有者又は關係人に對して其の受くる損害を補償する場合（土地收用法四七）、戰時又は事變に際して、陸軍又は海軍が人民から軍需を徵發して其の賠償を爲す場合（徵發令二七）等は即特別の規定に依つて、國家の權力行動の結果に對して國家が賠償の責に任ずる場合である。刑事補償法も此の意味に於て國家の權力行動から生ずる結果に付て、國家の補償を認めんとする特別の立法である。即統治權の主体たる國家、法理上何等の拘束を受くることを要せない

國家が、自ら、其の官吏に依りて代表せられて居る國家の行爲の結果に對して責任を負擔することを法律に依つて表示する場合である。從て補償又は賠償と稱しても決して民法上の債權、債務の關係ではなく公法上の賠償である。

五、刑事補償の問題は、上述の如く裁判又は檢察の職務に從事して居る者の故意、過失を前提として居るのではない。故意、過失は之を穿鑿せずして、唯結果に對して賠償することを目的として居るのである。裁判官や檢察官が名を國家の權力行爲に藉りて其の職權を濫用し故意に人民に損害を加へた場合に其の官吏本人に賠償の義務の存するや否やは、刑事補償法の直接に關係する所ではない。舊刑事訴訟法第十四條には「被告人無罪ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ判事、檢事、裁判所書記、執達吏、司法警察官又ハ巡査憲兵卒ニ對シテ要償ノ訴ヲ爲スコトヲ得ス但是等ノ官吏被告人ニ對シ故意ヲ以テ損害ヲ加ヘ又ハ刑法ニ定メタル罪ヲ犯シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス」といふ規定があつた。現行刑事訴訟法に於ては同條は削除せられて居るが、趣旨に於て變更せられたのではない。判事、檢事等が被告人に對して故意を以て損害を加へ又は刑法に定めたる罪例へば職權濫用罪等を犯した様な場合には特別の規定がなくとも之に對して民法上の賠償請求權があるものと解すべきであらう。從て刑事補償法は斯様に官吏本人に賠償責任のある場合國家が其の官吏に代りて賠償の責に任ずるといふ觀念でもなければ又官吏が賠償を爲さざる場合に、從的に國家が其の責を負ふといふ觀念でもない。

六、刑事補償の問題は上述の如き觀念に起因するものとしても、國家の權力行爲に因つて一般又は特定の人民に對して、損害を與へ而も其れが不當であると考へられる場合は唯刑事訴訟法の結果のみに止らない。然るに獨り刑事に關して補償法を制定するの特殊の事情は何れにあるか。之に關しては幾多の特殊の事情があると思はれるが第一國家の權力行爲に依つて人民に損害を加ふるの處分は多種多様であるが、刑事處分程深刻なるものはない。刑事

の裁判は名譽、財產、自由の剝奪より進んで生命の剝奪までを其の本質として居る。加之其の手續の過程に於て全然其の身体、交通の自由さへも奪取する。國家權力の發動の結果に於て此の如き重大なるものは全く他に其の類例を見ない。誤て斯る制裁が加へられたとすれば、如何なる方法を以てしても其の損害、苦痛を回復補償するの途はないであらう。かるが故に他の國家權力行動とは全く其の組織を異にして、深重なる上に深重を期して、三審制度を設け陪審の途を開き其の上非常上告又は再審といふが如き非常手續までも認められ絶對的に眞實發見主義を採つて居る。他の國家權力發動の形式に類例を見ない。斯の如く特別の制度を以て、實質的の眞實に附合することを期して居る國家行動に過誤があつたとすれば、之に對しての特別の補償を考へるといふことは至つて適當なることである。第二に國家の權力行爲の當否に付て刑事處分ほど嚴密にして明確なる判定の下される國家行爲はないであらう。一般の國家の行動に付ては其の當否を斷定する制度すら備つて居らぬ場合が多い。從つて最初から補償の問題は起らない。偶制定の制度の備つて居る場合に於ても、不當なる國家行動が取消されれば、損害を殘さないか精々財產的損害の程度に止るのである。刑事訴訟に關して特別の補償制度を要する理由の主要な點は此に在るのである。

七、刑事補償の性質が右様のものであつて、官吏の不法行爲に因る損害賠償ではないのであるが財產上の損害を賠償することを主義とする立法例に於ても、賠償を除外する場合に關する規定の無いのは稀である、最も概括的に除外例を定めてあるのは、故意又は重大なる過失に因つて有罪判決を受け又は勾留を受くる様になつた場合である。例へば虚僞の自白をして有罪判決に服して置いて、後になつて再審の申立を爲し、無罪の判決を受ける様になつても、それには賠償の必要はないとするのである。又虚僞の自首をして起訴、勾留を受ける様になつても未決勾留に

因る賠償は與へないといふのである。博徒の乾兒が親分の身代に爲つて虚僞の自白をするとか、自動車の運轉手が主人の罪を被つて過失傷害罪の刑を受け後に再審で無罪に爲つたといふ様な例がある。此種の者に對しては公正の見地から考へて賠償の理由が無いであらう。又責任無能力の狀態に於て爲された行爲であつたが爲に無罪と爲つたといふ様な場合、例へば最近に判決のあつた様に天理教教主の某に不敬の行爲があつた、併しそれは犯人が心神喪失の狀態に於て犯したのであるから無罪といふのである。此様な場合にも賠償の要はないといふのである。又或立法例に於ては假令無罪と爲つたとしても審理の對象と爲つた被告人の行爲が、重大なる不正直又は不德義に出でたるときには賠償を與へないといふのがある。裁判所が被告の行爲は大に非難すべき行爲であると考へるけれども其れが犯罪とは爲らない場合を指すのである。民事上の不正と刑事上の不正又は道德上の禁止と刑法上の禁止との境界は頗る微妙にして區別が甚だ困難なる場合がある。此の境界線に接近して居る様な行爲は假令民事上の不正であり又は道德上の禁止違反なるが爲に無罪と爲つた場合にも賠償をせぬといふのである。又或立法例に於ては勾留を受けたる者が懲役刑の執行を受けたる後、三年を經過して居らない場合には賠償せぬとか、經濟上の狀態が救助を要する場合でなければ賠償をせぬとかいふ様な、起訴を受けた行爲とは全然關係のない事項を賠償除外の原因として定めて居るのもある。斯様な除外的規定の中には司法の公正といふ見地から援用すべからざるものもあるのである が、除外例とすることを適當とするものも多々ある様である。我刑事補償法案にも是に似た二三の除外例が設けてある。

八、前にも述べた様に外國の立法例に於ては賠償の目的を刑の執行又は勾留に因つて生じたる財產上の損害として居るのが常である。併し、刑事補償の問題は官吏の不法行爲に基くものではなく、適法なる國家の權力行爲に因る

結果に對する問題である。官吏が國家の治安維持の爲、多衆民業の利益保護の爲に、特定の人民に對して加へた强制に過ぎないのである。其の犧牲となつた者の損害は財産上のそれではなくして寧ろ精神上、名譽上のそれである。從つて補償の目的は財産上の損害賠償といふよりは寧ろ慰藉料の給付とするのを適當とするのではあるまいか。我刑事補償法案は慰藉料の意味に於て刑の執行日數又は未決勾留日數を標準として一日に付五圓以內の補償を給與するといふ內容になつて居る。五圓以內と定めたことに別段の根據のある譯ではない。給付の本質及現下の經濟狀態等から見て之を相當と考へたのに過ぎない。

九、無罪、免訴の裁判があつても、之に對して悉く補償を給與するのではない。上述の通り給與を受け得ない場合もあれば又給與を受くるに付ても補償額の裁定を要する。之を如何なる組織に於て決定すべきか。給付するか否かは無罪、免訴の裁判と同時に言渡し其の給付額に付ては申立に依り別の裁判所に於て決定するといふ立法例もある。殊に其の裁判は民事裁判所に於て決定する例もある。又給付額は司法省に於て決定する國もある。更に給與の裁判に對しては如何なる程度に不服の申立を許すべきかといふ問題もある。刑事補償法案に於ては給與すべきか否か及給與する場合に於て其の數額は、補償の給與を受くる權利を有する者の申立を俟つて、無罪の判決を言渡した裁判所又は免訴の決定を言渡した豫審判事の屬する裁判所に於て決定することになつて居る。給與すべきか否かを申立を俟つて初めて決定するとしたのは、無罪又は免訴と爲つても、公訴の提起を受け又は勾留を受けたのが全く自身の故意又は重大なる過失に基くといふが如き、給與の除外例に該當することを自覺して、補償の給與を要求する意思を有しない者もあるであらう。斯る場合に裁判所が要求もないのに進んで補償不給與の決定をするが如きは無用の手續たるのみならず、無罪、免訴の裁判を受けたる者に付て其の意に反して不利益なる事情を發表することになるからである。而して給與の決定は判決に依る無罪の場合には其の裁判をした判事又は部でもよければ同じ裁判所の他の判事又は部でよいことに規定してある。又豫審免訴の場合には其の決定を言渡した豫審判事の屬する裁判所に於て給與の決定をすることと爲つて居るから此の場合には常に免訴の決定を爲したる豫審判事とは異つた部に於て決定せられることに爲るのである。尙補償給與の決定に對しては假令其の給與の額に不服があつても不服の申立を許さない。唯補償を給與せぬといふ決定に對してのみ不服の申立を許す主義を採つて居る。補償の本質に鑑み此の程度に不服の申立を許すを相當と考へたからである。

十、刑事補償の制度は前にも述べた通り裁判、檢察の職務に粗漏過失が多く人民の被る損害甚大なるの實情に促されて設けられんとするのではない。我國の裁判の結果は世界に比を見ざる程の良成績である。無罪の率は餘りに少い。それにも拘らず、人道を尊重する精神より、又司法の正義を顯昭する爲に、偉大寬容なる國家の慈悲の心持を發揚せんとするに外ならない。本法の制定を主唱する一部の人々の說明するが如く公正を失したる我裁判を矯正する爲に必要なる制度であるといふのでもなければ又裁判官、檢事の政黨化を防止するといふ樣な趣旨に於て緊要なりといふのではない。公正なる我司法部に錦上更に花を添へんとするのである。陪審制度の創設と其の動機を同じうするのである。

刑政第44巻第1号
矯正図書館

教育刑の回顧と展望（上）

常盤敏太

一　教育刑思想の回顧
二　立法に現はれた教育刑思潮
三　教育刑實施の方法と用意（以上本號）
四　教育刑實施についての二三の要求

一

一九三〇年のわが邦における刑事學界は教育刑論について躍進的な年であつた。その綜合的な尖端は牧野博士の『教育方法としての刑罰と法律關係としての刑罰』であるといふことが出來よう(*)。この牧野博士の勞作を先頭とした行刑論集は、又、全般として、教育刑の主張を含むこととなつた(**)。かくして本論集は同時に世界の行刑思潮に合流することとなつたともいへよう(***)。換言すれば、この年に公にせられた行刑論集はわが邦の教育刑論を盛つて世界の行刑の新思潮に寄與をなすこととなつたのである。

(*) 牧野博士『教育方法としての刑罰と法律關係としての刑罰』（行刑論集昭和五年）參照。

(**) その行刑論集において教育刑の主張に關係あるものは一にして足りない。その主なるものを、正木學士『少年行刑』吉田博士『教育に於ける作業の地位』森山武市郎氏『刑務作業に對する敎化的考察』佳江敬義氏『わが國に於ける累進制』泉二博士『不定期刑』とすべく、殊に木村學士はその『國際刑務會議』の歴史を『人格主義改善主義を中心とする新派刑法思想の歴史』として論定せられてゐる。さうして、跋としての松井前局長の『普國に於ける階級行刑令』の理解はわが邦の行刑實務に教育行刑の實現せられつゝあることを示して居る。

(***) テイー・セリーン『歐洲に於ける最近の行刑思潮』志林第三二巻第一一號第二八頁以下參照。

歐洲の大戰爭がその幕を閉ぢると同時に、殆んど十二に餘る歐洲の大小諸國はその刑法典や行刑法典の改正及び立案に忙しかつた。又、現に尙そのことに努力が續けられてゐる(*)。この世界的な動向は、わが邦の刑法及び監獄法の改正に影響なくしては止まらなかつた。昭和二年には刑法竝監獄法改正調査委員會が設置せられてわが邦の淳風美俗の特質を斟酌しつつ(**)、これら歐米の影響の下に(***)、その改正事業が進められることとなつた。かくして監獄法改正の綱領が決議(****)せられ、次いでこれに基いて刑務豫備草案が創案せられ、その提出の機會を待つのみと傳へられてゐる(*****)。

(*) 牧野博士『刑法に於ける重點の變遷』第一頁以下に詳しい。

(**) 大正八年に組織せられた臨時法制審議會に對する諮問中、刑法については『現行刑法の規定は之を我國固有の道德及び美風良習に稽へ改正の必要あるを認む』としてゐるのであるし、その臨時法制審議會は大正十五年十月十五日の、かの公知の決議『……刑の輕重は本邦の淳風美俗を維持することを目的とし忠孝その他の道義に關する犯罪に付ては特に其の規定に注意すること』となつたのであるから、假令刑務法案調査委員會が昭和二年三月二日わが邦の所謂淳風美俗に無頓着なる如き『監獄法改正の綱領』を決議しても尙刑法の影響は全然之を免ることは得ないであらう、そこで、わたくしはわが邦の改正事業をまづ國民的であり保守的であつたと考へない譯には行かない。

(***) 牧野博士前揭第八〇頁に曰く『いふまでもなく、われわれの仕事は常に國民的といふ立場を基礎とせねばならぬ。しかし、それと同時にわれわれの國民的仕事は又論理的に世界の步調に歸一する傾向を有することを難取

せねばならぬ。それが論理的であるといふことからわが邦は世界の影響の外にはないことを知らねばならぬ』と。

味ふべき示唆である。尙、木村學士『歐洲に於ける最近の行刑思潮』（行政第四三卷第一一號第七頁）參照。

（＊＊＊＊）昭和二年三月二日刑務法案調査委員會の決議による。

（＊＊＊＊＊）昭和二年六月十日前々行刑局長泉二博士等によつて創案せられた刑務豫備草案があるが未發表の儘今日に及んでゐる。尙牧野博士前揭第七五頁には『なほ刑法改正の事業と相俟つてわれわれは、また、監獄法の改正に從事してゐる』と述べられてゐる。

ドイツにおいても、このほど、議會の刑法委員會が刑法草案の第二讀會を終へたさうである。この間一九二七年一月一三日に行刑法政府草案が內閣から帝國參事院に呈出せられ、同年七月及び九月參事院によつて新に作られた形式で議會に提出せられてから三年以上に及ばんとしてゐる。議會の委員會は僅に最近この草案の論議に向はんとすると報ぜられてゐる。しかしながら、グリュンフートはこの三年の沈默は決して行刑改良運動の靜止を意味するものではないとしてゐる（＊）。されば、ドイツに於ても、この間實務上の執行規則におけるよりも、刑罰執行に關する文獻の發表や專門家の計畫の發表に多く驚くべき變轉が示されてゐるのである。

（＊）Grünhut, Forderung zum Strafvollzugsgesetz, Zeitschr. St. Bd. I. Hft. S. 57.

戰後間もない頃までは世界の敎育刑思潮は牧野博士（＊）やリープマン（＊＊）等の個々の理論家の冒險としか思はれなかつた。今日では世の新思潮に理解ある進步的な人々から間隙のないまでに試練がなされ、支持せらるるに至つた。アメリカ合衆國の天地は又この實驗をなすに最も好都合の條件を供へてゐた。換言すればアメリカ合衆國での試練は疑ふべくもない確認を與ふることとなつたのである（＊＊＊）。

（＊）牧野博士『刑法における重點の變遷』第六三頁以下及び『敎育方法としての刑罰と法律關係としての刑罰』（行刑論集）第一頁以下參照。

（＊＊）M. Liepmann, Der Strafvollzug als Erziehungsaufgabe (Frede-Grünhut, Reform des Strafvollzuges, 1927) S. 1. ff.; Mitteilungen d. I. K. V., neue Folge 1. Band, 1926 S. 219 ff.

（＊＊＊）木村學士『歐洲に於ける最近の行刑思潮』刑政第四三卷第一一號第六七頁參照。

牧野博士やリープマン等の思想を紹介し展開せしめつつ、殊にわが邦の敎育刑論確立に貢獻を致したものに、さうして尙今日致しつつあるものに正木學士と木村學士とがある（＊）（＊＊）。

（＊）故リープマンを中心とする Hamburgische Schule に屬する人々が敎育刑を主張しつつあることはいふまでもない。敎育刑は又世界の廣きに亙つて多數の支持者を有してゐる。ここではその枚擧の煩をさける。

（＊＊）わが邦の文獻を擧示すれば、正木學士『アメリカに於ける行刑の重點』（志林第三一卷第八—一二號）と『敎育法としての新累進制』（同上第三二卷第八九號）等、木村學士『行刑の上より見たる刑罰の本質』（志林第三〇卷第一〇—一一號）は敎育刑の本質論として貴重なものである。

とまれ、わが邦においては牧野博士は夙に刑法學說の發展として敎育刑論を主張せられてゐるのであるが（＊）、行刑の實際も亦最近に至つては大いに敎育刑をとり容れつつあるやうに思はるる。日に日に敎育刑の思想はわが邦において發展しつつあることが認められるのである（＊＊）。かくて過去の刑法における法治國思想の展開は新たに敎育刑主義によつて止揚せられ敎育的刑罰觀念（＊＊＊）の中に包含せしめらるに至つた。

（＊）牧野博士『刑法に於ける重點の變遷』第六三頁以下。

（＊＊）同『刑法改正に關する基本問題』（志林第三一卷第九號第一七頁）參照。

（＊＊＊）同『刑法における法治國思想の展開』（志林第三二卷第五號以下）參照。

勿論、わが邦においても、敎育刑主義には反對者がないではない。それは、牧野博士が指示せられてゐる（＊）やうに一は反動的とみづから稱するもの（＊＊）と他は應報論を主張しながら新興的とみづから名乘るもの（＊＊＊）との二つとすることが出來よう。尙ほこの外に以前には刑の本質は應報であるとしながら、換言すれば牧野博士木村學

士の所説と異ると主張せられつつも、しかもリープマンの教育刑思潮に贊成せられるものとして安平教授がある（＊＊＊＊）。多くの教育刑思想の文獻を引用せられてゐる點において貴重な勞作といふことが出來よう。そして、この材料によつて教授の將來教育刑思潮への轉回が切望され得るであらう。

（＊）牧野博士前揭。

（＊＊）久禮田教授『刑法學概說』はしがき第一頁。尙、安平教授『最近の刑法理論と日本刑法改正豫備草案』（警報第二四卷第三號第四號）參照。

（＊＊＊）瀧川教授『風早八十二譯ベッカリーアの犯罪と刑罰』（法論第二三卷第二號第二九三頁）參照。

（＊＊＊＊）安平教授『文化刑法に於ける教育刑の意義』（警報第二四卷第八、九、十號）參照。殊に同第一〇號第四頁註四に於て曰く『約言せばリープマンにありては教育刑は依然理念である。現實化せんとしたが、つひに現實ではなかつたのである。之を早合點して、リープマンにありては行刑上、刑罰の本質は教育だなどと說くべきものではなからうと思ふ。リープマンの文獻を見てもかやうなことは論じて居らぬ』と。わたくしは安平教授のこの結論を怪しまねばならぬ。わたくしは不幸してリープマンやラ之を祖述する木村學士が教授の主張せられるが如き思想を展開して居るとは理解することが出來ない。リープマンがランザの言葉を援用して『刑罰は教育である』（Die Strafe ist Erziehung ……）と斷言してゐることを思ひ起さねばならぬ（Liepmann, Der Strafvollzug als Erziehungsaufgabe, p. 7）。

二

かかる間にあつて行刑當局者は全力を盡して、この最新の行刑思潮を現代化せしめんと努力しつつあるのである（＊）。今日では理論家の科學的批判によつて、計畫せられてゐる改良事業を眞に正當なる道へ導くやうにせられねばならぬことになつて居る。されば、これが爲には一日も早く司法當局が行刑豫備草案を公けにし社會の批判を受けることが要望せられねばならぬ。たゞ、わが邦においてはその刑法竝監獄法改正調査委員會が、刑法豫備草案の審議

の爲め事を急いでゐるので、監獄法改正については刑務法案調査委員の意見を聞くに乏しいのであらう。それ故、勿論、監獄法改正の運動が休止してゐるものとは決して考へられないが（＊＊）。然し、實務家の要望を高からしむる上にも、理論家の批評を得る爲にもドイツにおける如く、一日も早く刑務法案の發表あらんことを切望するものである（＊＊＊）。

（＊）Gürbut, p. p. O. にはドイツでの努力が詳論せられてゐる。木村學士前揭第七頁も『歐洲大戰を起點として歐洲大陸にも果實を結び初めた』とせられてゐる。

（＊＊）このことは少くとも、刑政の讀者に對して繰返すまでもなく、正木學士『監獄法概論』昭和五年に明白に示されて居る。

（＊＊＊）現代では刑法と監獄法とが切離して考へられなくなつて居る。しかく緊密であるべき兩法の實質的關聯から見て、刑法改正の時において、既に、行刑を豫想しつつ、事の順序として監獄法改正がおもむろに刑法の成るの日を待つものとせられて居るのであらう。

教育刑の思想については、ドイツは早く一九二三年六月七日の自由刑執行の原則及び一九二七年の行刑法草案の中で之を宣明したのである（＊）。これは社會教育的改善意思を力强く是認するに與つて力があつたといはれてゐる（＊＊）。又、それは、意識的な强烈な囚人教育の目的をユートピア的であり危險であるとの非難から救ふことに役立つた。殊に一九二九年のプロイセン階級行刑令は行刑が教育刑の理論を容れて現實的のものと化するに何等の疑懼なからしめたものである。曰く『階級行刑の目的は、受刑者をして適法且つ秩序ある生活をなさしむるやう教育するにある』と。これは、刑罰の本來の目的を明らかにしたものであるが、更に、その教育刑の內容は次の如く說明せられてゐる。曰く『受刑者をしてその釋放後國家及び社會に對しその方向を誤らしめざらんとせば、獨り上級において得らるべき外面的利益のみに關心せしむるに止まらず、これらをして克く行刑の目的を知悉せしむることを要する。この

爲には受刑者に對して階級の昇進に應じて責任を負擔せしめ、また、責任に應じて權利を附與し、さらに、拘禁中における其の運命と釋放後における立身の開拓について一段の工夫を爲さしむることを肝要とする」（＊＊＊）と。以つてドイツにおける教育刑の確立を知るべきであらう。

（＊）原則第四八條、第四九條行刑法草案第六四條第六五條にあるる。そこには例へば『自由刑の執行によつて受刑者を必要な程度に紀律及勞働に馴致せしめ再び犯罪に陷ることなきやう道德的に鞏固とすべし』としてある。この教育刑思想から、草案はその第五節で受刑者の服裝、給與、作業、保健、精神的道德的向上及び受刑者と外部との交通に關する規定を設け、更に受刑者の性格に基く分離拘禁に關する規定、刑罰の累進的執行及び釋放者保護の規定がせられるに至つたのである（獨逸行刑草案理由書、及び邦譯としては森山氏『改正獨逸行刑法規』第二〇九頁參照）。

（＊＊）Grünhut, a. a. O.

（＊＊＊）Verordnung über den Strafvollzug in Stufen vom 7. Juni 29. Abschnitt I. Absatz 3. 邦譯としては森山氏『プロセン階級行刑令』法律論叢第九卷第八號以下。尙これについては松井前局長前揭論文、木村學士『プロシヤ新累進令の思想的背景』（刑政第三二卷第九號）及び正木學士『教育法としての新累進制』（志林第三二卷第八、九號）。

三

刑罰は教育的でなければならぬとの思想に對して殆んど反對する者のなきに至つた今日、われわれは研究階程を一段進めねばならぬ。思想の急速な勝利は往々古い酒を新らしい皮袋に盛るの危險を冒すものである。教育刑は疑ふべくもなく、之を主張する者の理論が正しい場合に於ても、その方法手段が十分でない爲に、古き思想を基礎とした組織が、その儘法規の中に定められることになれば、それは甚だ有害なる結果を招來することとならぬとも限らない。そしてその結果教育刑夫自體をして殆んど實行不可能のものと思惟せられしめるに至るのである（＊）。

（＊）安平教授前揭第四三頁には教育刑はよいが、『先づその方法が十分に確定せられてゐないと却つて害をなすものだとせられてゐる。H. Brandstätter, Die Erziehungsprobleme im Strafvollzug (Monatsschrift, zo. Jhg.) S. 518 にも教育學上十分に研究せられたものを初めて行刑に應用せねばならぬと主張してゐる。

かくて、教育刑に對しては、之を實現するについての方法の科學的研究（＊）及び法規、制度、施設（＊＊）に對する科學的批判（＊＊＊）といふ新たなる重責が課せられることとなつた。

（＊）H. Brandstätter, a. a. O. p. 512 ff. わが邦ではかゝる主張に合致する研究の端緒として青木學士『少年の知識傾向に關する調査報告』（少年研究紀要第一輯第一頁以下）及び近藤學士『犯罪者の智能檢査の問題』（同上第一〇一頁以下）『犯罪少年の發生的研究』昭和五年がある。何れも川越少年刑務所における勞作である。

（＊＊）法規については正木學士『教育法としての新累進制』（志林第三三卷第八號第五四頁以下）。施設については木村學士『アメリカに於ける少年犯罪の豫防の新傾向に就て』（刑政第四三卷第二號）、『英國に於ける少年犯人の心理學的調査所について』（同上第七號）參照。

（＊＊＊）正木學士『アメリカに於ける行刑の重點』（志林第三一卷第一一號第三〇頁以下、セリーン『歐洲に於ける最近の行刑思潮』（同上第三二卷第一一號第五四頁以下）參照。

論理上の主義に關する爭は教育刑の瞭々たる勝利に歸しつつある。今は唯明徹の眼光と撓まない努力とによつて毎日の行刑の實務が教育刑の目的とするところに向はしめられるやうに監視せねばならぬ。又これからの教育刑は刑法のみならず行刑法草案に向つて特に影響なくして止ることは得ない。グリユンフートのいふやうに（＊）、教育刑論の初期においてはその意見を發表することにも心を遣ひ、傳統的な實務方法と教育刑とが調和し得るやうにせられることが必要であつたらう。しかし今日となつては教育行刑が遂行せらるるには明らかに必要な多くの條件が具備するのでなければそれは常道に乘ることを得ない旨を極力要請せねばならぬのである。しかり、教育刑の爲には今や古き凡ゆる條件を排除して進まねばならぬ。行刑改良の理論家も教育刑の順風に帆をあげつつも、尙囚人教育の困難や日

その問題についての障害の絶へ間ないことを覺悟しながら、その障害を輕視することなく自らを勵まし警めねばならぬ。恐るべきものは、今や、却つて教育刑に似て非なる教育論である。これが教育刑の健全な自然的必然的發展に致命傷を與へるものである。かくて、わたしは、教育行刑の將來を卜しつつ以下諸點について具體的な教育方法を若干批判することにしたい（＊＊）。

（＊）Grünhut, a. a. O.

（＊＊）尙『教育刑の思想が最近の立法と學問とを指導しつつあり、且つ將來も指導せんとする』（木村學士『行刑の上より見たる刑罰の本質』志林第三〇卷第一一號第九一頁）となす有力なる本質論のあることを附記して置かう。

（未完）

本協會囑託橋田東聲氏逝去

本協會囑託法學士橋田壯吾（東聲）氏は、十一月下旬より「チブス」に罹り傳染病研究所附屬病院に入院加療中の處養生相叶はず、遂に十二月二十日未明逝去せられた。行年四十五。氏は本協會の囑託として刑務事業に盡粹されるところが少なくなかつたのみならず、さらに文部省囑託として教育事業に多大の功顯あり、又各大學に講座をもたれ、一般社會には文筆家と知られてゐたが、今突如として年若く逝かれたことは、かへすがへすも哀悼に堪へない次第である。

海外時報

餓死か—犯罪か

ニューヨークの或る失業者の話

ナッシング オープンツーデー
"Nothing open to-day"（今日は何の口もない）この冷い語は今日此頃ニューヨークの職業紹介所（employment office）の窓口で、長い列を作つて押しよせる求職者の顏にたゝきつけられてゐるのである。合衆國の失業者は或は三百萬或は五百萬とさへ稱せられ、精確な數字は分明しないが、去年の株式市場の恐慌以來、急激に增加したことはたしかで、次の說話は、この失業者の大軍の中の一人の談る所で、最近のエピスコーパル派（監督教會）の機關誌「チャーチマン」に掲げられたものである。此の男はプリンス・エム・カーリツスルと呼ばれて、故郷にゐても仕事にありつけないのにがつ

支那行刑問題と嚴景燿の論評に就て【五完】

佐伯復堂

一時の刺激を受け或は環境に迫られたる偶發犯は、總て寬大なる刑に處し執行猶豫（Probation）とすべきである。又特別なる缺陷あり、一時に補救する能はざる囚人に對しては、その缺陷に依りて類別し補救するを最も可とする。犯罪確定以後入監以前は、先づ細密なる診察を行ひ、犯罪原因、犯人缺陷、充分明瞭となりし後に於て、各々適當の監獄に送致して處置すべきである。一省の監獄は必ず不同あるを要する。即ち某監獄は專ら精神衰弱の囚人取扱に重きを置くの類にて、各監獄には專門家を置き、愼重に指導せば、手數は省けて效果は倍するであらう。たゞ類別の際必ず專門家各自の方法を以て、心理、社會、及精神病に關する確實なる檢査を行ひ、始めて診斷すべきである。然らざれば囚人の敎化上重大なる支障を生ずる。各刑務所に於ける專門家は、囚人の某程度に達し刑務所變更の必要を感ぜる時は、必ず更に詳細に診察せる後、各々他の刑務所に轉送し、以て個人の發展を阻礙し、或は他人の發展を妨礙することを避くべきである。その分類方法左の如くである。

（一）普通の少年及成年囚入獄の時、専門の職業技能なき者、或は曾て或種の實業を見習ひたることある者は、その天性に近き興味あるものに依て工業刑務所に送致し、實業技能を授け、他日の生計準備とする。

（二）普通の年齢稍大なる囚人にして特長の職業技能なきは、その智力と興味に依つて、農業或は工業刑務所に送る。本來農を以て生業と爲すものは、專ら農業刑務所に入れ、相當なる農業知識を與へてその才能を進展せしむる。

（三）瘋癲其他の精神病的囚人に關しては、發見後速に瘋癲病院或は精神病刑務所に入れて特別治療を旋し、平癒の後、更に甄別して相當の刑務所に送り、然らざる者は常に監禁して治癒すべきである。

（四）先天的低能囚人は普通生活に適應する能はざるを以て特別機關に送て取扱ふか、或はその可能性に準じ簡易なる手藝を授け、相當なる自立機會を生ぜしむべきである。

囚人を以上の如く分類處置せる後は、各刑務所の重視點同一ならず、その管理方法も之に因て變ずる。苟も專門人物擔任せざれば恐らく極めて大なる弊害を生ずるであらう。

囚人の分類處置に對する要件は、即ち不定期刑である。現在囚人に對して執行する有期刑は、恰も入院患者に對して豫め退院日を決定すると同樣で、洵に滑稽であることを知るを要する。刑罰の目的は「感化と防止」に在る。而して刑罰執行の輕重は「囚人惡心の淺深を以て標準とする」。但し囚人は畢竟如何なる時期に至れば完全に感化され、或は以前の缺陷を補ひ得るかは豫

かりして、甘い仕事を見つける目的でニューヨーク目指して入り込んで來た青年——職工、人夫、店員、專門技術家——等の大群の一人なのである。

「自分は玆處へ來る前には、ニューヂャーシー州——處は何處でもいゝが——のつまらない新聞のリポーター（探訪員）で、二ケ月前に二十弗ばかりを懷にして玆處へ來たのである。著てゐるもの以外には一枚の著物も有つてゐないのである。

ニューヨークでは識つてゐるものは一人もない。

爾來、自分のやつてゐたリポーターの仕事を求めるために多くの新聞社の社會部長（City editor）を訪うたのであるが彼等は皆一樣に、新聞社で位地を得るの難いことを語つてお氣の毒だがといふ仕末である。自分も直ぐにこの運動には疲れてしまつて、リポーターの方は斷念してしまつて、餓へさへしなければ何んでもやる覺悟で、手當り次第にあらゆる仕事をさがしたものである。今も現にさがしてゐるのである。

ニューヨークのシクス・アベニュー（六丁目）には有料の職業紹介所が澤山あつて、いつも其處には求職者の長い列が見られるので、自分も玆處なら何かにありつけると喜んだが、それも一時で、料金は前拂にしなければならず、しかも、同じ就職口を幾度にも賣つけようとする惡策のために、初めから明かに不適當なことの知れてゐる職業に故意に求職者をふりむけることの往々あるのを知つて、自分の希望はすぐに消えてしまつたのである。

新聞紙の求人廣告欄（want ad. pages）に出るオープニング（就職口）は極めて專門的なものに限られてゐるのである。例へば、映畫劇場で案内人（usher）や入口番（doorman）を求むる場合には、經驗のあるものでなければならないし。身長は六尺、年齢は二十歲以上二十五歲以下でなければならないのである。何の職

定することが出來ない。常習犯職業犯及變態心理犯の處置は、特に困難とする。且つ犯罪原因は決して專ら空言を以て感化しては奏效することが出來ない。實に大部分を占むる。這種の原因除去せざれば、犯罪法庭裁判は、只當時の犯罪事實に根據して、罪名に因つて刑期を定め、犯罪の根本原因に對しては、絶對に窮究せず、若し囚人刑期滿了して尙ほ感化の效なく、目的を達成せざれば、徒に金錢と時間と人力を消耗するのみである。而して現在囚人の徒刑、多くは數ケ月の短期である。その感化たるや知るべきのみ。故に最も安當なる經濟方法は、刑務所當局をして囚人の改悛程度に準じ、刑期を長短伸縮するの權を有せしめ、以て上述の弊害を脫し、改悛の效果を收めしむべきである。

囚人が改悛した後は、當然自由を恢復し、再び社會に入りて働くべきである。現在囚人の出獄には三種の方法がある。第一は刑期滿了せば、無條件にて出獄し、出獄せば全く刑務所及法庭と關係を斷つことを得ることで、中國に於ける百分の九十五以上の囚人は、悉くかうして出監するのである。第二は恩赦に遇つて出獄するもので、無條件釋放に等しけれども、大赦出獄の囚人は、概ね依然犯罪を行ひ、再び入獄する。第三は或種の條件を附して保釋出獄（Parole）するもので、これは條件附釋放である。それは自由刑は感化を以て歸結となす以上、復た苦痛報復主義を取る能はざるは當然である。刑期執行間に當り、若しその人が果して改悛の實證あり、社會生活に適應すること疑なきを信ずるに足るものあれば、方法を講じて保釋すべきもので、裁

業でも、求職者は有り餘つてゐるので、備ふ方では自分の望み通りのどんな注文も出せるので、撰擇は自由にできるからである。」

然れば、カーリツスル君はこの間どうして生きてゐたのであらう。彼は語りつゞける。

「最初は、地下鐵道（サブウェー）の中で眠つて、シガレットとコーヒーで生きてゐたが、二三週間の後にはこれだけの費用も負擔が大き過ぎて來たのである。で、單に乘車賃のニッケル（五仙貨）を有つてゐないといふ理由で、地下鐵道を公園（パーク）に代へてしまつたのである。しかし公園は巡査の巡回があつて、彼等は長い間ベム（ごろつき）を取扱つてゐる經驗から、極めて亂暴無慈悲で、ベンチに眠つてゐるものを片ばしから、まめのできてゐる足の蹠をナイト・ステツキ（巡査の持つ棒）でひつぱたいて起して歩くのである。」

かゝる生活を送つてゐる間に、カアリツスル君は多くの自分と同じ不幸な境遇に在る人と懇意になつて、彼等の身上談を聞くことができたのである。

「自分は多くの人達が今や將に犯罪生活に入らんとしてゐることを知つたのである。固より、他の多くのものは已に犯罪生活の濁流中に乘り出してゐるのである。自分は彼等のやつたことをもつともだと寛恕する氣は毛頭ないが、むしろさうなつた道程を說明する意味で、犯罪生活に入つた或る一人の職業を失つた青年の心理を考へて見たい。

第一に、彼は樂に生活して行ける腕の好い職工なのである。しかも若いのである。ダンスだとか、活動寫眞だとか、若い女と手を携へて盛り場へ行くとか、若い勞働者の享樂するやうな快樂に慣れてゐるのである。それが、一旦、故郷の工場が注文皆無のため苦境に落ち入つた結果解雇されたので、人々と同しやうにニューヨークへひきつけられて來たのである。幾週間といふものは、あちこちと街を歩いて、新聞の求人廣告に答てもみた

判所の救濟の爲に假りに當分出獄を許し、以て心機の一新を奬勵し、同時に又監視を行ひ、重ねて覆轍を踏むことなからしむるのである。この種の制度は、囚人敎化上の助なしとしない。遺憾ながら、刑務官はこの制度に對して多くは漠然として留意しない。恐らく如何に留意すべきかを知らないであらう。時に司法當局に保釋認許を申請することあるも、彼等當局は監獄官の情實を行はんことを恐れ、多くは認許を與へないので、從つて保釋の恩典を受くるものは極めて少數である。上述諸弊害を除去せんと欲せば、須らく以下の要則に注意すべきである。

（一）專門家は囚人に對し、詳密なる考察と診斷を行ふべきである。囚人入獄の際、診斷の重要なることは、已に述べたやうである。但しこの重要なる診斷は、專ら個人は、只囚人個人に就いて言ふのである。保釋の際に於ける診斷のみに對するものでない。尙社會全體を顧慮し、社會に入りたる後、再び反社會行爲を爲さゞらしむるものなるを以て、その重要性は更に大である。その考察順序は、生物學、心理學、社會學に關する種々なる事實を根據とし、醫師が體格を檢査し、精神病學者が精神狀態及び癲癇神經衰弱諸症の有無を檢査し、心理學者がその智力品格及情緒を確定し、敎誨師が知識及び敎育才能を調べ、技師が職業の手腕を審査し、知能係と保釋係が家庭の歷史、社會、環境、個人の歷史、犯罪歷史及びその經濟狀態を調査し、然る後合同診斷し、以上の診斷に綜合して、囚人の保釋すべきや否や、何時保釋を開始すべきやを確定する如くせば、萬全を期し而して效果を收むることが期せられると信ずる。

（二）保釋は不定期刑と共通して實行すべきである。保釋の結果が十分完美となる時は、即ち絶對不定期刑が施行し得らるゝ時である。普通囚人は目下の保釋制度中にあつては、恐らく後に至りて漸次不良化するを感せらるゝであらう。その理由は、彼等は自已の刑期が間も無く滿了すると知るが爲、保釋係に對して責任を負はざるも可なりとするが爲である。故に保釋制度は有期刑或は制限的不定期刑に妨礙せらるゝに因て、完全無缺なる結果を獲得することが能はざるのである。理論上より見れば、囚人は自已の生きる路を變更し、保釋係が彼等に再び反社會行爲を起さゞることを確信するを得るに非されば、刑務所內に居るか、若くは永遠に保釋期內に居ると同一である。民國刑法には二年以上の有期徒刑は二分の一を逾ゆる後、無期徒刑は十年を逾ゆる後と規定しあるも、囚人が一年以上にて保釋し得たならば支障を生ずるであらう。故に保釋の開始、保釋の取消、保釋の滿期の論なく、悉く囚人自身の狀態に依つて規定し、法律に依つて强ひて規定し、規律墨守の弊に陷らざるを最可とする。而して必要とする所は治獄の人才と全力を以て服務する精神とである。苟も保釋制度完備せば、絶對不定期刑を用ひ、入監囚人をして盡く保釋によつて出獄せしめ、以て刑期完了による釋放恩赦の諸弊害を免かるべきである。

（三）囚人を考察し、その出獄以後社會生活に適合するの根據を有するを知りたる後、始めて保釋すべく、心的缺陷ある多くの人にして、監中に於ては簡單なる生活に適應するとも、社會に在りては必ずしも適應せざるものは決してかゝる〳〵しく保釋すべきでない。

り、それでいげなくて形の如く職業紹介所へお百度をふんでみたが、いつ行つても、同じ紋切形の nothing open today（ナッシング オープン トゥデー）「今日は何の口もない」の冷たい返答を聞かされるばかりである。

夜になると歸るべきホームを持たないので、どうしてもストリート（街）を歩いてゐなければならず、歩くとすれば、裏街よりも人の群がる大通りを歩きたくなるのは人情で、自然とブロードウエー（ニューヨークの物凄いほどの歓樂境で、娯樂と淫蕩と犯罪とのもつれ合つて亂舞する處）へと足が向く。タイムス・スクエヤ（ニューヨーク・タイムス社前の廣場）では、快樂を求むるに無中になつてゐる人間の大群集の怖しいどよめきを看るのである。肥つたバンカー（銀行家）がゐる。眼つきの悪いブートレッガー（酒類密賣人）がゐる。ショップ・ガール（女店員）がゐる。ショー・ガール（マネキン）がゐる。ミリオネア（富豪）がゐる。クラーク（店員）がゐる。皆んなが皆、快樂を求め、幸福を求めて、狂氣のやうになつて金を使はふとしてゐるのである。あの金があれば、コーヒと一夜のフロッグ（宿泊）が買ひ得られると思ふと彼は目が廻るやうな氣がするのである。

詮方つきて、彼は先づ、街に立つて物乞ひをするのである。しかし、應じてくれるものは、同病相憐れむためだらう、同じ貧乏人だけである。さうかと思ふと機にふれて、醉つてふら〳〵したブローカー（株式仲買人）がホテルやレストウランの入口でドーアマンにテイプを切るために大きな束の中から十弗紙幣を引き抜いてゐるのを見せつけられるのである。

終に誘惑に堪えられなくなつて、彼は酔漢を襲つてはポッケットをかつぱらつたのである。

已に一旦、犯罪をやつてしまへば、すつかり度胸がすはつて、終には立派な一人前のギャングスター（世界的に有名な

（四）保釋以前に於て囚人の爲め相當なる職業を求むるを要する。それは我等が已に知る如く、失業は犯罪の重大原因の一なる爲である。囚人出獄すれば、決して自ら職業を求め難い。故に保釋以前必ず位置を求めてやらねばならない。

（五）須く適當なる環境に置くべきである。多數の人は悪劣なる環境に迫られ罪を犯すのである。若し依然彼等をして本來の環境に戻らしむれば、勢必ず舊癖再發し、改宗しがたくなる。故に社會に入る以前、彼等の爲に仔細に考へ、その生活に支障を來さゞらんことを期せねばならぬ。

（六）愼重なる觀察と援助とは、保釋後の必須要件である。蓋し囚人に命じて毎月一回報告せしむるのみならず、尚常に彼等の顧問となり、彼等に善良なる友誼を必要とする援助を與ふべきである。

（七）獄中保釋囚の勞役は、公私各社會團體と相當の聯絡あるを要する。その地位を得せしめ、且つ彼等の爲に職業を紹介する等、彼等の幸福を計り、保釋に良好なる效果を生ぜしむべきである。

（八）保釋係は充實せる專門訓練を有し、獄内に保釋係所を設け、專らこの事務を取扱ふべく、且つ囚人に對し十分なる監察と援助とをなす爲に人員は過少ではならぬのである。而して個人の特質は更に重要である。精密なる判斷、善良なる品性、厚き同情心、堅忍なる信仰、深厚なる熱情、困難に遭遇して避易せざる心の如き、釋放囚人をして精神上感動を起し、再び覆轍を踏んで保護者の若心に辜負することを恐るゝ如くなれば、その成功は容易にして

且つ莭大であらう。

七　結　論

以上嚴景耀氏の論評せる概略の狀況に依れば、以下の結論に到達する。

（一）支那に於ける舊式刑務所の數は、新式刑務所に比較して多きに失する。最短期間に於て極力新式刑務所の數を擴張し、以て數千年間、因襲し來れる非人導的刑務所を消滅すべきである。

（二）現在の新式監獄は、依然舊時の報復主義及刑罰主義を脫却せず。行刑制度中幾多人道に背馳し處置不當なる點を存する。最近二十餘年來新式刑務所に改良せる最大動機は、領事裁判權を回收せんとして、新式刑務所を建造し、外人に見せしめんが爲であつて、留意し且つ實行し得たるは僅に物質的方面に於て稍々成功あるのみで、人道主義に對する問題、精神方面に於ける努力に少しも留意せず、支那の犯罪同胞の爲にも、更に思を致さないのである。

（三）新式刑務所に於ける官吏等は、餘りに官僚化して居る。彼等が刑務所に對して有する所の興味は、個人の地位のみで、決して囚人の幸福と改宗とではない。彼等は司法部領布の刑務所を官廳と見做すので、社會の病院とは思はない。彼囚人に對し少しも犯罪原因を了解せず、囚人取扱には多く劃一方法を用ひ、彼等の責任は、即ち囚人逃走せず、變死せざれば事は濟むとし、彼等が目前の成績は、即ち幽禁であつて、決して敎化ではない。故に現在の所謂新式刑

アメリカのギャング（惡漢團）の一員）となつて、殺人さへ屁とも思はなくなるのである。それでも何處かに良心はあつて、始終身の罪を責められるのであるが、冷たい無情なニューヨークは他に何一つ行くべき道を與へてはくれなかつたといふ論法で自分の良心を强いて押へつけてしまうのである。

この論法は誤つてゐるだらう。之をくつがへす論理上の方法はいくらでもある。しかし、凡ての理論を越へて、正直な勞働に從はふとする意志はありながらも、この若者は餓えなければならないといふ冷酷な牢乎たる一つの事實が明かに存在してゐるのである。かうなつてくると、アンエムプロイメント（失業）といふことは單に一個の經濟問題ではないのである。もつと大きな社會問題なのである。

彼の所謂アメリカ式の「インダストリアル・エフイシエンシー」（產業能率）なるものゝために、已に幾千幾萬の人は職にはなれ、其の體軀は飢餓にさいなまれ頭腦は狂はんばかりにかき亂されてゐるのであるが、尙も飽かずに、今や此の大きな怪物（デーモン）は此等の人々の靈魂までをも破壞せんとしてゐるのである。チャーチ（キリスト敎會）か、ステート（合衆國の州）か、都市か——いづれにせよ、或る公共團體は自ら起つて、この破壞の手の伸びない前に、匡救の道を講ぜなければなるまい。」

Literary Digest, August 2, 1930



務所は、實は皆犯罪學校なのである。

（四）彼等は專門的訓練缺乏し、刑務事業を終身の職業と視るものは極めて少なく、刑務所は所詮如何に改良すべきかを知らず、近く二十年前日本より少しばかり監獄知識を輸入してより、續いて現在に至るまで、久しく外國刑務所の新學理新施設を紹介しない。現在數人の專門訓練を受けたる者を除きその他は毫も知識なき素人でなければ、刑務所管理に僅かばかりの經驗を有する人物である。民國初年に於て監獄學校及練習所に入りたる人々は、刑務所管理法を學びたるのみにて、自ら深く學理を研究せしものは甚だ少い。從つて多數監獄界の長官等は、切に改良を欲すれども、奈何せん學識足らず、力は意の如くならないのである。故に現在刑務所を改良せんとせば、專門的人材を養成するに非されば不可であり、治獄を以て專門事業と爲し、決して官僚として司法界に入りて立身するの階梯と爲すべきでない。刑務所は獨立地位を有し、決して司法機關の附屬物に非ざるを知るを要する。現在附屬物と爲す所以は、專門的人才のその事を主持するもの少く、支那舊式牢獄の傳統思想を打破する能はざるに因る。

（五）刑務所改良は專門的人才を要するは勿論なるが、社會が刑務所改良に對する熱望と援助も亦極めて重要である。然らされば隻手響を成さず。成功容易に非ず。且つ全國刑務所は聯合して之に當り、一致して事を進めなければならぬ。目下支那各省の刑務所は悉く各省の高等法院に隸屬し、全國には之を聯絡すべき統一機關なく、司法院は各刑務所に對し公文を傳達するのみである。予今回各省に至りて調査せるに、各省刑務所は皆漠然として隣省監獄の處理する事務を知らず。縱んば或省に於て偶々改良の新計畫あるも、他省は決して共同研究して、假りて參考の幾會と爲すものもない。故に目下支那に於ては全國刑務所協會を組織し、刑務界の同志を團結して協議協力し、又各國監獄協會と聯絡して一致進行し、且つ監獄雜誌を刊行して、各國監獄の學識及進行方法を輸入し、目下の支那刑務所界に於ける學術上の參考機會を與へると同時に、雜誌に依りて民衆を喚起し、傳統的監獄觀念を打破し、刑務所に對する社會の信賴を生じ、熱烈なる援助を與へしむべきである。此の如くせば、刑務所改良の成功は、必ず速かに且つ大なるものがあらう。若し能く努力進行し、刑務所內部に在つては極力世界最新の思想に依つて事務を執り、以て囚人敎化の完美なる效果を見せるに至らば、必ず外部に於て、社會の信賴と援助とを得るの一日あるであらう。囚人出獄の保釋狀は、醫師の診斷書と同じかるべく、又職業學校の卒業證書と相匹敵すべく、又大學より與ふる學位と同樣なるべきである。その理由は刑務所の職務は、即ち國家の爲に社會に適合せざる人々を變化して社會に有用なる人物と爲すが爲である。

嚴景耀氏の結論も亦同一に出でゝゐる。とにかく嚴景耀氏の所述は、支那現在の行刑制度とその實施が、如何に亂脈であるかを赤裸々に告白したもので、支那の行刑現狀を知る上に於て、又支那の法制史實の資料として、極めて有益なる文學たるのみならず、現在我日本の刑務所に於ても、大に似通つたものあることを自覺せねばなるまい。（完）

行刑に於ける社會心理學的問題【下】

近藤貞次

刑務所の施設

私はいつも或る施設がなされるといふことを聞くと直ちに其の施設のもとに活動する人々のことを考へる。又逆に、或る者が或ることをしたと云ふことを聞くと、一體、其の者が如何なる施設の下に活動して居たのかをたづねる。種々の施設は之を一種の環境的要素と考へることが出來る。若しかく考へることが許されるならば、先に、人間生活の社會心理學的考察として、人間的對象と個人との關係を押しひろめて、一般に、環境と個人との關係について述べたことは、或る施設と其の施設のもとに活動する人々との關係に就いてもあてはまる筈である。即ち私共の營む活動は單に施設の方面からのみ論ずることも出來ないし、それかと言つて又個人の側からのみ論ずることも出來ないのである。一つの事件が起ると、或人は設備が悪い爲だと言ひ、或る人は其の運用者に落度があると言ふ。例外的には設備のみが悪く、運用者のみに落度があると云ふ樣なこともあるかも知れない。併し多くの場合、或る一つの事件が起つたとすれば、設備と運用者の兩方に責任がある。思ふに若し設備が全く完全ならば事件が起らないであらうし、又、設備に多少缺點があつても缺點があるならば缺點がある樣に注意して使用しさへすれば比較的事件を起さずにすむであらう。手近な例をあげる。或る機械を見て其の機械に故障が無いものと考へて動かしてみても、若し其の機械に故障があれば故障がある樣にしか其の機械を動かすことが出來ない。完全だと思つて故障のある機械を動かすのであるから其の操作に無理が出來て從て失敗も出て來る。此の場合の失敗は、故障のある機械を故障が無いものと誤り考へたことが、たとひ使用者が如何に考へても故障があれば故障がある樣にしか使へないと云ふことの二つのことから起つたものである。だから此の失敗も使用者と機械との兩方を見なければ充分說明出來ない。かくして、私は刑務所に新しい計畫が特込まれることを聞くと直に刑務所には種々の事情から犯罪を犯した特殊の人々の居ることが頭に因くのである。さうして新に計畫されて居ることが果して特殊の精神構造を持つた人々に適切であるか否かを考へさせられるのである。若し適當であるとすれば如何なる意味で適當であるかを探つて見ないわけには行かないのである。さうして、其の計畫を實現する上に於ける技術上の注意事項を考へて見るのである。

扨、刑罰は教育だと云ふことになつて居る。然るに、刑務所に於ける教育は普通の學校に於ける教育より困難である。何故困難であるかと云ふに、それは刑務所に於ける被教育者を普通の學校に於ける被教育者に比して種々の點で特異な所があるからである。家庭的に恵まれて居ない所から、自然、家庭に對する親しみ無く、家庭を出で無宿生活をすごして來た者もある。經濟上の事情から義務教育を完全にすまして無いものがある。感情に異常な者がある。仕事に飽き易いとか反抗心が强いとか云ふ點缺を持つて居る者がある。斯う云ふ特異性の上に、更に年齡が相當になつて居る。等々の理由で、兎に角刑務所に於ける教育は極めて困難である。從て、刑務所に於ける教育的設備が普通の教育的設備と少くとも同時、望み得るならば普通の教育設備以上でなければならないと云ふことは極めて明白である。又、囚人の特異性の故に、此の教育的設備が普通の教育設備と少くとも同等でなければならないと、云ふことと竝んで其の教授法に於てもその根本原理に於て一般の教授方法と異ならないにしろ、技術は特殊のものとなる筈である。だから、社會一般に適合した教授法であつても、それをその儘刑務所に適合したものとして無條件に受入れることを躊躇しなければならないのである。受入れる前は充分吟味する必要があるのである。即ち、教育的設備は被教育者に適合したものでなければならないのである。何となれば、若し教育的設備が被教育者に適合しない場合には、望ましい教育效果を得ることが出來ないからである。さうして、こゝに教育的設備と云ふのは單に物的の設備のみでは人間的設備も併せ考へるのであつて、設備そのものから言へば、物的設備と人間的設備は併行しなければならない。

矯正図書館

三　囚人の社會心理と行刑に對する社會的影響

私の最も嬉しいと思ふことは、私の接して居る犯罪少年が、入所當時、改悛の意を披瀝し、將來に囑する希望を述べ、その希望の實現方法に就て意見をもとめ、而もそれを心から物語つて居ることである。さうして、私が最も失望せることは、時が經つてやがて工場に出て他の者と交はることが出來る樣になると、いつしか最初の緊張味は消えて投げやりになり、入所前、亂れた生活をして居た當時の精神狀態に立戻ると云ふことである。時には惡化する者すらあると見受けられる。それはどうしてであらうか。入所當時彼自の物語つたことが嘘言であつたわけでない。成程、入所當時嘘言を吐くものがある。殊に、再犯者や、數回保護所を通つて來て居る者の中には言葉巧みに述べたてる者がある。併し幸にして私はさう云ふ者を識別するのに全然無力ではない。入所當時は實際眞面目に改悛の意を述べて居るのである。而も、時のたつに從つて變化するのである。此の原因には種々あるものと思はれる。大きく考へて見ると、其の原因が刑務所の側にあるとする考へ方と囚人の側にあるとする考へ方が可能である樣に思ふ。刑務所の構造や刑務官吏については、現在の所、尙、遺憾の點があるかも知れない。併し其等は着々改善され進歩しつつある——刑罰は教育であるといふ思想のもとに。だから單に刑務所の側のみに原因があるとは考へられない。思ふに、入所後、入所當時の精神狀態が變化すると云ふ現象は、刑務所と云ふ特殊の環境とこゝに收容されて居る者との相互關係の中に生じたもので、決して其の一方からのみ起づたものではない。此の關係は、矢張り、人間生活の社會心理學的考察として始めに述べた樣に考へらるべきであると思ふ。即ち、原因は刑務所と囚人の兩方にまたがつて存在して居る。私は刑務所の構造や刑務官吏を責める聲を數々聞いて居る。だから、此處では、囚人の側に存在すると思はれる條件を列擧して見たいと思ふ。

一、囚人の精神狀態が入所後變化するといふことに對する原因の中、囚人の側に存在するものゝ一つは、時が經つにつれて刑務所の雰圍氣に、慣れると云ふことである。慣れて緊張がうすらぐのである。慣れてうすらぐ樣な緊張は何もならないと言はれる人があるかも知れないが、一般に、或る事象に慣れるに從て、其事象が意識の背後に退くのが普通である。慣れるにつれて緊張がうすらぐと云ふことは言はゞ人間の心理學的弱點とも言ふべきものであつて、或る程度迄は避くべからざることである。從つて私共は最初の緊張を失はない爲に常に努力を繰返さねばならないのである。且つ、一般に、習慣は之を變形したり無くしたりするのは困難なのであるが、囚人の中には、長い間亂れた生活をして居て、不正規な生活振が習慣になつて居るものがある、此の種のものにあつては、此の習慣を破ることは極めて困難で、刺戟があれば再發する傾きがある。刑務所に於て、最初の緊張を持續せしめる一つのよい方法は作業に熱中せしめることである。

二、第二に考へられることは、刑務所に對する收容者の誤つた考へ方である。一般に、惡い傾向には染み易いものであるが、刑務所に於ては、特に、これを助長する一つの要素がある。囚人の多くは刑罰は罪の償ひであると考へて入所して來る。罪の償ひに來たのだと考へて居る。だから、彼等にとつては刑務所は罪の償に來た惡い者の集り場所なのである。此の意識が土臺となつて、囚人の間には、不正規な生活をして居る者の間に見られる、一種特別の考へが働いて居る。此の特別の考へ方によつて釀成された雰圍氣がある爲に、一度び、此の雰圍氣中に入れられると、容易に惡風に感染してしまふ、此特別の考へ方に從へば、惡いことをすればする程はゞが利くと云ふ樣な一つの社會心理が生れて來る。よいことをするのは役人にへつらふのである。罪の償ひに來たのだと考へて居る以上、彼等は、自己と刑務官吏との關係を被敎育者と育敎者のそれとは考へずに、言はゞ惡人と懲戒者の對立と云ふ風に考へて居る。從て、看守達のすることなすことすべて反感の目を以て見る。感謝の念などは毫もない活動寫眞を見せても遊ぶ機會が一つ增したとしか考へない。私はかゝる雰圍氣の中にあつてよく最初の緊張を續けて居るものが、極めて少數ではあるが、實際に居ることを喜ばしく思ひ、斯う云ふ考への一人も多くならんことを切願して居る。それには、どうしても收容者の誤つた考へ、罰は罪の應報であるとの考へを改めてやらねばならないのである。さうして、彼等が此の樣な誤つた考へを持つて居る大きい原因は社會一般の大部分が今尙應報の思想を抱いて居るからである。理論的に刑罰は敎育だと云ふことを知つて居る者でも、心理的に應報の考へを捨てない。此の社會的俗見にもとづいて犯罪者の多くは誤つた考へを持つて居る。かゝる誤つた考への持主が一旦刑務所內に於ける前述の如き雰圍氣に侵されてしまへば、刑罰は敎育だと云ふことを敎へられても、それはたまたま、看守に對して、『刑罰は敎育であると云

ふのに、此の様に虐待する。」「看守は駄目だ、新らしい思想を知らない」と云ふ様な反感の口實を與へるにすぎない。斯う云ふ者の改過遷善は極めて困難である。これは社會が行刑にもたらす悪い影響の一つである。かゝる社會的影響を除く爲には刑法の新思潮が更に廣く深く社會に納得されねばならない。刑務所と雖も社會機構の一部にあるのであつて、社會一般の思潮が進歩しないで刑務所のみが進歩すると云ふとは不可能である。かく社會一般を動かすと同時に、行刑の現實の仕事として、私共は收容者の入所時——後になつては遲い——教育としての刑罰の意義をはつきり教へ、教へる者は此の態度でのぞみ、教へられる者には此の態度を以て行動することを要求し、罰することもすべてこの根本思想によつて行なはるべきであらう。從來の様に無暗に體罰を使用することも考へものであるし、あまやかすのは固よりよくない。緩急宜しきを得て訓育すること、それが眞に犯罪者を人格の所有者として取扱ふ所以であらう。

三、次に擧ぐべきことは收容者は刑務所に於ける生活を只單に刑務所に於ける生活として、過去竝びに未來との聯絡を考へて居ないと云ふことである。思ふに刑務所に於ける生活は決して過去及び未來から切り離されたものでない。それは過去の失敗した生活を承けて次なる生活に一歩を踏み出す重要な契機を含んで居る。眞面目に考へる者でも、たとひ眞面目に働いても釋放後就職口にありつけるわけでなく、從てこれから先どうなると云ふ希望がないとなると、失望し落膽し、只刑期をすませばよいと云ふ考へになる。不眞面目の者は、元來が刑務所だ！遊んでも刑期は來ると考へて居る。何のとはない刑務所は刑期を過す場所と考へられて居る。こんなことでは迚も再教育の實をあげることが出來ない。どうしても刑務所に於ける生活の意義深いことを自覺させねばならない。それには、刑務所に於ける生活が刑務所内のみにとゞまるものでなく將來の生活にも影響して行くことを教へねばならない。だから刑務所内に於ける收容者の生活を充實したものにするためには、收容者に將來に對する見通しをつけさせると云ふことが、極めて重要なことであり、且つ是非必要なことである。然るに、こゝに收容者をして將來に對する見通しを得させ、將來に對して明るい希望を持たせるのに困難な事情がある。その事情の一つ二つを擧げて見る。第一に家庭の事情がある。このことは犯罪者の發生的原因を調査して見れば知られるのであるが、犯罪者の中には兩親竝びに兄弟の無いものがあ

る。幼少の頃から父と流浪して落付いた家庭生活の經驗を持た無いものがある。たまたま家があつても父は酒色に溺れて子供を顧みないと云ふ家庭がある。これ等の家庭を持つて居る犯罪者は、頼る所も無く、家庭に對する親しみも知らず、殆んど捨鉢になつて居る。家が貧困の爲め、或はいろいろの事情から家出をして、就職口を探したことのある者は、適當な保證人が無ければよい口にありつけないことを知つて居る。それから、又、釋放されて刑務所を出れば社會一般の人から白眼視されるであらうと云ふことを恐れて居る。從て、彼等の多くは前途を悲觀して居る、これが、收容者をして將來に對して希望を抱かしむることの困難な第二の事情である。そこでこの様な事情から將來の生活に明るい望みを持ち得ないとすると、將來の生活に對する現在の生活の意義あることを說くことが困難となり、從て現在の生活を充實させることが出來なくなる。私は先に收容者の將來の生活に對する相談相手として教誨師の努力を願つたのであつた。私は、こゝに於て、收容者をして其の將來に希望を抱かしむることを切に望む。さうして、此の相談相手には新たに專門の人を置く必要が無いか知れない。現に各刑務所には教誨師なるものが居られて囚人の相談に乘つて居られる筈である。思ふに囚人の心からなる相談相手になることは必ずしも容易なことではない。職業的に囚人に接するならば早それは眞に囚人の相談に乘つて居るのではない。だから先づ第一に望ましいことは熱意と誠意とを持つことである。通り一遍の相談は、囚人に反感を與へるであらうから、寧ろしない方がよい。次に望ましいことは、囚人の希望が相談相手によつて實現すると云ふ信賴を與へると云ふことである。玆に云ふ囚人の希望は彼等の氣まぐれの要求ではなくて、相談相手との相談の結果、眞面目に考へられた希望である。從て、斯う云ふ希望は出來るだけ實現させてやり度いのが相談相手たる教誨師の人達の願ひであらう。併し、現在は、實際の所願ひの通りには實現させてやることが出來ない狀態にあるのではなからうか。相談に乘つて置いて實現の可能がなければ囚人の方で失望し、失望しない迄もよい感じを持たないであらう。だから、益々實現してやることの願は切になるわけである。それには、教誨師の外部に對する活動の自由と活動する餘裕が現在以上に與へられる必要がないであらうか。囚人の相談相手と云ふことに竝んで、更に今一つ、社會一般が刑務所に於て再教育されて

來た者を廣く受けいれることがなされねばならないと思ふ。刑務所は、犯罪者を再び教育して立派な社會人として社會に復歸させることが社會一般の期待する所であることを思ふて犯罪者を教育して居るのである。すでに、刑務所が社會の期待する所に副はんと努力して居る以上社會も亦、再教育されて歸された者を受け入れて貰ひ度いのである。

四、私は直ぐ先に、刑罰に對する古い誤つた考へから、看守と囚人とが教育者と被教育者の關係に無く、それが刑務所教育の大きい支障になつて居ることを述べたが、これは更に今一つの悪い結果をもたらし、それが、入所後、囚人の悪變する一つの誘因になつて居る。今一つの悪い結果と云ふのは斯うである。概して言ふと、囚人の世間的な常識は著しく發達して居る。往々學識の點に於ても看守にすぐれて居ることがある。かく常識が發達して居たり、學識がすぐれて居たりする所から看守を輕視すると云ふ傾向が見られる。即ち被教育者が教育者を信頼するところか、反對に輕視して居るのである。之に對して、看守は『犯罪者』として輕蔑する態度でのぞんで居る——斯う云ふ態度のよくないと云ふことが漸次に自覚されて減少しつゝある今日、尚且つ多少でも殘存して居るのは殘念なことである。囚人と看守とが被教育者と教育者との關係にあるならば斯う云ふことは無い筈である。激し易い反抗心からの反抗は單純であるが、囚人と看守が互に輕蔑し合ふて、其の間に睨み合ひがあり、その爲に反抗する場合には感情がからまつて單純にすまされなくなる。斯う云ふ睨み合ひは新入者に決してよい影響をもたらさない。不知不識の間にその險悪の空氣の中に引き入れられてしまふ。之を防ぐ爲には前に述べた様に、囚人に刑罰の意義を教へると同時に、看守教育に力が注がれ、研究すべき餘裕が與へられることが望ましいことになる。『刑政』第四十三巻第九號の「讀者のページ」欄に於ける、羅佑生氏の「平看守の教養に就て」なる一文は此の點をよく論破され、而もそれが實際家の言葉であるだけに尊敬せずには居られない。

徒らに自分の思ふ所を羅列したにすぎない嫌ひはあるが、幾分でも刑務教育の實際に役立つことが出來れば、望外の喜びである。

五・九・一五

東西本願寺と刑務教誨

富井隆信

本誌第四十三巻第十號所載三水漁夫先生の尸位の懺悔（十三）を拜見しまして、先生が釋放者保護事業のために熱焔を迸らせ、猛烈にその窮境打開の方策を叫號して下さいましたことに敬服もし感謝も致しました。

先生は、保護制度が設定されてをらぬこと、政府の本事業に對する奬勵金が零細であること、本事業の監督機關の所管、組織に缺點があること、を擧げて、釋放者保護事業が今猶思ふやうに發展せざる原因であると論ぜられ、ことに輓近經濟界不況のため資金蒐集は一層困難であり、一般失業者洪水の折柄、釋放者に職を與へることは難中の難である。今や釋放者保護事業は全く苦境に陷つた、と痛歎慷慨せられ、ぜひ何とか苦境脫出を計らねばならぬが、保護制度制定は急場の間に合はぬ、主務官廳も頼みにならぬ、と先生の熱誠亢じて悲憤となつたらしく、その悲憤の火の手が一番燃え易さうに思はれたのが、宗教家の上へ飛びついた。先生曰く、

「この苦境脫出策の一として、私は更に宗教家の奮起を促したい、……ことに他の宗派は別としても、行刑に最も深き關係を有する東西兩本願寺が、他の宗派と同様に、恬然として物外の態度にあることは、いかにも奇怪の至りであると思ふ、」（八三頁）と紅蓮の焔は遂に兩本願寺を一掴めにしかゝつた。

先生が恬然として物外の態度にあるとお叱りになるのは、兩本願寺關係の保護機關を此際もつと增設せよといはるゝのか、兩派内の既設保護會に差當つてウンと助成金を與へろと仰つしやるのか一向ハッキリしないが。

兩本願寺としては派内一般に對して保護事業の勸奬激勵に無關心なやうには私は思ひませぬ、兩本山の保護事

業に對する物質的補給は勿論微薄では有りませうが、又兩派内の保護事業熱の分布及び熱心の程度は地方に依りて厚薄は有りませうが、兩本願寺が「恬然」でも、「物外の態度」でも無いことは實際であります。政府や主務官廳が恬然としてゐるのは已むを得ぬが、兩本願寺が今日の場合、政府や主務官廳のやらぬことまでやらねば「恬然として物外の態度で奇怪千萬」だと高壓的に仰せられるのは、何だか威喝のやうに聞こえます。

先生のお腹は、教誨師を兩本願寺が獨占してゐる代償として、保護事業も總て引受けるが當然だと思つてゐられるらしく、こゝで飛んでもない教誨師獨占說に飛び火してきました。先生曰く

「數十年來傳統的に刑務教誨を一手に引受けて居ることは、兩本願寺が他の宗派に對して誇とし、また名譽とするところであらう。而かもその名譽に伴ふ報謝は如何である。たゞ教誨師の頭だけ揃へておけば足ると云ふ譯合のものではなからうと思はる。由來教誨師養成の機關を設くるでもなく、また教誨上何等の施設をするでもなく、單に教誨師の志望者あればこれを最寄りの刑務所に頼んで一二ケ月間實務を見習はしめ、その間多少の手當金を給するだけで、一人前の教誨師を仕上げたとして、これを缺員ある刑務所へ配置して貰ふので、つまり兩本願寺は教誨師の紹介所である。單に紹介所として刑務教誨を一手に占有することは、あまりに割のよすぎる譯ではあるまいか。」（八三頁）

恐らくこれは保護事業の窮境打開案について焦燥する先生の熱憤が、政府や司法省の頭へ破裂したいのだらうが、いかにも對手が大き過ぎるので、どんな熱を吹いても遠慮の無ささうな兩本願寺だと見くびつて、御自分の溜飲を下げたい餘り、兩本願寺へ食つてかゝる前提をつくるために、強いても教誨師獨占なんていふやうな題目を引つぱり出されたものと察します。本願寺こそいゝつらの皮です。しかしこれが我國行刑界の老大家たる先生の口より出たとしては、世間を誤まること少からぬが故に、私は私見を一言させてもらひたい。

先生は兩本願寺が數十年來傳統的に刑務教誨を一手に引受けたといふことを、あだかも道におちてあるものを唯拾つて我がものにしてゐるやうに云つてをられるが、そんな偶然なことで傳統的たるとを世の中は許すものではありませぬ。傳統的になるには、さうなるだけの奉仕に酬ひれた結果であらねばなりませぬ。

明治五年七月二十九日、眞宗東本願寺派仰明寺對岳が犯罪人に對し教誨を加へ度き旨同派管長に出願し、管長は之を教部省に進達し、教部省は「仰明寺對岳建言之旨趣奇特ノ情願ニ付於其府差障無之候ハヾ惣而教導職ノモノヽ申出次第御聞届致度」とて東京府へ照會し（壬申八月十五日）、東京府は之を司法郷へ伺出で、その指令に依り教部省へ「徒場ニ於而者聊差支之筋無之旨」回答あり（八月廿三日）、かくて教部省よりは對岳に「書面之趣御聞届」云々と沙汰あり。此に於て毎月一、六の日、佃島徒場に於いて教誨を施行することとなり、九月一日より實行したのである。

此年七月、愛知縣知事德川慶勝は、囚徒教誨を出願せし東本願寺派乘西寺啓潭に、

啓　潭

右隆盛ノ　聖化ヲ感戴シ國恩ノ萬一ニ報センカ爲メ例月二回、救育、徒刑ノ二場及獄中等へ罷越シ三條ノ大旨ヲ主トシ交フルニ佛教因果應報ノ說ヲ以テ衆徒ニ說諭シ過去ヲ懺悔シテ改心自新ノ地ニ導キ度申立ノ趣旨奇特ノ儀ニ付聞届候精々說導作興之功可相立候事

壬申七月　　愛知縣

と指令を與へしにより、これまた教誨を始めた。

此外、金澤にては東西兩本願寺派の僧侶聯合、岡山にては神佛兩道合同にて教誨を始行したので此の年が、今日の刑務教誨の濫觴だつたと思はれます。

明治六年に教誨を始めたところは

眞宗本派——岐阜、福島
眞宗大谷派——膳所、熊本
佛教各宗合同——甲府、千葉、横濱、小田原
神佛聯合——和歌山
神　道——新潟

爾來連年各地の監獄相つぎて教誨を施行するに至つたのであるが、その創始の方法は、所在地方の神道佛教各宗聯合、或は一宗一派單獨、或は團體、或は個人にて、官廳に請願したのである。

明治十年頃からは、從來の教誨從事者を追々その所在本山より派遣する形式に變りゆき、明治十四年九月制定の監獄則に、始めて已決囚及び懲治人を教誨し（第九十二、三條）且つ懲治人に學科を授くべきこと（第九十四條）を規定せられ、隨つて教誨師といふ職名ができ、教誨師は改過遷善の道を講說して囚徒を教誨する職員といふことになつた。

かゝれば法規上、監獄では教誨師を任用しなければならぬ筈なるも、偶此年度から府縣監獄費を地方税支辨に改められたので、各府縣は俸給を出して教誨師を任用する代りに、各宗の本山へ、旅費俸給等本山負擔然るべき教誨師を派遣することを請托するやうになつた、特に明治二十二年監獄則を改正せられ、教誨師は他の官史と同じく毎日勤務すべきこととなつた。斯うなると專任教誨師を養成しなければならぬ。又在職教誨師の研究講習も施設奬勵しなければならぬ。現今と違つて以前は教誨師となる者は、一面自坊法務の責任を有する住職か、又は住職が健在なる間だけ在職し得る住職候補者であつたから、教誨師在職期間總じて短促だつたがため、教誨師の實數に比して餘程多數の教誨師候補者を養成しておかなければならぬし、又交迭頻繁の故に旅費支給も相當の額に嵩む、こんな次第で他の本山は已でに追々教誨師派遣を停止し、明治二十年前後にはほとんど自然に東西本願寺だけになり、又東西兩本願寺全力を擧げて進出奉仕して來たのである。

明治三十三年十月監獄費が國庫支辨になるまで、國家の職務に從事してゐる教誨師を東西本願寺が扶持させてもらつたのである。國庫支辨後と雖も、長らく教誨師は本願寺の補助を必要とする程、政府から物質的には餘り好く待遇されてゐなかつたのである。

今日までのを、唯拾ひものをしたかの如く、或は又政黨や事業屋が利權をあさるかのやうにお考へになつてゐられるなら、實相御調べの上お考へ直しを願ひたい。先生は又「由來教誨師養成の機關を設くるでもなく」と大喝なさいましたが、私は東西本願寺は、由來教誨師養成の機關を設くるに就いて容易ならぬ苦勞をしたものだと信じます。

東本願寺の教誨師養成のため特設したる機關

明治二十一年八月、大學寮内に教導講習科を置く。明治二十七年九月大學寮第一部に合併。

明治二十八年十二月、京都に教導講習會を設く。明治三十年七月廢止。

明治三十一年八月、教導講習院を東京淺草に設く。明治三十四年九月、眞宗大學内に之を移し、同三十六年七月廢止す。

内務省警察監獄學校に毎期三人聽講生を派遣す。

（明治三十二年九月――三十六年二月）

西本願寺の教誨師養成のため特設したる機關

布教講習所（監獄教誨師及び軍隊布教使養成）。明治三十一年九月設立、同三十三年廢止。

開教練習所内監獄教誨科。明治三十七年設立、同四十二年廢止。

女教誨師養成所。第一回、明治四十一年十月、第二回明治四十二年十月。第三回、大正五年七月。（以上毎回養成期間學科十ヶ月、實習二ヶ月、入所資格高等女學校、女子師範學校卒業以上）内務省警察監獄學校に毎期三人の聽講生を派遣す。

（明治三十二年九月――三十六年二月）

先生は又「教誨上何等の施設をするでもなく」と仰せられますが、それは先生のお氣がつかぬので

(1) 教誨師の講習

西本願寺は、東京に教務講究所を開設し、派内教誨師の一部を召集し四ヶ月間監獄教務關係學科を講究せしめ教誨師の研究向上を計つた。

第一回　明治三十三年四月

第二回　明治三十四年四月

第三回　明治三十五年四月

第四回　明治三十六年六月

第五回　明治四十一年四月

監獄教務所長講習會　明治四十四年十月

東本願寺教誨師講習會

第一回　明治四十年十月　期間一月

第二回　明治四十一年三月　期間一ヶ月

明治四十二年、監獄協會が監獄官練習所を毎年開設せらるゝやうになつてからは、第一回以來兩派本願寺とも若干名の教誨師又は教師を入所せしめたが、大正十二年に兩派合同して刑務教誨事業研究所を東京に設置し、其事業として同年から毎年刑務教誨練習所、又は研究會を開き、又教誨の研究資料の刊行などもしてゐる。これが現在の養成、研究機關である。

(2) 教誨師の會同

兩派の本願寺が合同又は各別に教誨師の會同を催して教誨發展を援助したことは可なり古くからやつてゐる。

明治二四年一〇月　第一回九州各縣教誨師聯合會

明治二五年四月　第二回九州各縣教誨師聯合會

明治二五年一〇月　三重縣以東靑森縣以西、一府十九縣教誨師會議

明治二六年四月　第三回九州各縣教誨師聯合會

明治二七年六月　第四回同上

矯正図書館

明治二九年一〇月　第一回北海道教誨師會議
明治三一年一〇月　大谷派首席教誨師會議
明治三三年七月　大谷派教誨師協議會
明治三三年九月　第二回北海道教誨師會議
明治三六年三月　大谷派教誨師協議會
明治四二年九月　第三回北海道教務所長會議
明治四十二年一〇月　大谷派教務所長會議
明治四三年一〇月　東北教務所長協議會
大正三年二月　第四回北海道教務主任會議
大正五年四月　第一回全國教務主任協議會
大正七年六月　第五回九州沖繩教務主任聯合會
大正七年一二月　第一回次席教誨師研究會
大正八年　第二回同上
大正九年　第三回同上
大正一〇年　第四回同上
大正一一年　第五回同上
大正一一年七月　刑務教誨事業諸問會
大年一二年(?)　第六回次席教誨師研究會
大正一二年(?)　女教誨師研究會

尙此外にも、いろ〳〵教誨に關する施設は有るのですが、之を詳悉するの煩にたへませぬ。

先生は又云はれます、「教誨師の志望者あればこれを最寄りの刑務所に頼んで一二ケ月間實務を見習はしめ、その間多少の手當金を給するだけで、一人前の教誨師を仕上げたとして」と。東西本願寺では、二ケ月間又はそれ以上實習させて教誨師に採用してもらつてゐる、それは事實です。先生はそれを、普通の看守を只二ケ月實習させただけで、直ちに看守長か典獄にでも登用するかの如く思つてゐられるらしい。特別の素養なき看守が、上級官吏に榮進するには驚くべき多年の勤功を積まなければなるまいが、教誨師候補者は專門學校卒業者以上でなければ採用しないことを原則としてゐます。それが二ケ月の實習を經て一人前の教誨師となつて、何が不思議でせう。況んや近來の志望者は大學卒業者が多いのです。それも實習を了へても、教誨師となる前か、なつた後には一度は必らず上記刑務教誨事業研究所の練習所に入學せしめ、又その後には研究會にも入所せしむるのです。決して誰彼れかまはずたゞ二ケ月で教誨師にするのでは無いことを御承知下さい。

先生は「兩本願寺は教誨師の紹介所である。單に紹介所として刑務教誨を一手に占有することはあまりに割のよすぎる譯ではあるまいか」と云つてゐられる。まるで

ブローカーか、請負業者、利權漁りでもしてゐるやうに御覽ですね。割がいゝか、ボロイか、ご判斷に任かせて可いが、淺草や上野邊の朦朧口入屋なら知らぬこと、何時幾人の入用が有つても、手間へさせずに直ちに供給し得べく、不斷に適當なる候補者を準備する忠實にして信頼すべき紹介所こそ、需要者に取つて此の上もない便利な安心な機關ではないでせうか。

さて先生は、教誨師獨占論で大見得をお切りになつたが、しかし先生の本音は、ちつと獨占を大層にこきおろしておいて、その入れ合せを保護事業でやつたらどうだと特ち込むおつもりでせう。保護事業の刻下の窮境打開に熱注さるゝ先生が、政府も主務省もあてにならぬとぢり〳〵された結果、「刑務教誨は一宗一派に限るべきものではない。教誨有終の美を濟し、教誨の完結を期するに於ては、敢て宗派のいかんを論ぜぬのである」とたんかをきつてゐらつしやる。保護事業をやらぬ宗派は刑務教誨に從事してはいけない、或は保護事業をやる比率で教誨の比率を定むべきものだといふ結論になるやうにも聞える。「出所後の彼等を保護救濟して始めて教誨の完結を見る」には相違ない、だから教誨師と保護事業とが同一人又は同宗派であるのは理想的だらうが、必ずさうでなければならぬことはない。教誨だけ有つて、保護がないならば、教化の效果を確實にすることに缺陷を生ずる處はあるが、教誨師と保護事業者とが、宗派が違ふから、教化の目的を阻害する理由は少しも無い。教誨師は自己の信仰を根柢として受刑者に社會復歸の指導を爲すも、あながちに自己と同宗の信者を造ることを目的とはしない。保護事業者も自身は信仰を根柢としても、自宗の信者のみを保護することを目的とはしてゐない。教誨も保護も宗教信者がその業に當つたからとて、それは宗派的の仕事で無いことは勿論である。

私は確かな數を知りませぬが、兩派本願寺末徒及び信者が、釋放者保護事業を經營し、又は援助してゐる者は隨分多數であらうと思ひます。兩本山も直營のものも、他の各種の社會事業に比すれば、その數は少いでせうが門末一般に之を奬勵し、既設派內團體に應分の助成を盡すことを怠つてはゐないやうです。しかし兩本山の乏しい物資では容易に目立つ程度に達せぬことも考へられます。この點は三水漁夫先生と遺憾を同じうする者です。

私は先生の眞意を拜察する氣持は有りますが、世上漫に先生の筆勢にそゝのかされて誤解する者も有らんかをおそれて、管々しいが事の眞相を私の知つてゐる範圍內で明かにしたのであります。　——五・一〇・一二——

不良兇惡囚の調査【六】

吉益脩夫

(27)
S. U.

明治三十一年十月三十日生
生地　宮城縣の村
職業　活動俳優
罪名　竊盜、詐欺
刑期　三年
入所　五回

一、家系の狀態

父は健康、飲酒せず。詐欺罪を犯したことがある。母は性質短氣、迷信家である。他に家系の異常者を認めない。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕
農村。
〔家　庭〕
幼時には資産があつたが、父が蕩盡した。
〔養　育〕
七歳まで兩親に育てらる。母は嚴格。
〔學校陶冶　不就學
〔道德的狀態〕
屢々喧嘩をした。十七歳のとき敎へられて掏摸をなした。
〔思春期〕
最初の性交二十一歳。
〔身體的精神的疾患〕
時々偏頭痛の起ることがある。

三、成年期

〔職　業〕
(既に七歳の時染物屋に奉公し)それより晒屋、籠屋、材木屋、輕業師の所などに務め馬車の別當となり、最後に松竹一座に入つた。
〔兵　役〕
丙種。
〔結　婚〕
女優を內緣の妻として居る。
〔性生活〕
性慾强くない。
〔嗜　好〕
飲酒は每晩睡眠用としてコップに一杯飲む。煙草に對する嗜慾異常に强く、一日バット八包を喫す。樂器道樂あり、賭博を好む。
〔經　濟〕

貯金なし。一ヶ月二百五十圓の收入があるけれども賭博と仲間の附合ひに費ふので平均六十圓程の不足を來す。
〔宗敎生活〕
無信仰。其理由は身體健康で病氣に罹つたことがないのと、理性から考へて到底信仰を持つ氣になれない。
〔社　交〕
交際廣く、享樂的である。
〔法律生活〕
初犯、竊盜詐欺橫領、大正九年(二十四歳)浦和、懲役一年、その動機、享樂。
第二回　詐欺、橫領　大正十年　千葉　一年六月
第三回　詐欺、竊盜　大正十三年　長野　一年六月
第四回　詐欺　昭和二年　橫濱　一年六月
終犯の判決に對する態度　不服なし。
〔自由刑の體驗〕
最も不平に思つたことは規則の履行されないことのあつたことである。某刑務所に於ては何割の仕事をすると清潔な短衣を着せると云ふ規則がある。然るに自分に對しては汚い着物が與へられたのでそれを投げつけた。すると後から一層汚れたものを持つて來たので憤慨して眞裸の儘中央に飛んで行つた。丁度居合せた用度主任に叱られたので、自分から抗辯して口論の末、吸取器を投げ附け抵抗したので手錠を鉸められたことがある。前刑務所では或る日雜役が不正な錢を引かせたために喧嘩となり、其際近くで陰口を云つた者を庖丁を以て傷害した。自分に取つては陰口は一番堪へられないと云ふ。其他興奮して看守に抗辯したことがあるが、本受刑者は看守に對しては內心常に智的優越感を有して居る。
〔生活史中の形成的體驗〕
青年期に五年間輕業師の所に居て仲間から惡事を敎へられ、此時習得した奇術の手極を應用して後の犯罪を行つたと。

四、現在狀況

〔身體構造〕　虛弱型

體重	……	56.0	
胸圍	……	19.1	
頭徑	長	……	156.1
頭徑	廣	……	48.0
縱橫指數		……	32.2
頭圍		……	82.0
身長		……	75.1
肩幅		……	82.0
胸圍		……	22.1
腹圍		……	19.0
腰圍		……	29.0
前膊長		……	83.7
手腸骨			
下肢			

〔外部的異常〕　齒列稍不規則、文身。
〔機能障害〕
膝蓋腱反射稍亢進。生れて一度も夢を見たことのないと云ふのは異常なことゝして特記すべきことである。
〔智　能〕　無敎育者であるから檢査の結果は上と評價すべきものである。

【智能檢查】	示ヲ點	準點ハ	內譯
I 分析	14	〔12.1〕	
II 批判	12	〔11.7〕	
III 理解	14	〔12.6〕	
V 綜合	10	〔 8.6〕	
辨別	11	〔10.4〕	
總括	61	〔55.3〕	
(弧スル點)			

〔人格構造の分析〕
衝動生活　著しくない。
氣　質　感受性強く、外界刺戟に對して爆發性に興奮する。
性　格　自我の形成顯著。權利意識著明
診　斷――病的興奮者（Pathologisch Erregbarer, Kraepelin）
爆發性病的人格（Explosibler Psychopath, Schneider）

(28)
S・M・

明治二十六年八月十三日生
生地　東京市淺草區
職業　無
罪名　竊盜
刑期　七年
入所　五回

一、家系の狀態

父健在、頑固で且つ興奮し易い。飲酒毎日二三合。母健在。同胞八人中三名死亡、其他異常なし

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕
都市の商區
〔家　庭〕
生計普通、只父の興奮して怒鳴ることによつて家庭の平和を亂された。
〔養　育〕
父嚴格に過ぎて、家に居辛く、十八歳のとき反抗して家出。
〔學校陶冶〕
中學三年を中途退學。（落第）
〔道德的狀態〕
生來怠惰で朝寢して父に度々叱られた。學校を好まず淺草公園を徘徊し學校に遲刻して居た。虚言を弄したり、自家の金を盜んで遊んで居た。
〔思春期〕
最初の性交十八歳。
〔身體的精神疾患〕
七歳まで遺尿。
〔性生活〕
性慾强く、金のある間は遊里に赴く、金のないときは手淫をしたと。
〔嗜　好〕
飲酒毎日一升。喫煙毎日三包。
〔經　濟〕
貯金なく、收入なし。妻と同棲中も收入は主として自己享樂のために消費した。
〔宗教生活〕
生來無關心。
〔社　交〕
交際を好み、賑かな所を欲す。然し、我意强くて、不理でも押通し、猛烈な喧嘩をするために、友人は自然に離れる。
〔法律生活〕
初犯、橫領、竊盜、大正三年、懲役十月、その動機、享樂、終犯の判決に對して、不服なし、
〔自由刑の體驗〕
『不平』　身體衰弱して食慾、性慾の減退したこと。一層怒り易く、感じ易く、皮肉になつたこと、例へば平素ならば怒らないことにも興奮して役人と口論する。入所後五年六ケ月間は命令に服せず、作業もしなかつた。奉書の落書などをした。其他、規則の行はれないこと、正當の權利が與へられないことが不平である。
『利益』　刑期の短かい前刑では、自己を反省する時間がなかつたが、今回は刑期が長かつたのと追々年が寄るために、生活に就いて考へさせられ、將來如何にして生活すべきかを考へ、出獄後は小さい商賣を營む積りで居る。近頃は出獄が近いので三倍位の仕事をする樣になつた。自分は相手の出樣によつては働く。
〔生活史中の形成的體驗〕
社會に對する不滿。最初警察で示談になつたものを、刑事が穿鑿して告訴した。その刑事を恨み、反抗的となり、自分から進んで竊盜をなす樣になつた。自分の樣な資產のない人間は少しのことをしても刑を受け、位の高い人は可なりの惡事を犯してもウヤムヤになることがある。その不滿を二十歳頃から抱く樣になつたと。

四、現在狀況

〔身體構造〕
虚弱型

圍		52.0
縱徑		17.7
橫徑		14.2
長		155.6
重		48.4
幅		33.9
圍		80.0
圍		76.0
圍		78.0
圍	膊	22.5
圍	腸	19.0
圍	肢	29.3
長		83.5

頭頭頭身體肩胸腹腰前手腓下

〔外部的異常〕
ダーウイン氏尖耳（著明）、上顎前出、齒列稍不規則。
〔機能障害〕
二年來氣候の變り目、殊に寒い日に筋肉、關節に痛みが起り、其他、頭痛、頭重感、耳鳴の起ることがある。現在壓痛點を認めない。皮膚紋劃症著明、膝蓋腱反射亢進して居る　睡眠不良で毎夜夢を見る。
〔智　能〕

上示ヲ點準標ハ內弧括ス）

【智能檢查】
Ⅰ分析判斷……16〔12.1〕
Ⅱ批理綜合……11〔11.7〕
Ⅲ綜辨別……16〔12.6〕
Ⅴ辨別總點……14〔 8.6〕
總點……15〔10.4〕
……72〔55.3〕

〔人格構造の分析〕
衝動生活　衝動甚強烈。
氣質　興奮し易く、爆發性に憤怒し、所謂原始反應を呈する。感受性强し。樂天的な所がある。
性格　自我感情强く、權利意識著明、見榮を張る傾向あり。熱し易く、醒め易い。
診斷——病的興奮者。

(29)
K・F・

明治十九年十月一日生
生地　東京市日本橋區
職業　興業師
罪名　竊盜
刑期　八年
入所　十一回

一、家系の狀態

父は本人の二十一歳のとき死亡、毎日約二三合の酒をのんだ。母は本人の十九歳のとき死亡した。家系の異常者を知らない。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕
都市の興業區。
〔家　庭〕
平和であつたと云ふ。
〔養　育〕
兩親の下に育てられた。
〔學校陶冶〕
尋常小學三年を中途で退學した。學業を好まず、成績不良であつたため退學した。
〔道德的狀態〕
小兒期に於ては異常がなかつた。
〔思春期〕
最初の性交十四歳。
〔身體的精神疾患〕
なし。

三、成年期

〔職　業〕
興業師。
〔兵　役〕
千葉の砲兵隊に入營したが四十五日目に友人が上官に酷く虐待されるのを見て憤慨し、遂に犧牲となる積りで二人の上官を傷害し、軍法會議により一年半の刑を

宣告された。
〔結　婚〕結婚したことがあるが妻死亡した。
〔性生活〕性慾旺盛。
〔嗜　好〕
飲酒毎日約一合。喫煙一日一包。賭博を好む。
〔經　濟〕
貯金なし。收入一ヶ月千圓位あるけれども、賭博遊興に費消する。
〔宗教生活〕
幼少のときから父に教へられて毎日安かに暮して行けるのはお天道樣の御陰だと思ひ有り難く感じて居るが、別に宗旨があるわけでもない。
〔社　交〕交際を好む。
〔法律生活〕
初犯、傷害、二十一歳、その動機、義俠なりと云ふ。其後の犯行、總て竊盜。
終犯の判決に對する態度、不服なし。
〔自由刑の體驗〕
不當の待遇虐待一方であることが大いに不平であると。情願を拒まれたることを憤つて居る。屢々役人と衝突し、看守に湯を掛けたり、所長に糞便を投げつけたことがあり、暴行したことは數へ切れない。

四、現在狀況

〔身體構造〕典型的な競技型　（計測省略）
〔外部的異常〕
齒列甚不規則、右耳はウキルデルムート氏耳。
〔機能障害〕
興奮の病的なる以外特記すべきものなし。
〔智　能〕下。

【智能檢查】
Ⅰ分析判斷……12〔12.1〕
Ⅱ批理綜合……7〔11.7〕
Ⅲ綜辨別……8〔12.6〕
Ⅴ辨別總點……0〔 8.6〕
總點……7〔10.4〕
……34〔55.3〕
（スヽ示ヲ點準標ハ內弧括）

〔人格構造の分析〕
衝動生活　衝動强し。
氣質　感情刺戟性で爆發性に興奮する。無頓著。
性格　自我感情强く、權利慾旺盛。
診斷——病的興奮者。

(30)
K・M・

明治三十八年三月二十八日生
生地　栃木縣の村
職業　無
罪名　强盜
刑期　八年
入所　二回

一、家系の狀態

父は最近胃癌死亡、毎日大酒を飲んだ。母は本人の十

二歳のとき肺結核に罹つて死亡した。同胞十人あつたが皆夭折した。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕農村。

〔家　庭〕一家中病氣に罹つて貧しくなつた。

〔養　育〕十歳まで兩親に育てられ、それより父の姉の家に引き取られたが、嚴格で度々家出しては叱られた。

〔學校陶冶〕尋常小學卒業。成績不良。

〔道德的狀態〕時々親の云ひ附けに背いて東京に出て遊んだことがある。

〔思春期〕十七歳より遊里に入る。

〔身體的精神的疾患〕時々衰憊けることあり、起き出して意味のない行爲をなす。現在に至るまで譫言の癖がある。小兒期から夏になると必ず頭痛が起つて數日間臥床する。

三、成年期

〔職　業〕運送店員(一年)→電工(一年)→無職

〔兵　役〕徵兵檢査未了。

〔結　婚〕未婚。

〔性生活〕性慾甚强く、金のある間は遊里を離れない。

〔嗜　好〕飲酒每日五合位、機會的一升に及ぶ。喫煙一日一包。

〔經　濟〕貯金なく、收入なし、犯罪によつて得た金は主として女遊に費す。

〔宗教生活〕宗教に對しては無關心。理窟に合はないことは信ずることが出來ないと。之に反して義人、偉人などは崇拜する氣になると。

〔社　交〕交際を好み、享樂的である。

〔法律生活〕初犯、恐喝。十九歳。東京。その動機、享樂。終犯の判決に對する態度　少し高過ぎると考へる。

〔自由刑の體驗〕前刑に於ては殊に興奮烈しく、先生が氣に喰はないと云ふので器物を破壞し、大聲を發して亂暴したことがある。

今回も二回喧嘩のために懲罰を受けた　刑の執行に對して不平を有して居る。

〔生活史中の形成的體驗〕特になし。

四、現在狀況

〔身體構造〕虛弱型。

圍		55.3
縱徑		18.5
橫徑		15.5
長		156.3
重		48.0
幅		33.8
圍		76.2
圍		0.17
圍		78.0
圍	膊	22.0
圍	腿	18.0
圍	腸	30.0
長	肢	83.6

〔外部的異常〕齒列不規則。

〔機能障害〕睡眠稍不良、每夜夢を見る。快夢多し。

〔智　能〕下

【智能檢查】

I	分析	5〔12.1〕
II	批判	12〔11.7〕
II	理解	10〔12.6〕
III	綜合	4〔8.6〕
V	辨別	10〔10.4〕
	總點	41〔55.3〕

（括弧内ハ標準點ヲ示ス）

〔人格構造の分析〕

衝動生活　强し。

氣質　感情興奮し易く、爆發性に憤激し、所謂原始反應を呈し、容易に暴行する。

性格　自我亢進、我意强く剛情を押し通す。

診斷——病的興奮者。

(31)

T. S.

明治二十九年八月九日生

生地　靜岡縣の村

職業　無

罪名　竊盜

刑期　六年

入所　五回

一、家系の狀態

父は本人の二十七八歳頃糖尿病に罹つて死亡した。飲酒は少量。母は本人の三十二歳のとき死亡。同胞七人中の五番目に當る。家系に異常者を知らない。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕農村。

〔家　庭〕周圍の風評像り良くないと云ふことである。資産なし。

〔養　育〕兩親に育てられた。甘やかされた。

〔學校陶冶〕高等小學卒業。

〔道德的狀態〕自家の金を盜んでは買食ひをなし、虛言を弄した。

〔思春期〕最初の性交十七歳。

〔身體的精神的疾患〕二十一歳淋疾に罹つたことがあるのみ。

三、成年期

〔職　業〕定つた職業に就いたことがない。

〔兵　役〕關係なし。

〔結　婚〕未婚。

〔性生活〕性慾强く、酒よりも女が好きと云ふ。主として飲食店に遊ぶ。

〔嗜　好〕飲酒每日五合、時々一升に及ぶ。喫煙一日一包以下。賭博をなす。

〔經　濟〕貯金なく、收入なし。

〔宗教生活〕

刑務所へ入つてから基督教を信仰し、(十年程前)其後社會に出てからも稀に教會に赴いたことがあるが、惡いことをするときは忘れてしまふ。

〔社　交〕
交際下手、人と合はず、相手に愛想をつかされる。

〔法律生活〕
初犯、竊盜。二十一歳。
其後の犯罪、總て竊盜。
終犯の判決に對する態度、不服なし。

〔自由刑の體驗〕
不平は往々あるが、感謝することはないと。
初犯當時から屢々喧嘩をなし、前刑の際は他に猥褻行爲を強要し、應ぜられなかつたので憤つて傷害したことがある。
今回は當刑務所に於て喧嘩十回以上に及び、時々器物を以て傷を負はせたり、看守を毆打したことがある。

〔生活史中の形成的體驗〕
花柳界に堪へず踏み込んだためであると。

四、現在狀況

〔身體構造〕　競技型

頭圍	55.7	
頭縱徑	19.8	
頭橫徑	16.2	
身長	151.3	
體重	52.0	
肩幅	33.1	
胸圍	88.3	
腹圍	75.5	
腰圍	80.0	
前膊圍	22.8	
手圍	20.5	
腓腸圍	33.0	
下肢長	82.7	

〔外部的異常〕
齒列甚不規則。文身。頭部切創の瘢痕。

〔機能障害〕
去年の夏非常に頭痛を催したが現在はなく、最近睡眠良く、夢を見ること稀である。只眼前に星の樣なものが散ら附くと云ふ。
膝蓋腱反射强度に亢進して居る。

〔智　能〕
中。

【智能檢査】

Ⅰ 分析	16	〔12.1〕
Ⅱ 批判	7	〔11.7〕
Ⅱ 理解	12	〔12.6〕
Ⅲ 綜合	2	〔 8.6〕
Ⅴ 辨別	12	〔10.4〕
總點	49	〔55.3〕

(括弧内ハ標準點ヲ示ス)

〔人格構造の分析〕
衝動生活　强し。
氣質　憤怒すると前後不覺で直ぐ手が出る。(原始反應)後で沈靜すると全身に汗が出て居ることに氣附く。
性格　自我感情亢進。
診斷——病的興奮者。

(未完)

Music as a Reformatory Factor

Maie Lounsbury Wells

刑務所に於ける感化力としての音樂

メー・ランスバリー・ウエルズ

ウエルズ女史は米國イリノイズ州の福利省(Department of Pub ic Welfare ——州の慈善、矯正、行刑の諸施設を統轄する官廳)より發行する機關誌「ウエルフエア・マガヂン」の主幹である、

我々が生きてゐる限り、我々は常にどうして生きて行くかといふ極めて平凡な、しかし極めて切實な問題の主人公となつてゐるのである。生きて行くといふ、言ひ換へれば、生存競爭といふ事が何處までも續いて行くものと定まつてゐる限り、我々は刑余の生活を送つていかなければならない不幸な人々が果してどういふ生き方をして行くものかといふ問題に興味を持つようになるのである。幾千年の間の消長變遷に伴れて生活思想の樣式も自然に變つて行つたにも拘らず我々の近代的な心的態度の多くのものゝ中には、ありし日の生活の原始的な蒙昧なものゝ存してゐるといふ事實にぶつかるのは驚くべきことゝ曰はなければならない、我々は今日尙ほその古い古い日の生活狀態に在つて動かされてゐたと全く同じ憎惡の念や憤怒の情によつて支配されてゐるのである。

此等のものゝ中で最も大きいのは恐らく刑務所に收容されてゐる非社會的な人々に對して抱かれてゐる感情で

あらう。つい最近まで、浮浪兒までも犯罪人といふ分類の中に一緒にされてゐたのであつた。

我々が今日新しいピノロジーとして知つてゐるものはつい半世紀前に英國やアメリカのプリズンに見出された言語同斷な狀態に其起原を發したのである。個別的にも集團的にも罪人を取扱ふ當時の古いシステムの下には、犯人を滅却するにあらざれば社會は犯罪に對して自衞の道なし、といふ古い主義が横はつてゐたのである。その古い時代には、犯人を改悛せしめ再び秩序を重んずる公民の列へ歸してやらうといふ考へは何處にもなかつたのである。刑罰と復仇といふことが、初犯なると常習犯なるとを問はず、犯罪に報ゆる唯一の道であつたのである。

十九世紀以前の犯人は、當時の所謂クリミノロジスト（刑事學者）の信ずる所によれば、多少缺陷のある生來犯罪的傾向を有つた一種特別のタイプの人間とせられてゐたのである。

恐らくはイタリーの彼のロムブロゾーが、如何なる處遇訓練も感化を及ぼすことのできない特別な犯人のクラスが存在してゐると說いた最初の科學者であらう。彼は其著「生來的犯人」（"L'Uomo Deliquente"）で彼の所謂「犯人型」（"criminal type"）の發見を發表してゐるのである。本能的即ち生來の犯人で、生れながらにして惡を行ふ運命を有つてゐて、或る顏面上又は身體上時には精神上にすら存する特徵で明かにそれと認められ得る人間の存在してゐることを說いたのである。

此等のロムブロゾーの諸說は廣く行はれたもので、今日クリミノロジーとして知らるゝようになつた新しいサイエンス（科學）の基礎をなすものであると承認されたのである。しかし、これは受刑者を他の人間並びに組織體として社會とに關聯して一箇の人間として研究するのでなく、頭から單にクリミナルとして研究したものなのである。このロムブロゾー派の一人の如きは、「クリミナルは大概長男で、末子は貧民だ」とか、「犬猫其他の動物をかわいがるのはクリミナルの一特質である」とか眞面目に說いて、他の物笑ひを買つた程である。

然るに、數年前英國のパークハースト・プリズン附の醫師なるチアールス・ゴーリング博士は、數百人の受刑者のみならず、プリズンの外で同じような勞動をやつてゐる幾百の人に詳密な診査を行つて其結果は政府の官報に發表されたのであるが、其中に彼曰く、「この調査では、我々は、多くの身體上の特徵に關し、異つた種類の犯人

相互間並びに一つのクラスとしての犯人と一般の公衆とを徹底的に比較してみたのであるが、此等の比較研究からはロムブロゾー及び其徒の說いたような身體上の犯人型といふものゝ存在を確實にする證據は一つも發見されなかつたのである。我々の集めた研究材料は、身體上の差異は、法律を遵守してゐる一般公衆の各種の人々の間に存すると全く同じく、各種の犯人の間にも存してゐるのである。然しながら、或る點まで變差の生ずるものと見、且つ此等の犯人を年齡、身長、智能、階級といふ共同標準に從つて類別して見ると、此等の差異は全く消えてなくなるのである。我々の得た結果は何處にも刑事人類學者の擧げた證據を確かめもしないし、又はその主張を證明もしないのである。我々の避くべからざる結論は身體上の犯人型といふようなものは全然存在しないといふことである」。

トーマス・モット・オスボーンもシン・シン・プリズンのワーデンとして、泡沫のような科學上の臆說や、犯人の變態性に關する雜說を一笑に付してしまつたのである。「完全に自然な人間ではないと自分の認めるような受刑者には未だ會つたことがない。皆な自然な普通の人間であるのだが、時には遺傳の缺陷により、更らに多くのものは不健全な環境の惡感化により、最も多くの場合には其人に貴重な人間の生命の托されてゐる年長者の愚劣なやり方で、自然なものも變態になつてしまつたのである。で、自分はわがプリズンに收容された受刑者にとつては、少年の訓練のために設けられた色々の施設が與つて大いに責任があるものと信ずるものである。「クリミナル・クラス」（犯人級）だの「クリミナル・タイプ」（犯人型）だのと曰ふのは、我々自身に歸すべき責めをゴッドに歸しようとしてゐるのである」、とオスボーンは曰つたことがある。

いつの世にも犯罪は行はれ、法律を犯しプリズンへ行くものゝ絶ゆるとのないのは免がれがたいことである。完全な人の世といふものは決して得られるものではあるまい。家庭、學校、チヤーチ、都市といふようなものは固より完全な狀態にあるのではないから、これから先きも絶えず個人の生活を不調和なものにして、實驗的な文化の良くない生きた實例をこしらへて行くことを休めないであらう。しかしながら、人を驅つてプリズンに入らしむる此等の人生の缺陷の深く慨すべきは勿論であるが、吾人をして更らに一層深く憂へしむるものは、彼等のプリズンより放たれ再び公民生活に入る日のために、如何

にして受刑者が改善せらるべきかの問題である。

After prisen——what? 刑余に如何に處すべきか。ブリズンへ入つて來た犯人は、精神的にも道德的にも一箇の廢物となり、烈しい報復の念に燃えながらブリズンを去らなければならないのだらうか。我々は彼等を更に一層硬化したクリミナルとしてブリズンより出してやるのであるか。我々のブリズン・セオリー（行刑の趣旨）は報復主義であるのか、それとも改善主義であるのか。ニューヨーク州のデパートメント・オブ・エデユウケーション（文部省）の農工教育課長のアーサー・デイーン氏は「受刑者は七尺と四尺との居房の中で、當局の處遇方法によつて處罰され搾取されるべきであるか、改善せらるべきであるか、それとも破滅せらるべきであるのか」と問ひ、進んで、受刑者の感化が行刑施設の第一の目的たるべく、ブリズンの管理の合理化せらるべきは勿論であるが、と同時に、吾人の行刑に於ける意圖決意の明かに確立せらるべきの必要を說いてゐるのである。

成程、多くの人の主張してゐる通り、我々のブリズンの或るものは昔時と異り全く面目を一新して、外の自由生活で色々な苦勞をするよりも、いつそ避難場として入つて見たいと思ふ位美しくなつたのであるが、それは唯だ見かけだけである。行刑に於ける報復懲罰の分子は尙ほ依然として殘つてゐるのである。あらゆる所有の最も貴重なる人間個人の自由といふものが奪はれてゐる限り苦痛は毫も減じないのである。

刑余の生活といふ問題は決して輕々に取扱はれてはならないものである。刑罰を科したから、それで可いといふわけには行かないのである。若し、社會に復歸するものが拘禁中改善方針の敎育で敎化せられず、出てからは刑余の保護と指導とが與へられなかつたならば、社會には今の百層倍も問題が殖ることになつて、此等の犯人は必ずや、「オールド・タイマーズ」（累犯者）となるにきまつてゐるのである。

所謂クリミナルが我等と同じ人間であり、我等と同じ思想欲望と目的とを抱き得るものであることは、よく心に留めてをかなければならない。社會一般の人は、六十パーセント惡くて四十パーセント善い人を見ると、其惡い所だけを咎めて、別に善い所のあることを忘れてしまうのが習はしになつてゐる。「ブリズンはねじれ枉つて惱んでゐる魂の甦生のための場所として役に立て得られるのである」とオスボーンは曰つたことがある。で、この甦生のための一つの確乎たる建設的の力として行刑施設に

於けるプログラムの中に其位地を占め得るものならば、それは何なりとも組織的に研究して而して奬勵されなければならないのである。

過去數年來、ニューヨーク州では、受刑者の訓練改善の手段としての音樂（music）の價値を科學的に研究してゐたのである。この研究は系統の立つたテスト（考査）によるもので、州の行刑施設において行はれたのである。この研究の發案された當時の委員諸氏は、ラッセルセージ財團のハンマー氏、福利省（Public Welfare Department）の精神衛生課の課長サンデイ博士、リバーデールの黑人孤兒院長ボトマン博士、ウエーサイドの女子感化院長ハツボード女史等で、ニューヨークの前のブリズン・アソシエーションの理事たりしオー・エフ・リユウイズ博士によつて組織されたのであるが、後に至りてキヤス氏がリユウイズ博士に代つたのである。

實驗を行つたのは知名の音樂家ウイレム・ヴアン・デ・ウオール（Willem Van de Wall）氏であつだが、氏は次のように述べてゐるのである。

『音樂は、箇別的にも、集團的にも、人心の改造を謀る場合に、最も力強い、しかも金のかゝらない訓練の一手段なのである。であるから、あらゆる進步的にして效果的な行刑處遇のプログラムの中には是非共必要缺くべからざるものである。

ブリズンや又はリホメートリー（感化監）は人生の縮樂を肆にするために獻げられたテムプル（殿堂）ではない。が、しかしまた、如何ともすべからざる人間社會の缺陷の犧牲となつたものを處罰して、由つて以て社會が其自身の弱點の腹いせをする權利のあるといふ、そんな殘忍な拷問所でもないのである。若し、ブリズンの目的ができるだけ迅速に經濟的に不生產的な人間を生產的にするといふことであれば、人心を善に向はしむるためには利用し得べきあらゆる手段を用ひなければならない。音樂は此等の手段の一つなのである。音樂は柔しく情に訴へて、靜かに人の心を美と秩序の中に誘つて行くのである。かゝる感應力を人心に湧き出させるものは音樂を措いて他にはないと曰つて可いのである』

ヴアン・デ・ウオール氏の實驗によつて、音樂は感覺的な刺戟であり、この刺戟によつて、今まで潛在してゐた肉體と精神との兩方のエナージー（活動力）即ち不思議といふより外ない人間の意識狀態をかもし出した諸の力が解放せられ、其處に初めて音樂の感化に對する反應が起るのであつて、これは人間も動物も同じことである。

といふことが分明つたのである。是に於て、更に進んで音樂は受刑者といふ此等の不幸な人々の有つてゐる諸の生活力を消極的な破壞作用から積極的な建設作用にふり向ける感化力を及ぼすものである、といふことが分明つたのである。かくして、好い音樂から起る反應は人の心に一つの變化の起る始めである一つのクライシス（危機）を促出するのである。

かゝる瞬間に於ける音樂の感化は非常に貴いもので、溫いメロデイーの中に、崇高な感情と共に、人間に對する深い愛と自ら効さんとする感激とが泉の湧くが如く湧き起つて來るのである。實にこの心こそ人間をして眞に人間らしくし、眞面目な欲望と意圖とを抱かしめるに至るものなのである。

ニユヨーク州で州の事業として、治癒的な並びに感化的な手段としての音樂の實驗に大成功を收めたのに促されて、ペンシルバニア州でも、この事業の實際の効果を試みるがために、州の福利省に特に別に一課を設けたのである。ヴアン・デ・ウオール氏は引續き行刑施設に於ける音樂の使用に成功を收めてゐることを報告してゐるのである。

プリズンやリホーメートリーには秀拔な智能を持つたしかも狡猾な陰險な人間がかなり澤山ゐるのである。品性も良心もない智識は危險なもので、國民の道義的生活を脅かすこと甚しいものである。品住を作り出す教育はプリズンの內外を問はず、極めて重要なものである。智能といふものは善にも惡にもいづれにとつても無限の力となるもので、道義の念の之を支ふるものがなければ、極めて危險な力で、缺陷者の素質の中に存するあらゆる犯罪本能を集めて一にしたものよりも、多くの罪惡を生む可能性があるのである。

ラスロツプ・ストツダードは其著「文化への反逆」（"The Revolt against civilization"）の中で、アメリカに於て、國民生活への不吉なる脅威と見るべき劣等人（"Under-man"）の驚くべき增加、と同時に、野蠻な暴力の支配に對する唯一つの防禦物たるべき優秀人（"Super-ior-man"）の減少したることを主張してゐるのである。彼は種々の統計から推論して、アメリカでは各一人の優秀者に對して三十人の劣等者を蕃殖せしめてゐるといふ事實を擧げ、これが爲めに我が文化は分裂作用の假借する所なき力の下によろめきつゝあることを、我等に信ぜしめんとしてゐるのである。しかも今や、全世界は救ひの手をアメリカに求めてゐるのである。何といふ皮肉であらう。

我等の行刑施設には、色々に異つた性格やら、履歷やら、種別やら、習慣やらを有つた多くの人間が收容されてゐて、此等の人々は實生活に於ける殘忍な矛盾衝突のために打ち負かされた人達である。若し此等の人々に援助の手を伸べて、長く失はれてゐた希望を取り戻さしめ再び自尊心を振ひ起し、眞實なまつすぐな考を持たせるようにさせたなら、社會は不適應者の斷へざる復歸から脅かされゝことがなくなるであらう。この目的のためには、受刑者の改善を原則とも目的ともしてゐる音樂はあらゆる微妙な方法で利用され得るのである。

ドイツは、如何なる他の國々よりも、一番好く市民の取締に音樂を利用することを知つてゐる國である。ドイツの都市では、治安を維持するために、音樂は警察よりも多大の効果を擧げたのである。好い音樂の中には、實に何とも言へない、魂に徹するような或る物が存してゐるのであつて、其力は殆んど無盡藏といふべきで、今は何人も夢にも思つてゐないような音樂の利用法が將來必ずや發見されゝにちがひないのである。最近の多くの實驗は、音樂がよく受刑者の性情を支配し指導し得るもので、彼等の天性は精神に訴ふる音樂の力に自からよく感應するものであるといふ事實が分明になつたのである。

音樂が我々各自の日々の生活の中に斷えず一つの役割を有つようになる日が來るであらう、と自分は思ふのである。メロデイーの心に斷えず耳を傾けてゐるような音樂好きに、プリズンに墮ち込む人は稀れなものである。犯罪を企らみ、犯罪を行ふものは、きつと情緒的にも精神的にも未だ甞つて目覺めたことのない人である。

以上、述べ來つた所を約言すれば次のようになるのである。（一）刑余の生活の問題は單に精神病理學者やクリミノロジストに關するものでなく、慮りの深い社會公衆ならば是非とも考慮しなければならない問題である。（二）是に於て、若し、ニユーヨーク州に於て立派に證據立てられたように、音樂が不幸な受刑者の敎化改造に助けとなるべき有効な手段の一つであるならば、それは是非共行刑處遇のプログラムの中に確乎たる一つの位地を占めるべきものである。この二事は行刑問題中の最も重大なものなることを自分は飽くまでも信じて疑はないのである。（完）

（Welfare Magazine）

Thomas Mott. Osborne
as I hear him

Victor Folke Nelson

トーマス・モツト・オスボーン の言葉

ビクター・ホーク・ネルソン

ネルソン君は現在米國マサチユセツツ州のチヤールスタウンのステート・プリズンに收容されてゐる人で、曾つてオスボーンがニューヨーク州のオーバーン・プリズンのワーデンたりし時、同じプリズンに在りて數年間オスボーンの書記として使はれてゐたことがあつて、深くオスボーン精神を解してゐたのである。左の一篇は一九二六年五月オスボーンがオーバーン・プリズンにネルソン君を訪れた時の會談の記憶からつゞられたもので、この一文によりてもオスボーンの尋常一樣のプリズン・リホーマーならざることを知ることができるのである。

ネルソン君はオスボーンを愛慕して措かなかつたものでこの會見をへだつる六ケ月、一九二六年十月二十二日オスボーンの逝ける時、昔馴染の受刑者達に最後の別れを惜しませるため、彼の遺骸がオーバーン・プリズンへ運ばれた際には、コムメモレーション（記念の儀式）に心からなる哀悼の詩を捧げたほどである。

オスボーンがオーバン・プリズンにミユウチユアル・ウエルフエア・リーグ（共福會）なる自治組織を創めたことは人のよく知る所である。彼は刑罰の執行場たるプリズンをして規律と統制ある一箇の相互扶助のコムミユニテー（社會）たらしめんとしたのである。已に一九〇四年に於て、彼はニューヨーク州のアルバニーに開催せられたるアメリカン・プリズン・アソシエーションの會議に臨んで次の如く述べてゐるのである「プリズン・ウオールの外に在つては、人は働くか怠けてゐるか、正直に働くか惡事を働くか、自分でいづれか其一を撰ばなければならないのである。何故に受刑者がプリズンを出て行く前に其いづれかを撰ぶ道を自分で學ぶようにしてやらないのか。かゝる事は自分で學ぶのが一番良い方法である。……で、先づプリズンの中に、懸命に働くものを自分は怠けてゐて人の物を盜まうとするものから防衞してやる裁判所と法律とを作らなければならない。而して後、法律のよく制定せられ得るもので且つ同時に强制せられ得るものであるといふ確信を當局も受刑者も共に等しく有たなければならない。かくして初めて正路を撰ぶも邪路を撰ぶも受刑者の自由となるのである。プリズンといふ處は其處に收容されてゐる各受刑者に實行して差支ない個人の自由の最も多くの分量の與へられてゐなければならない施設なのである。古くから言はれるように、「人間に自由を享受すべき十分の資格をつけるには、先づ彼をして自由ならしむるに如くはない」のである」。この陳述の中に留意せらるべき事は、彼の「行爲」の哲學である。彼の貴むだのは「行ふ」といふことである。本人の經驗に重きを置くもので、他から强ひて說敎したり數化したり改善したりすることには大して重きを置かないのである。一切の改善進步は自ずより始まらなければならない。然るべき環境を與へ、受刑者の自由の撰擇に任かすは、自覺を促かす所以で、眞に生くる道を學ぶ方法は之より外にないのである。オスボーンは斯く考へて而してかく信じたのである。是れ實に、今世紀の初頭より唱られ初めた「自己表現」の敎育主義の根本精神である。しかし、これは別に新しいものではないので、イズムこそ振りまはさなかつたが、ルソーもペスタロッヂもとうの昔にそう信じてゐたものなのである。

けれども、オスボーンのこの思想は其當時に在つてはかなりラヂイカル（過激）なものとされたのである。オーバーンに自治組織の共福會が創設された一九一三年の九月に、當時ニューヨーク州のプリズン・リホーム・コムミッション（行刑制度改良委員）のチエアマン（長）たりしオスボーンが友人の止めるのも聽かずプリズンの生活を知るために自ら進んでトム・ブラウンの名で、オーバーンの㊀㊀㊀

自ら苦しむでゐたのである。オスボーンもよく是れを知つてゐたのである。彼が「彼等」のために愛せられたのは、彼が「彼等」の箇の惱める魂を見出してやつたからである。而して其傷を愛撫してやつたからである。「彼等」は只だ誠からのみにじみ出る箇のカインドネス（深切）に感激したのである。彼がシン・シン・プリズンのワーデンたりし時、クリスマスの日に自ら進んで「彼等」のためにピヤノを彈いてベートーフエンの一曲を聽かせてやつた優しさは、遙にその事を聞くものにとつてさへ、涙ぐまれるうれしさである。

世界大戰後、傳統も習慣も、古い權威は全く地に墮ちて人心は歸趨する所を知らないのである。此時に當りて、犯罪と之に伴ふ刑罰の問題は人間生活に於ける極めて意義の重大な社會問題と曰はなければならない。プリズンのラショナライズ（合理化）せらるべきは當然である。然れども其局に當るものが徒らに制度の末節に拘はれて、オスボーンの心を以て己れの心とする氣がなければ、千百の科學も、精神病理學も心理學も、プリズン・リホームに役立つ所は蓋し小さなものであらう。

E. H.

「犯罪と刑罰との性質のどういふ點を、貴方は今日の社會公衆に了解させたいといふ御考へですか」。一九二六年の五月の或日、オスボーンの死ぬ六ケ月前、當時五年の刑期に服してゐたオーバーン・プリズン（ニューヨーク州）の接見室で、自分はかうオスボーン氏に問ひかけたのである。

オスボーン氏は家に在る時は（氏は當時オーバーン市に住んでゐた）不思議にも屢々自分を訪ねて來てくれたものである。其日自分は、「オスボーンさん、お否でなければ、今日は貴方に色々おたづねしたいと思ふのですが」、と云ふと、「かまわんから、何でもお訊き」と打ち解けた笑顏で答へたので、自分は前の問ひをかけたのである。

多くの人々にとつては極めてむづかしいものとされてゐる問題を深く理解してゐるものの明確直截な話振りで氏はすぐと問題の中心へ飛び込んで、氏一流の奇論を吐いたのである

シン・シン・プリズンの前所長は語り初めた。「何處へ行つても聞くことだが、世間の人は、クリミナル（惡漢）が恰も他の人間と全く異つた動物ででもあるかのやうに、「犯人型」（"Criminal type"）だの「犯人の本質」（"the nature of the criminal"）だのと云つてゐるのである。クリミナルが他と異つて居り、彼等の云ふが如く、クリミナルがアブノーマル（變態）であるといふことを證據立てるがために、彼等似て非なるピノロヂスト（行刑學者）共によつて、幾多の書籍が著され、幾多の講義が繰返されたかしれないのである。

「處が」と、彼は愉快さうに眼をぱちつかせて、「わたしは今にして最も驚くべき發見をしたのである。それはアブノーマルなのは、犯人ではなく、却て法律を善く守る公民なのだ」。

自分は驚いて、「オスボーンさん、貴方のおつしやるのは一体どういふ意味なのか說明していただけるでせうか」と訊いて見た。

「いや、いや」と彼は抑へて、「さう餘り眞面目に取られちや困るから、ではかう言はう」と云つて話しつづけたのである。

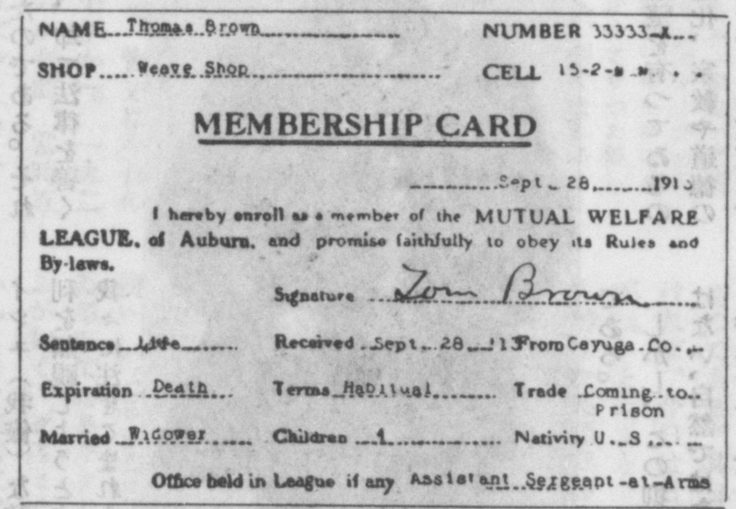
「我々は誰でも皆な下等な我儘な慾望を有つてゐるのである。幾世紀もの長い間の文明の進化、宗教や道德の深いきびしい訓練の說かれたにも拘らず、この慾望は、他に許すばかりでなく、自分でもこの位は仕方があるまいと思つてゐるより以上に、幾度となく起つて來るものである。



我々は斷えず、一生中毎日といつて可い位に、セルフイシュ（我儘）な慾望に屈して、動もすれば、他人の權利を無視しようとするのである。しかし、小さい時から我々に注ぎこまれた道德の本義やら、年を取つて行く中にだん〳〵と訓練を經て了見も定まつて、此等のセルフイツシュな慾望は社會の利益のために抑壓されなければならないものだといふことが解かつて來たのである。語を換へて言へば、我々お互の生活といふものは、自我主義と愛他主義との日々の斷えざる鬪爭なのである。

しかし、この抑壓は決してノーマル（常態）なものではない、自然ではないのである。だから、自分は、善く法を守るシテイズン（公民）こそアブノーマル（變態）だと云ふのである。何故なれば、「法を守る」（law-abiding）といふことは全然後天的に養はれたハビツト（習

（慣）である。自分の事を後にして他人の事を先きに考へるといふことは、人間にとつてはナチュラル（自然）な事ではない。我々の心中に今でも尚ほ殘つてゐる動物的本能（アニマルインスティンクト）に飽くまで相反してゐるものである。なぜつて、わかつてるぢやないか、唯だわづか數世紀以前までは、我我が英雄と崇めたてまつつたものは、自分一身の利慾のため金銀財寶を掠奪して憚らなかつた人間ぢやないか。而してかくして幾代となく傳つて行つて、長い間の踏襲で牢乎として拔くべからざるものとなつた習慣は、一日や一週間、さては一年の內に除き去られるものではないのである。であるから我々の有つてゐる我慾といふものは極めてナチュラル（自然）なもので、道德にしろ、法律にしろ、箇の我慾を抑へつけるロー（法則）を遵奉するといふことはアーテイフヒシアル（人爲的）なのである。


NAME Thomas Brown NUMBER 33333
SHOP Weave Shop CELL 15-2-
MEMBERSHIP CARD
Sept 28 191
I hereby enroll as a member of the MUTUAL WELFARE LEAGUE, of Auburn, and promise faithfully to obey its Rules and By-laws.
Signature Tom Brown
Sentence Life Received Sept 28 1 From Cayuga Co.
Expiration Death Terms Habitual Trade Coming to Prison
Married Widower Children 1 Nativity U.S.
Office held in League if any Assistant Sergeant-at-Arms

自分はクリミナルを全くノーマル（常態—普通）な人間だといふのは此意味なのである。彼は完全に自然で、完全にセルフイシュ（我慾）なのである。彼は己れの慾するものを奪ひ、あらゆるセルフイシュな振舞を恣にし、殆んど野蠻に近い兇暴さで、他人の生命財產並びに性に關する權利利益をふみにじつて顧みないのである。

で、我々が此の肝心な事實を理解して犯人の變態性なんどといふ下らない事にかかはつてゐて徒らに時を費ひやすのを止めたら、しかもそれの速やければ速いほど、容易に犯人の病氣を治してやることができるのである。」

自分が熱心に耳を傾けて聽いてゐると、オスボーン氏は語をつづけて、「玆處で、我々はやかましく世間で論議せられてゐる「リホーム」といふ問題にぶつかるのである。人間をリホーム（感化改善）するには、其人

の思想や人世觀や、更らに進んでは深い內部に潛んでゐる慾望を變化させることが必要である。ところが、極めて程度の高い文化で育てられた人間でさへ、幾世紀もの教養と宗教に訓練されて來たにも拘らず、猶ほ最も兇惡な惡徒によつて經驗されると全く同じいセルフイシュな慾望を經驗することを考へてみても、只だ僅か數年の間に、今迄久しく自恣放縱の生活をつづけて來た結果全くのエゴテイズム（我利主義）に固まつてしまつた慾望をクリミナルから取り去らうとするのは、明かに不可能な事である。語を換へて云へば、久しい訓練と敎養とを有つてゐる我々自身さへできなかつたことを、敎育さへ滿足でないクリミナルに望むのはまちがつてゐるのである」。

其姓名が「リホーム」といふ語と始終結びつけられてゐる人の口から、いはば異端邪說とも見えるかかる言葉を聞いた自分は多少面喰つた氣持で、「さうすると解決はどうなります、若し所謂「リホーム」（改善）が問題にならないとしたら、一体どうしたらいいのです」、と問ふてみた。すると、オスボーン氏は答へたのである。

「それは、クリミナルならざる我々がどうして善く法を守るやうになることができたかといふことを考へてみたら、解決は極めて簡單なのである。只だ法律と秩序とのなくてかなはざる道理を覺つて、その必要に基いて道義の掟を立てたまでなのである。クリミナルの有つてゐる手前勝手なセルフイシュネス（我慾）といふ病氣を治すには、彼をして法律と秩序との必要をよく會得せしめなければならない。我々をして善く法律を遵守せしめて行く日常生活の規準を彼にもよく承認せしめなければならないのである。其時に至つて、其時にのみ、我々は彼のセルフイツシュ（手前勝手）な規準の誤つてゐたこと正しくないことを、初めて彼に得心させ得る望みができるのである。

固より、かうするのは決して容易な仕事ではない。我我の中の立派な人でさへ我々の生活の規準、我々自身の定めた法則の通りに生活して行くことができないのに、小さい時分から我儘勝手に振舞つて來たクリミナルに、我々が失敗した事に成功させることができると思ふのはちと虫がよすぎるのである。「リホーム」といふ問題は人の性の底深く潛んでゐる神秘に根を有つてゐるもので、從つてこれを了解するのには頗る難事に屬するのである。

しかし、是れについては特むに足る心强い點があるの

刑政第44巻第1号
矯正図書館

である。それは他でもない、我々は終に本當の角度からこの問題を眺めるやうになつたことである。我々がクリミナルを我々自身から全く異つた殊特の種族に屬するものと考へてゐる間は、全く絶望である。とにかく、我々が以前とちがつて更らに一層正しい角度から問題を觀察するやうになつたので、我々は正しい方向に働いてゐるのであるといふ自覺から來る滿足を有つてゐるのである。要するに、肝心なのは問題に近いて行く方向を見出すことである。

今や我々の爲すべき一切の事は、我々のさうなつた通りにアブノーマル（不自然）になるやうにクリミナルを納得させることである。――それで問題は解決されたのである。」

――Welfare Magazine より――

寫眞は獄衣を着けたオスボーンと共福會員としての彼の身分カードである。



海外時報

多血症に苦しむでゐるアメリカ

――巴里大學アンドレ・ジーグフリード教授のアメリカ批判

マツス・プロダクション（大量生産）と、スカイ・スクレーパー（摩天樓）のアメリカは、何といつても現代世界文化の驚異で、大きなプロブレムとして研究する價値と興味の饒かなものであるが、已に今も現に歐洲に於ける最もすぐれたアメリカ研究家の一人は、アメリカの將來について、いぶかしげに首を振つてゐるのである。其人は外でもない、有名なパリ大學のアンドレー・ジーグフリード教授で、已に幾度かアメリカを訪ひ、深い了解を持ちながらも、しかも公平な態度を失はず、縱橫にアメリカ人の生活を批判してゐるのであつて、教授は、アメリカ人が其生活のコース（針路）を變せなければ、其未來には多くの危險の潛んでゐることを怖れてゐるのである。世界大戰以來公にされたアメリカに關する書物の中で、ベストなものの一つの著者として、已に世界的な稱讚を博してゐるジーグフリード教授は（二年前公にせられた氏の「丁年に達したアメリカ」（"America comes of Age"）は其觀察の精到嚴正を以て所謂近時續出する「アメリカ批判物」の白眉と稱せられてゐる）、最近パリの政治雜誌「ルビュウ・ポリテイーク・エ・パルルマンテール」に一文を寄せて、合衆國は余りに多くを生產し而かも余りに賣ることの少ないことを論じてゐるのである。アメリカ人はプレトーラ（多血症）で苦しんでゐるのである、と、彼はのつけから喝破してゐるのである。マツス・プロダクションを其極度まで進展せしめ、それがために他の國々の驚異と羨望の的となつた後、今や、彼等は驚くべき數量で生產されつつある商品をさばくのに漸次困難を感じ初めてゐるのである。若し、アメリカ人が現在の速度で生產を繼續して行くならば、早晩、アメリカ人が產業上の競爭で自分の後にをきざりにしたと思つてゐるそれ等の國々の驚異や羨望の的ともならなくなる時が來るにきまつてゐる。と、ジーグフリード教授は信じたがる氣味があるのである。しかも、このフランスのサヴアン（學者）はフランス人一流の氣の利いた垢拔けのした言ひ廻しで所信を述べてゐるので、氏の文章は讀む者にとつて一層效果的なものとなるのである。

「しかし、これは一がいにアメリカ人の過失だとばかりは云へないのである。アメリカは今や殆んど宿命的なともいふべき一つのムーブメント(運動)にひつかかつて其中に巻き込まれてゐるのである。アメリカは箇の運動を指導するマスター(主人公)ではないのである。運動のリズムもスピードも自由にコントロール(左右)することはできないのである。否應なしに斷えずマツス・プロダクションへと逐ひ立てられて、一切のものをさしおいてその促進を謀つてゐるので、アメリカは已に其國民の購買力の追ひついて行くことのできない點にまで達してゐるのである。」と、教授は言ひ切つてゐるのである。教授は筆を進めて、「其結果として、アメリカの製造業者が其商品を賣りさばかうとする努力は全く狂氣じみて來たのである。或種の商品の製造業者は假借する所なく全く異つた商賣筋の製造業者の顧客を奪つて、平氣で他人の口からパンを奪ふやうなむごい手段のために莫大な金を使ふのである。一例を擧げると、アメリカのシガレット・メーカー(紙巻煙草製造業)はキヤンデイを食ふ代りにシガレツトを吸はせようと、甘黨のアメリカ人を口説き落すためにあらゆる手段を用ひて辭せないのである。」と說き、更らに、「かくして、今では、或る商品の新しいマーケツト(販路)を見出すなどは問題ではなくなつて、曾つて競爭のかくまで野蠻でなかつた時代には、決して競爭者とは思はれてゐなかつた製造業者の領分に喰ひ込んで行くのが問題となつて來たほど、それほどにペース(歩速)は狂暴で、競爭は殘虐になつて來たのである。」と、ジーグフリード教授は說明してゐるのである。

教授は說くのである。「現在、アメリカの「プロスペリテイー」(繁榮)を産み出したと云はれる彼の「アメリカン・システム」なるものは、別にむづかしい仕掛けはないので、先づ初めに高いサラリー(給料)を支拂つて、支拂へば、すぐ後からいやでも應でも之をスペンド(費消)するやうに仕向けるといふやり方なのである。單にまき上げられるために給料を取るやうなものである。若し、諸君が經濟學の謂ふ所のコンザムプション(消費)の形で、取つたサラリーを再び拂ひ出すのに不同意を表するならば、さうする諸君は世間並の行き方でなく、許す限りの極限まで錢をスペンドするのが、「プロスペリテイー」の依つて立つ基礎的なエレメンツ(要素)の一つで、且つ消費者の義務の一となつてゐる國では、さういふ人は質の悪い國民であると咎められるのである。で、かかる國で、生産制度が其均衡を維持して行かなければならないとすると、購買販賣の交互作用の仕組が斷えずスピード・アップ(促進)されるといふことが必要になつてくるのである。アメリカの現在の經濟狀態がバイシクル(自轉車)の有つ均衡狀態に比べられたのはあながちまちがつた見解であるとはいへないのである。自轉車といふものは、その走るスピードに比例してスタビリテイー(安定度)が益々大きくなるもので、止まれば直ぐにひつくりかへつてしまうものだからである。」

ジーグフリード教授の見る通りで、現在、かなりの割合のアメリカ人は收入以上の生活をしてゐるのである。マツス・プロダクションに責任を有つてゐる人達の猛烈なプロパガンダのために、多くのアメリカ人は一切の必要缺くべからざるものは言ふに及ばず、必要でないものでも澤山買はされてゐるのである。教授の云ふ所によると、一九二五年までは、これで萬事好都合にいつたのである。まだ大戰直後には、アメリカ人は外の國民に比べれば贅澤だとはいつても、アメリカの生活標準は尙ほノーマル(常態)であることを失はなかつたと言ひ得たのである。と教授は心得顏に云ふてゐるのである。

然るに、教授の考ふる所によると、最近四五年の間に合衆國の生活標準は全くノーマルなものから、放縱度なきの程度に移つて行つたといつても差支ないのである。で、この見解を證據立てるために、教授は合衆國の面積が世界の全面積の六パーセントより少なく、其人口は世界の全人口の殆んど六パーセントに達してゐるに過ぎないにも拘らず、全世界に於ける精製石油の全産額の七六パーセント、同じくラツバー(彈力性ゴム)の全産額の七〇パーセント、絹織物の全産額の約七五パーセントを費消してゐる事實を擧げ、更らに進んで、一九二八年には、製造業者の旋風のやうなキヤムペーン(購買促進運動)のお蔭で、全合衆國のホームには、一千八百萬箇のバスタブ(浴槽)、一千五百萬箇の電氣アイロン、七百萬箇のベーカム・クリーナー(床の掃除器)、五百萬臺の洗濯機、五百萬箇のヴェンテイレーター(通風機)、四百五十萬箇のトースター(パンをやく器械)、七十五萬箇のフリジデーア(電氣冷藏器)が備へつけられてゐたことを指摘してゐるのである——固より教授はアメリカ人各四人につき一臺即ち二千四百五十萬臺强の自働車を數へ上げることを忘れはしなかつたのである。

かかる狀態はいつまでつゞくものだらうか。しかも今尙ほ、アメリカの製造業者は自動車は言ふに及ばず、ベ

ーカム・クリーナーやフリジデーアを大軍の殺到するやうに市場に送り出してゐるのである、だが、一体誰がこれだけのものを悉く買うのであらう。アメリカの市場はサチユレーション・ポイント(飽和點)に達する時期が、しかも余り遠くない未來に、來はしないだらうか。自動車を買つてやらないと赤ん坊の機嫌が好くないからといふのが、別のカー(自動車)を買ふ唯一の原因になるといふ様な日が來はしまいか。最新式の販賣廣告で押しつけられた新しいベーカム・クリーナーの飽くなき食慾を滿してやるためにわざ〳〵往來から廛埃を應接室へ車で運び込まなければならないといふ様な日が來はしまいか。

アメリカの購買者は何日かはここまで行くだらうか。アメリカ人がよくも辛抱してゐると思はれる彼の同じ怖ろしい廣告攻めに遇うものと假定したら、他の國々の購買者は、アメリカのマツス・プロダクションのザー(皇帝)達を滿足させるだけに、命令されれば直ぐと氣前好く彼等のダラーを手放すことに同意するだらうか。アメリカでも其他の國々でも、多くの人達は大丈夫だと受け合ふのである。マツス・プロダクションはヂヤヅ的な現代の精神とよく調和してゐるのであつて、マツス・プロダクションに勝れてゐる國民のみが、時代と並行して進んでゐるもののために取つて置かれた貴重な報賞を受け得られるのである、と彼等は主張してゐるのである。

しかし、パリのアンドレー・ジーグフリード教授は、かかる樂天家の一人ではないのである。アメリカは正しいまちがつてゐない道を進んでゐるのだらうか。教授がこの疑問を自分自身にかけて見た時、答へに苦しむ人の顏つきで、その博識な頭をいぶかしげにひねつてゐる彼の姿を何人も容易に想見することができるのである。

(アウトルックより)



民族性と犯罪形態の關係

(その一例としての朝鮮の犯罪)

大村曉心

(一)

異國ぶりのかりそめのひとつの甍であつても、その道の人がそれを見たならばすぐにそれは李朝かそれとも南蠻かときわめをつける。最近あの護國寺に移築して保存されることゝなつた月光殿、それは東京府下に於ての古來建築としては稀に見る由緒ものだと言ふことであるが、これとてもこの方面のことに少しく理解のあるヂレッタントの頭には、この樣式は桃山か少しさか上つて鎌倉かとすぐに直感が動く。これは何を物語るか。すべてのものを超越し、永遠の生命を有するといふ藝術でも、そこにはなかなかに强き作用を自然及び歴史がはたらきかけてゐるといふ事を現はしてゐるのではなからうか。されば自然及び歴史の異るにつれて民族はそれ〴〵に特殊な藝術をもつ、即ち自然はその民族の藝術に取るべき方向を與へ、歴史はその踏むべき過程を示したと言はれてゐる。

かうした事が肯定されゝならばそれと同じい意味に於て、ある民族の間に發生する犯罪現象はその自然及び歴史の異る限り、その民族特殊な形態を取るものと考へられないであらうか。勿論そこには犯罪一般に共通する普遍性はあるにしても、地域の相違、歴史の差別その他等々の關係から、犯罪はおのづから特殊な面貌を呈するやうである。

エミール・デュルケームの言葉をかりて言へば、吾等の思想や行動は凡て社會性を有つ。それは個人表象に見出し得ざる、しかもその總和以上の拘束性を有する社會表象の然らしむる所である。犯罪現象は社會事實である、即ちその社會の集合的、又共通的社會表象を毀損する社會事實である。從つて各社會の犯罪は其社會的特殊な社會性を有する筈である。言ふこゝろは隱約のうちに一般表象に影響を受けて、獨自な形態を取つて犯罪は發生する。かうした觀點からするならば民族特有の犯罪現象に對する透徹せる認識と、そのよつて來る表象に眞諦に觸ることは、即ちある民族の犯罪現象はどんな特殊性を有するか、もしさうした特殊性があるものならば、そのよつて來る本源は何ぞ、といふやうなことも、行刑に携はるものへの緊要なる關心事ではないであらうか。

(二)

玆には單に朝鮮の犯罪をその例に取つ

て考へて見ることにする、それに先ちてものは比較によりて理解を容易にし本質を明確にすると言はるゝを以つて、最後に藝術に於ていかに民族性が現はれてゐるかといふことを少しく述べて見よう。朝鮮は今は新日本の一地方であるけれども、然し古來より支那・朝鮮・日本は東洋に於ける代表的な三個の民族であつた。しかもこの三個の民族は、同じく東洋の魂を有する點に於て、亦文化の同じい流に棹す點に於て、ことに日本は支那をまた朝鮮を、かつては文化の先進國としたる點に於て、民族的な普遍性乃至は同一性は有しながらも、しかもそこには超ゆることのできぬ民族的特色がある。

これをある藝術批評家はたくみな表現を以つて次のやうに述べてゐる。支那はどこまでも大陸であり大國である。横ぎる河は壯大であり聳える山は巨大であり廣がる原野は無限である。地は古く石は固い。氣候は激しく暑く恐しく寒い。こゝに活きやうとするものは此等の偉大なる力に應はしい「強さ」を持たねばならぬ。この大地を歩くものは安定なる足と强健な體を有することを必要とする。さてわが日本はどうかと言へば自然は廣大なる大陸から可憐なる島國へと移る。濁る河は澄み、灰色の峰はみどりの丘に變る。野邊は花に飾られ河の音は汀に囁き、微風は松の梢に歌ふてゐる。空氣は濕り土は柔かく、氣候は溫和である。歷史はどうしてかゝる環境の内にあつて苦痛の色があり得やう。たゞ「優しさ」が彼等の心のうちに溢れてゐる。この兩國の間に位置を占めてゐる朝鮮はいかにあるか。そこは大陸でもなくまた島國でもない、即ちそのいづれでもない半島である。この半島であるといふことがその國の運命を定めた。南は多島の海に圍まれて人は生活を樂まうとしながら北は大陸の重荷に壓せられて、安らかな生命を得ないのである。人情は何處に永遠への住家を定むべきかに惑ふてゐる朝鮮はいかにかい光を見つめつゝ、背には寒い風の音を聞かねばならぬ。かゝる國土に現はれた歷史が「強さ」とか「優しさ」とかを缺いたことはやみがたい命數であつた。

自然さへも寂しげに見える、峰は細く樹は疎らに花は複せてゐる。さればその民族の藝術は哀傷の美であつて、與へられたる彼等の宿命を「寂しき」美によつて溫め、これを無限の天界に求めやうとした。

今これを藝術の構成要素たる三態に配當してみるならば、支那の藝術は「形」の美を主とする。形とは廣がりを意味し强さを象徴する。日本のそれは「色彩」の美を主とする。色とは美しさ優しさ喜ばしさを意味する。さて朝鮮のそれは「線」の美を主とする。線とは細きを意味し空に憧るゝこゝろ、風に靡く姿で表現さるゝ。試みに朝鮮に旅行してその主都京城を訪れ、あの南山に登りて櫛比せる市街の屋根を眺めよ。そこにはたゞ見る限りなき曲線の波、うねり〳〵として視野の間に浮んでくる。また朝鮮特有の模様のなかで、がの地の人々が賞美するは「蒲柳水禽」の圖と「雲鶴」のそれである。こゝにも細き線を好む朝鮮の「こゝろ」が見らるゝ。煙ぶるが如き柳、流るゝ水、その水の流るゝまゝに浮く小禽さては搖曳する白雲、ゆくへも知れず飛んで行く鶴のすがた。みなこれ線、それもいみじくも細き線である。

それならば彼等の間に發生する犯罪現象のそのすがたはさていかになるか。

(三)

私は朝鮮に於ける犯罪もまたその自然と歷史とに運命づけられて、そこには他とよほど異つた形態を取つてゐるやうに認めるものである。即ち前記の藝術構成の三態で言ふてみるならば、朝鮮の犯罪は横に廣がる形でもなく、勿論それは色でも象徴されない。もし强いて言ふならば線それも細く寂しい線ではなからうかと思ふものである。これを二三の例に就いて言ふならば、

(い) 牧歌的な寂しき盜み。ものを盜むにしても、朝鮮には内地にあまり見られない犯罪がある。その一に牛盜人といふのがある。そこには狂言にでもありそうな牧歌的な素純なさびしさがある。わが國に於ては應仁文明のころのある文獻には「たとひ牛ぬすびとゝは呼ばるとも佛法者後世者と見ゆるやうに振舞ふべから」など言ふのがあるそのころには牛盜人といふものが隨所にあつたかも知れない。或はまたこれは印度の古事を引いたものでそんな犯罪の有無によらないでも言はれてゐるが、いづれにしても、大きな生き物を盜む事である。このごろは自動車を盜むためにその運轉手を嵐の海上にまで誘ひ出し實に慘劇を極めたといふやうな犯罪もあることであるがそれらに較べたならば牛ぬすびとゝは朝鮮にして初めてありそうな犯罪である。そこには たくらみふかき强い意志力といふものもなければまた毒々しき知能の働きといふものもない、凡その牛盜人といふものは野に放たれて草を喰き居る牛を、或は山ふところの百姓家の夕ぐれの軒下につながれてゐる牛を盜みいだしひき逃げる心理は、犯罪は犯罪ながらそれはあまりにもおろかしくまた弱きこゝろよりする所業ではあるまいか。

窃盜でさらに笑止なのは、佛ぬすみである。私が朝鮮に居たときにも佛ぬすみは可なり澤山に取扱つたが、さうした犯罪者は大體に於て魯鈍のやうである、勿論なかには小利巧でやるものもあるにはあるが、多くは他に唆かされて敢てするやうである。こんな例もあつた、それはある山中の由緒ある寺院から古佛像を盜み出したはいゝが、何たる粗忽ぞ、甍の村落を通過するとき、蓮華の光つてゐる部分が包みから透へて見へた爲め直ちに捕へられた。敎日前公州敎務主任の土井秀哲氏の通信によると、朝鮮も年々に交通が便利になるに伴つて内地その他の往復が頻繁となり、歷史の研究熱が旺盛となつた爲めか、佛像盜みが近來はその數を增加した。貧窮者にして失職せる彼等には古佛の强奪(强窃盜罪)墳墓發掘は各地に於て行はれ、甚しきに至つては、祖先崇拜の良習を惡用して、そのうち遺骨即ち頭のロクロを窃みて富豪より金品の提供を迫り(恐喝罪)之に連絡して巫

女の新壽(詐欺)も多くなつたやうで、最近公州に於てもかうした犯罪二件があつて、そのうちの一人擧げられたれども父直ちにその路を繼承するといつたやうなかうした奇現象は一寸内地では見られないことである。そのうち墳墓發掘に就てはあの慶州の王陵發掘は著名なもので約二年前王冠寶玉の一部が遠く國外に持ち去られんとしたるを、幸にして未然に防ぎとめたといふやうな例もあり云々。これらから考へてもかゝる犯罪はにくむべきは勿論なれどもそこには彼等が他より誘惑されつゝある點を考慮に入れて對策すべきものと思はる處がある。

(ろ) 哀むべき性的の罪。近來朝鮮に於ても、結婚する男女の年齡の差は漸次に短縮され、早婚もよほど少くなつたやうではあるがそれでもまだ四智にゆけば、大體は女は年上、男は年下でこれは家事又は農業の手傳の關係からさうなつたのだといふ事であるが、こゝにも嫁は家の道具といふ舊思想の片鱗を見ることができる。年長の女を娶りて家の雜役に使用するは便利なるも、こゝに種々の悲劇が出來る場合が少くない。即ち男は性慾に對して未知なるに女は成熟せる女である處より他と不義の事犯を生起する。これも性的の例であるが士非氏の通信のなかに、寢間を守り難い妙齡の者にでもすでに夫と死別し嫁婦となつた後は、貞女はニ夫を並べずといふ教が嚴しく、辛抱して居るうちに、相思相愛のものができ、しかもその間に愛の果實を結んでも世間態を恥ぢて正式の結婚は爲すよしもない。かくて事なきを得ばそれまでだが、それが世間の人や其の女の家族に感知されたならば女は大膽を擧げて世間態を作り男は告訴されて略取の罪名を付けられ二年位の刑を受ける。これは咸南地方最も酷く各道ともかうした事例が見られるとある。

姦通罪には離婚の條作を必要とするやうになつてから、かうした罪名で刑を受くるものが最近少くなつたやうであるが風俗、習慣その他の民情といふものをよく察知し、同化の眞諦も、そこには自然と歷史少くとも昨日までの彼等といふものに、親切なる理解をもつ事から出發すべきものゝやうに考へらるゝ。

(は) 迷信に乘ずる知能犯。いづれの時いづれの國に於ても新衞思想は入り混つてゐるものではあるけれども、今日の朝鮮はことに甚しいものがある。それは進んだものは歐米で教育を受けて歸れるものあり、支那又は日本内地に來たつて學校に入つたものが少くないが、そのをくれたるものに至つてはとてもひどい人々がゐる。今もなほトツカビを恐れる事ふかく隨つて巫女の祈禱やあやしきものゝ妖言など信ずるものが多い。かうした智愚の相違より發生せる詐欺等の知能犯はこゝ五六年前に比べて公州あたりでも三倍位增加したと言はれてゐる。

(に) 陰性なる毒殺犯。ハルビン驛頭に於て爆彈を投げ付けたるまたは時には大衆運動を取るやうな事もないではなけれども、或は大鎚を以つて慘虐な事を敢てするといふやうな事もないではなけれども、しかしながら人を殺すといふ場合にも、陰性なる毒殺又は暗殺といふものが朝鮮に於けるテイピカルな形態ではなからうか。こゝにも朝鮮に於ける犯罪形態は細き線を以つて象徴さるゝやうである。

以上は朝鮮の過去のすがた、明日の朝鮮は輝ける歷史を步むもの、それは別論である。ことにまた線は美術の極度を現はし、さらに線は現實を忍苦して理想の高きに伸びんことを意味する。

○

こゝで結論に急ぐ。自然及び歷史はその民族の犯罪に特殊な形態を與へるものである。されば私共は犯罪それ自體の普遍性を知ると共にその半面に於て犯罪現象の特殊性をふかく認識することこそ行刑への示標ではないであらうか。知らず吾等が民族にはさうしたものがあるであらうか。もしありとするならば、それは何であるか。「すべてを知ることは愛である」この一語今もなほ涙を覺えしめるものがある。



刑政第44巻第1号
矯正図書館

常識講座

時事問題解說〔二〕

矢嶋生

第三講　國家賠償問題

本講については、古田書記官が『所謂國家賠償法に就て』と題する論文を本號に寄せられたので、その學理的方面の研究は、古田書記官のそれに讓り、わたくしは、われわれ國民として常識上「國家賠償問題」とは如何なるものであるかの範圍について、通俗的にペンを執ることにした。

一

裁判は神聖にして犯すべからざるものであることはいふまでもないが、實際に判決を下す裁判官は、さばかれる人と同樣に人間であつて、神樣でもなければ何でもない。しかも裁判官は、犯罪の時と所を遠くはなれて、限られたる材料によつて判決を下さねばならぬ。したがつて、時には全く罪なき者を罪ありとして誤つた判決を下す場合が絶對にないとはいへないのである。又、さらに、犯罪の疑があるとして拘禁された人が、審理の結果豫審で免訴になることも、檢察事務遂行の上に極めて度々起る事件であらう。

かういふ時に、國家は法の命ずるところにしたがつて被疑者を拘留し、或は又判決を下したのであるから、たまたまそれらの人が無罪であつて豫審で免訴になつても、形式的に何等の落度がない以上、國家はこれらの私人に對して全然損害賠償の責を負はないことになつてゐる。

しかしながら、無實の罪をきせられた方からすれば、長い間刑務所に引つ張られ、個人的社會的な名譽は丸潰れにされ肉體的精神的の苦痛を受け、おまけに、財政的にも大損害を蒙るわけであるからいかに相手が國家であつても、形式的に何等の手落がない、といつてすましてゐられたのではたまらない。そこで、國家もよろしく何等かの形において損害賠償の責を負はねばならない、といふ要求が起つて來たのである。

わが國においても、十數年前から、國家賠償制度の議論が盛んになり、司法當局においても、これが實現を計畫したことであつた。しかし、主として財政上の都合で常に妨げられ、遂に今日までその實現を見なかつたのである。今回とて

司法當局と大藏省との折衝成らず、また議論倒れになりさうな形勢に陷つたのであるが、種々なる司法當局の努力は酬ひられて、これに要する經費も大藏當局は大體においてこれを認め、いよ〳〵冬の議會に『刑事補償法案』として提出することになつたといふことである。

二

今回の司法省案は、その名の示すやうに、刑事裁判において誤判の犧牲になつた私人に對して、國家が慰めの意味を以て補償金を交付するといふのであるから、純然たる損害賠償とはいささかその趣を異にするものである。しかもその範圍は

一、拘禁を受けたる者が豫審において免訴の言渡を受けた場合

二、公判において無罪の言渡があつた場合

三、再審又は非常上告の判決において無罪の言渡を受けた場合

の各場合に限られる。さうして、本人又はその遺族から一定の期間内に補償給與の申立があつたならば、裁判所は檢事の意見を聞いた上で刑の執行又は拘引狀若くは拘留狀執行後の拘禁の日數に對して一日に五圓以內（大體四圓見當に司法省議は決定しさうである）の範圍で、本人又はその遺族に對し國庫から補償金を給與する決定をすることになる。但し、この場合若し虛僞の自首とか自白とか、本人の故意又は過失の結果拘禁されたり又は有罪の判決を受けるに至つた者であれば、補償給與の申立を爲す資格は無いことになる。又、裁判所が補償給與の申立を棄却することが出來る。が、しかし、補償給與の決定に對しては、何等の不服をも申立てることが出來ない。

以上が、この法案の大要であるが、この法案を制定し施行した曉において、その適用を受ける者は一體一年間にどの位あるであらうか。司法省の統計によれば、過去十年間に、免訴又は無罪の言渡を受けた者の總數は、六千六百五十六人、一年平均四百五十人內外がその適用を受けることにならう。されば、平均拘留日數三十七日であるから、これが一ヶ年の經費約十萬圓と見積られたのである。

かくの如く、今回の司法省案は、豫審免訴以上の寃罪者に限り本人の身分如何を問はず、一日五圓以內の範圍で補償するといふ、きはめて範圍のせまい補償制度であるといはれてゐる。賠償制度の最も發達してゐる國として知られるドイツの如きは、一度犯罪の嫌疑をかけられて無罪であることがわかつた者には、たとへ警察へ拘留されただけの者に至るまで全部賠償の請求權を與へ、たゞに本人ばかりでなく、その家族、雇人、仕送りによつて生活してゐた者にも、希望によつて賠償し、しかも賠償金の如きは一定の限度を設けることなしに、蒙つた損害の實際額を賠償するといふのである。これに比較すれば、わが國においてはいまさに生れようとする賠償法は、きはめて不完備のものであるとされてゐるが、これに對して司法當局は財政上の都合上や

刑政第44巻第1号
矯正図書館

むを得ないから我慢せざるを得ないと辯明してゐる。

三

國家賠償制度なるものは、一體何時頃から稱へ始められたのであらうか。學者の說によれば、モンテーヌエ、ヴオルテール、モンテスキユー、ベツカリヤ等の哲學者、法律學者等に始まるといふからその起源はよほど古いものだといふことがうなづかれる。

近世では、一七八八年、フランス革命の前頃に、ルイ十六世が發した『拷問廢止』の宣言の中に、『朕ハ無辜ノ良民ガ蒙ル損害ヲ完全に賠償スル』と言明したのは、有名なものである。しかし、フランスで、實際にこの冤罪者國家賠償制度が施行されたのは、一八九五年であつてルイ十六世の宣言以來、約一世紀を經てゐる。これから見ても、その制度の必要が認められたとて、その實現までには相當の困難があることを想像される。この國家賠償制度の實現に際して、最も大きな妨げとなるのは、第一には財政上であるが、さらに、國家の司法行爲に對する賠償制度を認めるならば、國家の行政行爲に對する賠償制度も認めなければなるまい、といふ議論であつた。しかしながら、國家の行政行爲に對する賠償制度は、冤罪者に對する賠償制度よりもさらに多くの財政上における困難を伴ふのであつて、未だに世界何れの國でもこの制度を認めて居らないのである。がしかし、この冤罪者に對する國家賠償制度は、ドイツ、フランスを始めとして、ポーランド、スエーデン、ノールウエイ、デンマーク、巴利西國、オースタリー、ハンガリー等、歐洲の諸國は全部、十九世紀末にすでにこれを確立してゐるのである。ムツソリーニ獨裁の伊太利においてすら、これを制定するに至つた。

四

前に記述したやうに、國家賠償制度は古くから相當問題にされてゐたものの、その實現したのは、十九世紀末になつてからである。それには亦一般民衆の國家に對する觀念が大いに變化したことを見逃すわけには行かないであらう。

すなはち、神聖國家說や、國家の絕對主權說が一般に信ぜられ、『國家は絕對主權を持つて居り、人民は國家の爲すことに對しては絕對に服從せなければならない』といふやうに信ぜられてゐた時代においては國家賠償制度の如きものは、全然議論の餘地はなかつたのである。しかるに、フランス革命以來、一般の國家に對する觀念は大いに變化するところがあつて『國家は人民相互の利益の爲に存在するものである、法律も裁判も、その他すべての官廳も、お互の福利增進のために存在するのである。だから若し國家の行爲によつて何人かに損害を與へた場合は、その國家行爲を實行した官吏に過失があつた場合は勿論、たとへ形式的には何等の過失がなかつた場合においても國家はその個人に對して何等かの形において責任を負はねばならない』といふやうに考へられて來たのである。かくて國家の誤判賠償問題は、やうやく眞劍に考へられる一般の問題となるに至つたのである。

殊に、法律思想において、過失のあつた場合においてのみ損害賠償の責任が生ずといふ過失主義の思想は崩壞して、無過失損害賠償責任論が頭をもたげて來たのも、國家の誤判賠償制度確立の上に、有力な思想的背景となつたものといひ得るにちがひない。

五

わが國において、國家賠償責任の問題が提唱され始めたのは、今から十數年前のことである。しかし、これが初めて議會の問題になつたのは、大正十年一月、當時の衆議院議員上畠益三郎氏が、『冤罪補償金附與に關する法』律案を衆議院に提出した時である。この時は、委員會で握り潰されたのであるが、その後は、毎年、賠償法制定に關する建議案が議會に提出されて來た。又、司法當局としても、その計畫を樹てたこともあつたが、いつも、財政上の都合でその實現を妨げられたものである。

今回も民政黨內閣の緊縮政策の餘波を蒙つて、遂に十萬圓見當の全額の豫算は大藏當局の承認を受けるわけに行かず、その一部分の計上をやつとのことで認められ、やうやく議會提案とまで運び得られることになつたわけである。もとよりその法案は議會を通過するであらう。

幸にして、これが議會を通過し、いよいよ實施されることになれば、檢察當局は、むやみに檢擧しなくなり、拘留の日數も、一般的に短縮され、わが國に憲政の上において一大進歩の證左を明かにすると共に、刑事政策上、多大の貢獻をなすに至るものとして、大いに期待されてゐるのである。

刑政第44巻第1号
矯正図書館

廢物の利用と玩具

湯川左右

産業合理化の問題に對し我々の立場に於ては、我が國の如き工業材料に乏しい國としては、先づ廢物とか殘材の利用の方法を考へなければならぬと思ふ。獨逸、丁抹、瑞西等の天產に惠まれてない國に於ては、夙に此の點に多大の注意が拂はれて居る。私共は豫算の少ない刑務作業の經營に就ては、常に細心の注意を拂はねばならぬ。そこで生產率の標準化を目指して、努めて材料の節約を計つて居るが、矢張り廢物や、殘材が澤山出來るのである。私は曩に札幌刑務所在勤中、木片を利用して玩具の製造をやり、尚進んで釋放者のために、保護會は工場を造つては如何だと話した。

之迄は板もの一尺以下で、質が惡く、割れのある物はこれを更に、細かくして薪にして居たが、辻所長の數理的な頭と、工藝に對する理解を以て大いに奬勵されるので、之等の木片が工藝化せられる事になつたのは、誠に結構な事である。寫眞はその一部分である。

即ち最も小さい木片の利用に、豆自働車、切拔ベースボール、切拔少女、雞と雛、餌を啄む小鳥、動く犬、運動する麒麟、巡航船、首振人形、競馬、反り馬等で一刀彫では腕相模、ベースボール、首引人形を作つてる。

刳り物には茶托、コツブ台、燗德利の袴、小盆等でそれ等を塗るにも使ひ殘しの漆を美術的な表現法で利用して居る。

尙ほ身體で弱く無器用な受刑者には、木型に依る粘土細工の人形を作らせる計畫を、所長は考へてる樣である。長崎の古賀人形、熊本の木葉猿、京都の伏見人形など、鄕土玩具に似たるものを製作せしめ、多量に製作し得られる樣になれば、溫泉場盛り場等の土產品として進出し得る事と思ふ。

私は大正七年に、農商務省の傳習生として、東京府から米國へ玩具の研究に派遣方を、當時の府囑托安田錄造先生から話しがあつたが、府會

議員は、玩具研究には豫算を出さないと云ふので、私はやめたが、一般の人が、「たか」が玩具だと云ふ考へをしてるものが多い。その道の趣味の人を除いては、鄕土玩具が、何であるかさへ理解されず、全く無關心である。

然し、玩具と云ふものは、子供を育てゝ行く上になくてならないものであつて、如何なる未開の民族でもこれを有たないものはない。

他の美術と同じく、優れた民族程、優れた玩具を多く創り育くんで來たのであつて、玩具は民族の藝術とも云ふべく、誠に深い關係を持つて居る。我々大和民族は如何なる玩具を創り、又これに育くまれて來たかと云ふに、日本は世界に誇る可き玩具の國であつたのである。露西亞も帝政時代には立派な農民美術を有つて居て、工藝品や玩具に豐かな藝



術味と素朴な野趣を現はしたのである。塊太利、洪牙利等も中歐の農民美術國として刺繡に又玩具に異彩を放つてる。日本は德川期を鄕土玩具全盛として殆んど到る處に濃い鄕土色に育くまれて成長したもので、その多くは幼稚な寫眞的縮少でなく全く別な天才的傑作で、玩具だけが持つ味の深いもので、童心藝術としても童謠童話童畫等に比して豐富であり、且つ卓越した存在であつた。我が大阪府だけでも鄕土玩具が百二三十種もあつたのである。それで玩具を新たに作るに就ては之等を參考しその土地にはその土地に適しいものとして、改善或ひは創作しなければならぬと思ふ。抑々玩具は幼兒の生活の對象でなければならないが、大人の心理をも併せて研究し、購買心理をも考へると同時に、材料をも細密に研究し有害や危險性のものでな

く子供に愛せられ、大人にも親しみ深いものである事を要素としなければならぬ。獨乙では板金玩具等多量に生産され、且つ製作も親切であるから危險もない、その點ではセルロイドよりは土製木製がよく極幼兒には布製がよいと思ふ。

様式は現代に適應したるものとし構造も十分に研究し、靜的なものよりは動的なものがよいと思ふ。色も



従來は强烈な赤と綠とか黃と青とかの生の色をコテ〳〵に塗つて居た。赤はよく目につく色であるので非常に多く使はれて居た。赤色は未開人には好まれるもので、生蕃等は血の赤いのを見て喜ぶと云ふのか、私は北海道の田舍の人が、眞赤の着物を多く着てるのを見てなる程と思ふた位であるが、之等の色の强烈を避けて、兒童の神經を尖らせない様にしなければならぬ。同種色の調和或は面積調和などがいゝと思ふ。厚色を使ふにしても、なる可く反對色を避け、中性色を使用す可きである。色の調和は玩具に限らず人の眼に快美の感を與へるものである。私は木工關係上、木製玩具に對しては殘材利用を高唱するものである。

世相を覗く (四)

留紅生

×××××◇◇◇◇◇◇

◇冬地に見る不景氣打解の努力

師走の大季節！世界的不景氣の旋風は野分の大嵐と共に吹き荒んでゐる。都市と野村は事業の縮小、經營の合理化、消費節約の徹底など、官民一致あらゆる對抗策でこの大勢に雄々しく抵抗し、經濟國難打解を目ざして奮鬪してゐる。伸びんがための緊縮は、單に手廻りの節約や生活の合理化だけに停止せず、さらに徹底した超緊縮を産み、緊褌一番、村は長い傳統を破つて進み、女は美しい化粧を棄て、男は一時の苦痛を忍んで好きな煙草や酒さへ廢するところもあつて、待たれる景氣回復の陽光を一日も早く迎へ入れようと、各地で見るこのごろの眞劍な努力と精進は、まことに涙ぐましいものがある。

○ これは山口縣美禰郡綾木村での話同村ではいろ〳〵相談の結果、この際祭祀、年賀の祝賀、婚禮の披露會なども、當分延期すること、米の取入の後は電燈一個だけにして、他は全部休燈する。衣類を新らしく買ふことも見合せるといふことにした。

○ 富山縣射水郡片口村堀岡外二部落では、煙草はなでしこ一點張りとし、村の女の化粧は一切法度、野良の仕事の後の樂しい晩酌もこの際がまんして、月ただ一回だけにする。來客のお茶も番茶に限ること、その他十數項にわたり節約を申合せた。

○ 緊縮徹底のため一年一度の樂しい祭まで見合せた例はその他にも數多い。大阪府下泉北郡では、秋祭に『每年秋祭だけで郡内各町村が使ふ約二十萬圓の金を何とかしよう』と町村長會で協議し、從來各部落で一臺づゝ練り出してゐた地車を廢止して、一社一臺程度に制限し、賑やかなお祭騒ぎをきれいに奪ひ去つてしまつた。

○ 三重縣阿藝郡飯野村では、地下足袋はぜいたくだ、わらぢ、ぞうり、を用ふること、自轉車も短距離は乘つてゐけない。醬油は自家釀造を奬勵、葬儀、年忌、法會など、酒は一切使つてはならない、婚禮その他の祝事も從來の三分の一

で切り上げよとの節約申合せをやつた。

○ 九州に飛んで長崎――西彼杵郡喜々津村でも、酒、煙草の節約から、金のかゝる贅用をなるべく使用しないことゝなつた。

○ 朝鮮慶南道金海郡德斗面では、禁酒禁煙をすれば、一ヶ年同部落だけで二千五百圓の節約が出來るといふので、敎育勅語の煥發四十年記念事業として、部落民全體の禁酒禁煙の斷行を申合せた。

◇月給取りの泣言

商人、お百姓さんたちからうらやまれてゐるサラリーマン――暮のボーナスが近づくにつれて、この羨望を增して行くのだが、ほんとうにそんなにうらやまれるだけの暮し方であらうか……。例の唯一の金融機關たる日本晝夜銀行をのぞいて見る。晝夜銀行曰く『借出申込は日一日と殖えて行きます。申込額は大體三四百圓平均で、少ないのになると貸付額最低の五十圓から百圓を、わざ〳〵保證人二名連署で銀行の窓へ駈けつけて來る方もあります。職業別から見ると、第一が會社員、次は官公吏、敎員、巡査、最近著しく目立つて來たのは下級官公吏の申込みが多くなつた事で、今まで出張旅費が生活費の一部であつたのが、緊縮の結果殆んどなくなつたりたり、廢止されたりしたため、月々の收入に餘程影響して來たためらしいのです。それに學校の先生が殖えて來たことは、一すめづらしい現象です、小學校の先生は、百圓內外、中學の敎諭は二三百圓、大學の敎授は七百圓位から千圓位といつた風です。』

又、別に月給取り專門のいはゆる高利貸業に聞いて見る。曰く『東京市內外に勤人專門の金融業者は、少くも二百軒以上はありませう。宅などへも每日十人から三十人位は來ますから、全市を通じてその申込者はどの位に上るか見當つきません。新聞へ廣告すればどし〳〵際限なく來る始末です。緊縮その他の收入減の影響は借りる時よりも返へす時によくわかります、今まではキチン〳〵と返へした人が、收入減の結果期日になつても滿足に返へしてくれません。先日などは某省の高等官の方が二百圓借りに來ましたが、敎育者の多くなつたのには驚いて居ります。特に中等學校の先生が一番多いやうです。』

◇自廢娼妓九割迄病人

救世軍ではその「光の家」に收容中の五十名の自由廢業娼妓の一身上について詳しい調査を行つてゐたが、この程終了發表された。それによれば、彼女等の生活を如實にうかがはせる事が示されてゐる。

まづ健康狀態の點から見ると、やゝ健康と斷ぜられた者は實に僅々四名位に過ぎないといふ有樣で、他は何れも何等かの疾病をもつて居る病人であることが知れた。その原因は運動の不足、營養不良睡眠不足、日光不充分、空氣の不良等によるものであらうとされてゐる。

その他委細統計を見ると、彼女たちが何歲の頃に春を賣る女になつたか、その年齡は、

十三歲の時	三人	廿二歲	三人
十四歲〃	三人	廿三歲	九人
十五歲〃	三人	廿四歲	四人
十六歲〃	二人	廿五歲	五人
十七歲〃	七人	廿六歲	三人
十八歲〃	八人	廿七歲	二人
十九歲〃	七人	廿八歲以上	二人
二十歲〃	六人		
廿一歲〃	三人		
廿二歲〃	三人		
廿三四歲〃	一人		
廿五歲以上	四人		

で、平均年齡は十八歲である。十三といへば、普通家庭の子女ならばまだお母さんなしではすまされない年配である。

自由廢業した年齡は

十九歲	五人
廿歲	七人
廿一歲	十人

で、平均年齡は二十二歲半。敎育の程度はどうかといふと、無學者が四人、尋常小學一年修了が六人、二年修了が七人、三年修了が五人、四年修了が三人、五年修了が一人、六年卒業が十七人、高等小學一年修了三人、二年修了が三人、高等女學校卒業が一人といふ數を示してゐる。

次に、何が彼女たちを娼妓にならせたか？その原因は家に病人、死人があつたためといふのが十六人、破婚のためが九人、親の無智から身を賣られるに至つたといふもの十人、災害によるもの五人、家業失敗のためが五人、家庭不和のためが二人、弟の學費のために一人となつてゐる。親の無智によるものゝ外すべては生活難に出發してゐることが知り得られる。

娼妓になる前の職業は、酌婦が最も多くて二十五人、藝妓が八人、女工四人、農業五人、人妻三人、女給一人、自動車々掌一人、女中三人である。

◇村中こぞつて女房は乞食

社會のどん底にかもし出された怖るべき犯罪として、世人を戰慄せしめた「貰ひ兒殺し」で有名な東京府下板橋岩の坂の住民等は、一體どんな生活をしてゐるだらうか。

下板橋敬隣園においては、明治學院敎授三好豊太郎氏等を囑託として、その生活狀態を調査してゐたが、この程やうやく終了した。それによると、一區域三百七十九世帶のうち、差當り救助の必要あるもの三百四十二世帶に上り、實に全體の約九割を占めてゐる事實がわかつた。

その調査統計によつて見ると、職業は

土工、人夫、俥夫、屑屋、掘屋、洋傘直し、藝人(尺八吹き)、便所洗ひ、煉瓦職よなげ(溝中探し)、左官手傳ひ、研ぎ屋屋臺店、一家總出の物乞ひ、井戸掘、大工(失業中のもの)、元コハゼ職工(失業中のもの)、行商等がその職業の主なもので、夫婦稼ぎといふのも可成りある。妻の職業では、物乞ひが大多數を占め、その他の職業では屑屋、羽織紐の内職、飴賣等がある。中には亭主はのらりくらりとして女房に屑屋をやらせたり、飴賣をさせたりして生活してゐる者などもある。

かうした職業で、彼等の一日の收入はどの位あるかといへば、最も多く取つて居るものが藝人とか洋傘直しなどで、それが六七十錢。中には時々人夫に傭はれるが、殆んど收入は無いといつてよい。その上に、老人を抱へて困窮の極に達してゐるやうなものもある。生活狀態はこの寒空に向つて、蒲團を二枚もつてゐる家庭は殆んどないといつて差支へなく、多くは一枚きりで、冬着を備へてゐるものは一人も居ない。わづかに持つてゐるといふ者があつても、質に入れたまゝになつてゐる始末である。主人は病氣になつて蒲團も着物も質拂ひ、どうしたものかと途方にくれてゐる夫婦などが居る。

右について歐隣閣では『今回の調査を綜合して見ますと、五六人の家族が一日平均四五十錢以下で生活しなければならないといふ狀態である爲に、かゆ、殘飯類が殆んど常食といつてもよく、副食物なども、澤庵二三切れ程度、それもあつたりなかつたりといふ有樣です。さうして、よなげ(溝中探し)のやうな衞生上憂ふべき職業、風致上甚だ遺憾な物乞ひの輩出、失業苦から起る犯罪の頻發、家庭悲劇の續出、心身の過勞、榮養不良に起因する病人の激增等々實に憂ふべきものがあります。』と語つてゐた。

◇少年少女等の生活戰線進出

經費節減、整理……と相次ぐ馘首沙汰に、街頭に投げ出される失業者の數は、日毎に幾何級數的に增加して、さながらに就職戰線は驚くばかり慘憺たる狀態でまるで火の消えたやうな有樣である。このときにあつて、一家の柱に代つて、せめても家族の生活に役立たうとする少年少女の求職者が、ます〳〵增加して、學年末でもない昨今は、東京府職業紹介所に押し寄せる數——少年六十人、少女四十人の割で、一日に百人餘に達する勢ひである。

しかも、それらの可憐な子供たちが、必死となつて與へられる機會を逃がすまいとする熱心さには、係員も思はず泣かされる程だといふ。殊に目立つて來たのは、四月頃までは地方から上京して來たものが大部分を占めてゐたのだが、最近に至つては、殆んど在京の人の子弟ばかり……。しかも、そのうち親の失業から潰び盛りの子供が働かねばならぬやうになつたものが全數の二割に達するといふ有樣である。

この世相が、子供たちの心持に驚くべき影響を與へて、その就職希望を一變させてしまつたのは、係員もすつかり驚いてゐる。即ち、以前は子供の志望としては、給仕をしながら夜學に通ふとか、又は事務員見習ひになるとかいふのが大部分であつたが、最近では、さうした志望者は極めて少數となつて、その反對に、かつては子供の見向きもしなかつた理髮業、自轉車修繕業、西洋洗濯業、印刷業といつたやうな種類の職業を志望するものが激增し、これに次ぐのは、電氣、機械といふ方面であるといふ。これは、親の失業などで家族が悲慘な生活をするのが無垢な子供たちの心に大きなひゞきを與へ、子供心にも小資本で獨立自營の出來る職業を選ぶに至つたものと見られてゐる。同所では、子供たちの求職者が、かくの如く眞劍になつて來たことに對しては喜んでゐるが、その反面に、これら多數の不幸な少年少女たちを、一刻でも早く救ふべく、暗澹たる世相を前に、就職率をより多くせんものと、血眼となつて大活動をつゞけてゐる。

◇裁きの庭で貞操價値の懸引

『男子にも貞操の義務あり』と前大審院長横田秀雄博士が、一代の名判決を下した結果でもあるまいが、近來、貞操蹂躙だとか、婚姻豫約不履行などといふ名目で、慰藉料請求の訴訟を起すものが、とみに激增して來た。しかし、裁判の結果は、この貞操價値が一般に下落の傾向をたどつてゐる。

先般、東京地方裁判所民事法廷で示談となつたこの種の事件——一つは七百圓也で引させた。その法廷をのぞいて見る——

甲女(三五)は夫と死別後、砲兵工廠に雇はれ、三十圓の收入で十一と七つの子供を養つてゐたが、昭和三年七月甲男に嫁したが、一夜にして離別された。ところが、九月子供が小學校を卒業するまでといふ約束で再び女中代りに住み込み夫婦關係を强ひられてゐたが、十二月甲男が本當の妻君を貰つたので再び出されてしまつた。かくて甲女は甲男を相手取つて五百圓の慰藉料を請求したのだつた。一審ではこの請求が認められたが、甲男は直ちに控訴した。かくて控訴審では、當事者双方を呼び出して懇々と示談を進められたが、わきくしがのぞいた法廷における一幕——。

男『處女だつても五、六百圓ですむものを、君は先夫があつたのだから無理をいはずに百圓に負けろ』

女『お情だから二十圓ばかり負けておくわ』

かくて談一決、彼女の貞操價値四百八十圓也でげり。

もう一つ——。被告は數年前まで某地方裁判所長の榮職にあつたK氏(六三)原告はK氏の從妹で仙臺に住んでゐるM さん(五二)である。K氏は所長時代に先

夫人に死別、Mさんを娶らうと婚姻の約束をしたが、容易に實行せず、そのうち所長をやめて東京へ出たので、Mさんはこれを慕つて上京したところが、K氏のそばには立派な夫人がゐたので、驚きと怒りとから卒倒した。これより先き、K氏はM控訴院に行つた際など、Mさんのところへ泊り込み、深い關係さへあつたといはれ、K氏は始終これを否認はしたものゝ、婚約云々の手紙については答辯が曖昧だつた。

Mさんの慰藉料請求額は二千五百圓であつたが、これ亦裁判所に勸められ、老男女はまつ赤な顏をして懸け引きをやつたが、結局七百圓で折合ひがつき幕——。

これらも世相を窺ふに足るものゝ一端であらう。

◇子を背ふて飢餓の旅
—東京から大阪まで—

東京からはる〳〵と東海道を、四つの子供を背負つて、食ふや食はずで歩き續けて、大阪に着いて見れば尋ねる人は居所もわからず、つひに空腹にたへかねて天王寺署に保護を求めた男があつた。

この男は、東京市淺草區淺草町一〇八石工、日淺水江(二九)といひ、昭和二年頃山梨縣東山梨郡神金村で石工をやつてゐたが、一昨年(昭和四年)九月上京して前記淺草で一戸を構へ、相當な暮しをしてゐたが、昨年九月十日妻が産後の肥立ち惡くて死んでからは、長男進(五つ)を抱へて暮すうち、次第に生活苦に襲はれ、最近では食ふや食はずの有樣で、悲慘のどん底に陷り、父子は一日一食をやつといふ有樣となつた。

かくて、亡妻の從兄弟某中學校の敎員をしてゐる某氏が大阪住吉區天王寺町に住んでゐると聞き、同人を頼つて十一月十四日遉を背負つて東京を出た。それからの父子は、途中野宿をしつゝ門口に立つてはその日のパンを貰ひ、辛うじて露命をつなぎながら、二十四日目の十二月七日夜京都へ着き、京都驛で休んでそのまゝ再び歩き續けて、翌八日の夕方五時頃前記天王寺町にたどり着き、前記某氏方を探したが居所がわからないので、涙ながらに警察へ保護方を願ひ出たものであつた。

なほ同人は東京を出るとき、昭和六年の曆三十册を持つて出たが、途中で二十四册賣れた。そしてそれを路銀にかへてゐたものであつた。天王寺署では、このあはれな父子の身に深く同情し、同夜二人を泉尾の勞働共勵館に世話するところがあつた。

かうした例は、今日の世相を覗くとき、數多く存するのであるが、われわれは、同胞の中に幾多の飢餓線上に彷徨する人々のあることを常に腦裡にゐがいておきたい。

練習所見學の記

(1) 巢鴨刑務所並自立會(十一月一日)
(2) 東京朝日新聞社(十一月五日)
(3) 市谷刑務所(十一月八日)

◆巢鴨刑務所竝自立會見學記

○ ちく 村

十一月一日‼今日は感慨深き明治神宮鎭座十周年祭第一日であつて御親拜あらせられる 聖上陛下を秋光がゞやく二重橋前に御奉迎申し上ぐることを得た紀念すべき日である。

吾々は此日晝食後古い歷史に興味を持つ巢鴨刑務所竝自立圍見學の爲有樂町から二臺の市電に分乘三十分餘にして大塚辻町に下車、狹い路地を拔けて誰に聞かなくとも之れがとうなづかれる建物の眼前に展開せられたのは午後一時三十分頃であつた。赤煉瓦の大門‼それは皮肉にも勇士を迎ふる多くの凱旋門の樣な形をしてゐる。それから同じ赤煉瓦の左右に廻る高塀、如何にもいかめしい門を通して奥深く見ゆる「ニコライ」堂の持つ樣な尖塔の聳え、大きい馬車廻しの繁つた植込み、兩側に竝ぶ檜葉の綠は何となく心をやはらげて氣持を良くする。一人一人鐵の小門を潜つて玄關に著いて見ると既に何處かの大學生が三十人許り見學に見えてゐる。私は喜んだ斯うして人の益々多くなつて今世間の蔭に置かれてゐる行刑が、速に明るみに出され社會のみんなの人々の心を醒ませ共同して刑なき刑の理想に近づく日の一日も早かるべき導火線たらむことを。

本館の入口は之れが刑務所中日本第二の大世帶の玄關かと思はれる程狹い。一行は休憩所に當てられた會議室に案內せられ茶菓の饗應を受けた。部屋の中には製品に對する賞狀の額が九つもずらりと並んで懸けられてある。又最近十一ヶ年間に於ける經費其他比較表が綿密な數字と又一見判り易い色別けの線によつて表はされたものが揭示されてある。聽て二組に別れ一は北舍より一は南舍より各々案內せられて舍房、工場、病舍等を觀た。舍房は放射形のものが南と北に各々一つ宛あつて既にその一部分は府中へ移轉の爲取壞はされてゐる。そして其中央に南北に長く工場が建てられてある。明治二十四年十二月より同二十八年十二月の建築にかゝり敷地六萬二千餘坪、建坪七千五百餘坪建築費四十萬五千餘圓を要したとか、今より約四十年以前の建物である。當時東洋一の刑務所としての誇を恣にし外國人の參觀さへもあつたとか。大體の上に於ては今猶陳腐に屬するものではないが只舍房の窓高く小さく光線に

於て缺くるところあり、鐵製の扉で牢屋臭の濃厚である點など凡そ當時の刑罰思潮を偲ぶことが出來るのであるが、一面又其鐵扉にも灣曲を附して開閉に空氣抵抗を少くし柔い感じを與へ、烈しき音響を防いで閉ぢ込められゝ者に與ふる惡感を減少することに留意せられてある點などは實に學ぶべきである。府中の新建築に之を應用しなかつたことは最も遺憾とするところであると佐藤所長殿も述べられてゐた。寬政の昔に於ける石川島の人足寄場から此地に移り更に江戸の澎張繁榮に追はれて此廢府中の閑地に最も現代式の新營の歩が進んでゐる。聽ては此所も昔の歷史と化する運命の前に立つてゐるのであると思へば何だか名殘を惜まゝ感じがする。

作業は主として陸軍省、遞信省關係のものが多く、絹大島など織つてゐるが規律が嚴正に保持せられ能率があげられてゐる樣見受けられた。

一巡後佐藤所長の有益な御講話を拜聽した。中にも受刑者の敎化は全部の所員が日常彼等に接する夢寐の間に行はれること即ち「小兒に藥を與ふるにまんぢゆうに入れて服ませるといふ式」にすることが一番效き目があるといはれたことは最も面白い味ふべきことだと思つた。

斯くして雪燈の輝き始めた頃感謝の念に滿たされて再び鐵門を潛つて自立會へと向つた。自立會では武田慧宏師夫妻の出迎へを受け恩賜紀念館階上へ案内された。此建物は明治大帝御大葬の御用材を拜受し御下賜金に依つて建築せられたものださうである。階上は六間に三間半の大廣間で正面には阿彌陀如來を安置し其上には「安立正道」の扁額が揭げられてある。現在の收容者は十四名其內職に就けるもの八名、二名は病氣、四名は失業の狀態にあり、隨分苦心しあるも仲々就職口なしとのことを聽き保護國庫經營の必要を痛感した。武田慧宏師の希望として現在の刑務所作業を今一層社會的に地位あるもの即ち社會に適用せらるゝものとして欲しいとのことを力說せられた。

直接刑餘者保護の任に携はつてゐらるゝ方の言として尤もなることゝ首肯せざるを得ない。

此紀念館は今日此地方の唯一の機關として青年團に町會に其他各種の集會に利用せられ殊に結婚披露の式場にまで使用せらるゝといふことである。明治二十七年敷地の購買に困難する程世人に毛嫌ひせられながら設立せられた此會が、今日漸の如く地方人士との間の融和を得親しみを持たるゝまでに到つたことは皇室の偉大なる御威德に享くる所あるは勿論なるも設立以來三十有七年日夜努力を續けられた武田慧宏師の心血の結晶でなくて何であらう。

◈東京朝日新聞社見學記

○　南　清　城

十一月五日放課後數寄屋橋橋畔にそゝり立つ東京朝日新聞社を見學に行く。從歩驟くにして鐵骨鐵筋コンクリートの高層なる新聞社に著く。

世の尖端を行く新聞社と云ふ一つの好奇心にかられて導かるゝまゝに幾つかの階段を上ると先頭はハタと止まる、ハテ何んだらうと聞くまなく十人位を詰づめにして不思議な音響と共に昇降覺束なく全身冷汗で漸く止まる。玆にいやが上に尖端的氣分を濃厚にさせられた。あたりを見張りながら案內された所は目もまわる樣な廣さだ。どうも設備の具合から見ると活動寫眞常設館に繰り込んだ樣な氣分がする。念の爲聞いて見るとこゝは社員、職工の達の慰安のため講演活動寫眞芝居等を催すべく作られた處だと、先づ第一に慰安問題が首肯させられた。

玆で一行は腰を下して某社員の社內狀況の概略談拜聽した。

世相の新らしき出來事を一時も早く社會の人々に知らすのは此新聞の役目だと……

その任務を完全に果すには編輯、印刷營業の三局からあつて、之を總務局が統轄して日々優秀の新聞を作ることに努力してゐる。

だから何んと考へても其配置の工合からして凡てがスピート的に遂行せられる樣になつてゐる。

新聞製作順序は編輯局から印刷局に原稿が廻つて來ると文選科で雪光石火的に組上けてこれを紙型科に廻されて紙型にとられ、紙型は鉛版科に廻されて之に鉛の合金を鑄込んで半圓箇形の鉛版を作り上げ之を輪轉機にはめて始めて印刷するのだと聞かされた。

印刷機の中一臺一時間の印刷能力八萬枚、他の一臺一時間の印刷能力十三萬五千枚合計十五臺之を以て朝刊八版夕刊三版を晝夜兼行で印刷する。何んと云つてよいか全く驚く外はない。

玆から廊下を拔けて階段を下りると日本美術學校生徒製作展覽會場の畫面に見惚れながら活字組立工場から印刷工場へと順次案內されたが、「百聞は一見に加かず」一の諺の通り印刷機の上端が高莊なる屋根裏に將に接觸せんとしてゐる。刑務所の印刷工場より見た事のない僕には感嘆久しうさせられた。

丁度三回目の印刷の實況は眼前に展開された大巾原紙に二段組の印刷之がスイッチ一ツひねれば素晴らしいスピートにて回轉して器械面に表はれる時は印刷終了、裁斷終了、製本終了、數量の檢査は五　每に一枚をはねて區分附け、之を自動的に四ッ折に疊まれてシート・コンベーヤーと稱する搬送機で階上の荷造部に水の流れる樣に運ばれる。此の器械には擔當者只一名凡て器械の働きにて解決する。

現代科學の進步は今更ならねど刑務作業に因緣深き一行には或る何ものかゞ强く印象づけられた事は確實であつた。

名殘り惜しき此の見學も一時間後にして終り、歸へりの御土產としてタ刊一部を增與されかくして第六回の見學の幕は閉じた。

◈市ヶ谷刑務所見學記

○　京　田　生

任地にあつた頃練習生の見學を刑政で讀され心私かに憧れの胸を躍らせたもの

だつた。今、自分は都にあつて現實にそれを體驗する身となつた今日も又見學、何といゝ感じを與へる言葉だらう。その日こそは惠まれた日和、秋の陽は燦として我等に幸多かれと祈つて呉れて居るかの樣。

堅苦しい法學を擲つて午後一時正門を潜ると流石は我國唯一の未決監を立證するとでもいふものか、接見人が多く控所内から溢れて外に佇ち四五十名の人が時待ち顔に居た事には一驚を喫し得ざる所先づそれ等の人々を一瞥を與へ乍ら案内さるゝ儘に二階にと一同が通され所長殿から種々と懇篤な御話を承るところによると、抑も此廳舍は工費十萬圓を投じて明治三十七年に竣工したものだとの話、さうして過ぐる大震災にはあの恐る可き難を免がれたものだとは如何に堅牢なるかを無言の中に物語つて居る。而して其の收容者に至つて被告千三百人と聞いては東洋に誇る都丈と頷かさせられつゝも徐々と見學に移る。階上階下の中央からは各々放射形に四つ宛の舍房が連らなつて居る。慥安を與へる方法も種々ある事乍ら、階上の中央に擴聲器を取り付けて蓄音器を全般に徹底的平等に聞かせて居る方法も講ぜられてあつた。又書信の方法も田舍刑務所と趣きを異にし、廻轉式方法に依り各被告人の信書が譯もなく擔當看守の手許に往復する仕組みを見ては思はず其時間の經濟的なる又煩雜防止の意味に於て賞讃の辭が口外に迸る。雜居運動は擔當三人で三十人許りも一緒に行つて居た事だが其道に高低を拵へてあるので不審の餘り質問して見ると、澤山一緒に運動して居ると怎うしても雜談があつて比較的運動能率が上ると置くと足許に氣を奪はれ雜談の余裕なく又短時間に於て比較的運動能率が上ると の事で、なる程と獨り感心した。次に拜命以來始めて見る死刑場なるものに案内されたが、所謂屠所に率かるゝ羊とでも謂ふ可き氣持に捉はれ乍ら足を運んで行くと同時にまざ〳〵と事實を目撃する樣である。さうして又次から次へと死刑臺上の露と消ゆ可き運命にある人が某少將の令孃殺しの杉山憲太郎を劈頭に、五名もの確定囚があるとか。併し斯うした被告人の何れもが首繋ぎの方法として再審に又再審と現世に生き長らう可く努めて居るとは尤と思はせられる。嗚呼自づから求めた罪の報ひとは云ひ、轉た憐憫の情禁じ得ないものが胸底から込み上げて來る。次に何れの刑務所にも通有性の裏側舍房の窓からの通謀を阻止せんとの見地から舍房裏側の居房壁界に各々一尺許り宛遮斷壁が突出した建築されてある舍房もあつて新しい考案と思はせられた。

斯うして樣々な御案内の厚意を受けた事は可成り得る處もあつて內心悦び乍ら厚く禮を述べて一同と倶に懐しの寄宿寮に足を運んだのは正に四時であつた。

品評會概評【上】

Y生

此種の品評會出品物に表はれた成績のみに依て、それら刑務所の作業成績全般の良否を比較し、速斷を下される事には多くの危險を伴ふ。

技術的方面について考へて見ても、其指導者の技能が被教育者たる受刑者を通してその製作品に、如何に自然に表はされたかを、どの程度までが指導者の持つ力量の直接の表はれであるか、如何なる所に受刑者そのものゝ技術及び眞摯さの表現を見るべきかを、靜かに觀察して見なければならない。亦、指導者の持つ技能にも受刑者の力にも非ずして、全く外部の技術の移入がその作品にどの程度まで含まれて居るか等をも、一應考へて見る必要がある。とは言ふものゝ事實に當つて見ると、それらの事柄に對して正鵠を得た判斷を下す事は、刑務所作業成績にあつては又一種特別な困難な條件もあつて、普通一般の學校成績其他等を見る場合に比して更にむつかしいものゝようである。

刑務學校にあつては、一部訓練所を除くの外は組織的な技能教育はなされて居ない。亦最も厄介な事は、殊に現在の刑期の定め方に於ては、卒業年限が實に非教育的になつて居る。又一方拘禁上の區分に依る刑務所間の特異さがある。長刑期囚の刑務所が技能訓練上有利な條件を多く占むるとは云へ、短期囚の刑務所にあつては頻繁な受刑者の出入によつて、作業能力の上から言へば時に損失もあるが、亦時としては待ち設けなかつた優秀技能者を偶然迎へ入れると言ふような有利な機會をより多く有する事にもなつて居る。

審査員の講評の中にも大阪、名古屋、東京等大都會にある刑務所の製品中には、實に時代の尖端を行くと言ふような新鮮味豐かなものもあつて云々——とあるが、こゝに其刑務所の所在地による、即ち地方的の條件の距たりがある。その所在地の文化から受ける恩惠である。然し亦、この種の恩惠の多い刑務所に限つて殆ど例外無く、作業成績に可成大きい差異を生ぜしめる一原因である所の優秀の技術指導者を占有すると言ふ結果にもなつて居る。結局、大都會地の又はその附近の刑務所は地理的にも人物的にも自然勘なからず有利さを持つ。

これらの點からして比較的不利な條件を多く持つ刑務所にあつては、粉骨碎身と云ふような努力も外形には容易に表はれ難く、反對に割合に骨折りが少くして非常に都合のいい結果を收めて居る所もあり得ると思はれる。——こゝに考ふべき問題もあり、施すべき策も現狀以上に決して出でないものとは考へられないが、しかし私は今それを論ずべき場合ではない——。

成年受刑者と少年受刑者とのコンヂシ

ヨンについても考へる必要がある筈であるが、少年受刑者に對して奬勵の機會をより多く與へると言ふような政策的意味を含ませる事ならば別として、作業成績比較の場合、必ずしも少年を不利な基礎條件の上に立つものとのみ考へる事は當を得ないだらう。一方成年受刑者の中には老弱組と言つたような一團が作業の計畫指導上には一つの暗點として混淆されて居る外、少年には見られない困難な條件をも多分に持つて居る。

私は現狀のまゝに於て私のたゞ感じたことの二三を言はせていたゞいただけである、然らば刑務作業の企劃經營上、指導訓練上より見ては必ずしも都合がよいとのみは言へない現在の拘禁區分其他を將來如何に改革すべき餘地ありや、などと言ふような大問題は、私如き若輩の口にするさへ烏滸がましい事である。

以上の外にもまだまだ種々雜多な相異點を擧げ得るのであつて、私はこゝにただ刑務所の品評會成績なるものを比較し、その優劣によつて審査の等級をつけると言ふような場合、單に技術的方面からのみ考へても、如何に普通一般の品評會等と異なる困難な條件を多く有するか、その一端に思ひ致して見ただけである。

まして一般に製品の競技品評をする場合には、たゞそのものに表はれた設計意匠の良否、工作仕上の精粗、乃至は材料の選定配合の巧拙等のみを比較するだけで優劣を決定することは出來ない。その物品が今の社會の需用に如何に緊密するかを考へねばならない。更に其物品が如何に低廉な價格で需用を充たし得るか否かを思はねばならない。その物品の商品價値、販路についての考察である。こゝにすべての作業事務的の方面殊に素品購入の巧拙の重要さが關係する。其地方地方の特異な狀況に適應し且つ時宜に齟齬せざる作業種類の設定と受刑者の作業指定とが關係する。而してまた作業能率增進の大問題が關係する。品評の標準はその內容が實に複雜なものである事を知らなければならない。今回の催に於て其實價の傍に所要素品高と所要人工とを示された事は、其製品の眞價に徹したいと思ふ觀覽者には實に重要な一つの品評標準が與へられた事と信ずる。

品評會の目的が內には刑務所相互の競技會であり奬勵であると同時に、一般社會に向つては更に深く正しく行刑及び行刑作業の何たるかを理解せしむるにある事は論を俟たない。全國刑務所製品々評も回を重ねることこゝに三度、回毎にその方面にも穩健な效果を齎しつゝある事は誰しも確認する所である。

目錄には印刷物見本と載せてあつて會場に現品の陳列を見られなかつた事は、審査を別に東京で行つたために運送期日の不足等の關係もあつてのことかと思はれたが、殊に對外的には重要な一つの作業成績であるので、少々物足りない淋しさを感じたのは決して私だけでは無かつたと思ふ。或は時事問題に上つて居る折柄當局の聰明な處置に出でられた事かとも考へられないでもなかつたが、それは餘りに私の察しすぎかも知れない。

假令外部からの來觀者の九十九パーセントまでが、たゞ單に特殊な安物バザーでも漁るつもりでやつて來るにしても、必ずしも刑務作業の意義と內容とを正常に理解し直接間接に我々のよい友となつてくれる——と言ふような有難い氣持ちで來てくれるものも皆無であるとは考へられない。我々は外にこのような友を實に渇き求めて居る。而して品評會がこの種の人々を新しく又はより强く我々に招致する機緣となり得ることを切望する。

故に各出品刑務所は、たゞ單に品評會を受ける代表的優良品を出品すると言ふだけに止まらず、又開催刑務所に於ても製品の陳列及び販賣に苦心努力さるゝ外に、更に何等かの方法によつて平素の作業狀況又は製品の作りあげられる過程其他等についても、一般來觀者に興味の內に紹介し得るような事が出來たならば誠に幸なことゝ思はれる。

前おきが變に長くなつて申譯が無い。私はこゝにたゞ品評會出品物の一部について私の瞥見して思ひ當つただけを、なるべく遠慮少なく申述べさせていたゞき、それが幾分なりとも御參考に供され得たならば勿怪の幸と考へて居るものである。

勿論私は審査には全くの無關係者であるし、私の考へる所が萬一審査の結果とは合致しないような所があるとしても、それは御了恕を乞ふ外ない。たゞ私は今回の審査が上述のように困難な條件を多持つて居るにも拘らず、その人を得て公正になされてあることを認めて感謝し滿足して居る一人であることは御承知を願ひたい。

相變らず木工品は出品刑務所も出品々目も最も多數を占めて居る。木工作業が常に時代を敏感に採り入れねばならぬ必要上、その形狀、工作法、材料等も變化に富み、仕事の種類が建設的であつて、技能敎育の效果をあげる上に最も必要なこと、其他その技能習得が比較的容易に、且つ作業が衞生的男性的であること等、他にも有利な條件を多く具備することに依つて將來共刑務作業の重要な一種目として進展すべきものである事は明がなことゝ信ずる。

（木製品）

A、和家具——出品個所も品目も和風家具が最も多い。巢鴨は例によつて桐材を巧に驅驅した粒揃ひの三點を見せて居る。洋服箪笥は形狀は最も普通のものであるが。工作と云ひ仕上色と云ひどこへ出してもヒケは取らないと云ふ洗練された感じのもの、金具の撰定、打ち方なども氣持よく行届いで居る。隔棚は設計申分無し、全形から抽手、脚等の細部に至るまで穩かな和風の中に新しい洋風氣分を織り交ぜた所、敬服に價する。ただ一點上部開戶の薄板粘着の不充分な所があつたのは殘念だつた。淸楚な本箱松屋吳服店型、桐柾の使ひ方、黑檀との調色優れて居る。たゞ玉錠の恐ろしく固かつたのと、戶框の桐のネリツケが殆ど全體に浮

き出してボコ〳〵なのは何と云つても缺點だ。唐机が一點あるが、桑の仕上色は惡くないが意匠に物足りない感あり、親しみ憎いものであつた。

福岡の柴檀茶棚、在來の型ではあるが全體のプロポーション實によく整ひ、細部の寸法の割出し等も穩當に、仕上も丹念なものである。缺點と云ふ程のものでは無いが上部引違戸の、形の餘り面白くない抽手はなくもがなだつた。荷造の場合釘打ちの不注意から、これだけの作品に一點惜しい傷をつくつた。札幌の大きい茶棚も大體の形の釣合仕上色の調子等は場中でも整ひを見せてるものゝ部類に屬する。たゞ惜しい事には細部に餘り纖細な裝飾技巧を用ひ過ぎて全體の效果を弱めて居る。中段腰板の曳舟模樣だつたかの細い透彫の不調和、その下の扉の松川菱の中の白木の組子の破調等更に考へ直しを要する。秋田前回もお手のものの秋田杉のうれしい仕事を見せてくれた。今度の棚も親しむべきものだ。杉柾の撰定は勿論、工作も手に入つたものだ。全形簡素に整ひ、新味のある脚の線等も良く、金物の撰定も行届いて居る。

名古屋の鏡臺、桑の仕上色が明るく生々しいのを飽りなく感ずる人が尠くなかつたが、私は中段の硝子板等と黄色い木部の色との楷調銀金物等と云ふ程のものでは無いが上部引がそこに反つて新しい感覺を漂はせて居て愉快に思へた。優美さを持たせるためと思はれるが、扉と抽斗前板とに施した蝶と草の浮模樣は無くつても差支なかつたのではないだらうか。兎もあれ今回の鏡臺のうちの最優のものだつた。

函館は地元だけに出品々目は最も多く、茶棚、本箱、箪笥、唐机等十數種擧べられてある。天板に美しい欅の李板を使つた唐机等には形狀も穩健に工作も立派なものあり、塗裝も良く出來て居る。茶棚の內にも同樣欅李板等を巧みに使用したものが尠くなかつた。抽斗の工作法、金物の撰定等には、も少し工夫の周密さが欲しかつたと惜しまれるものがあつた。

千葉、昨秋小菅の陳列會で見たものと殆ど同じ感じの火鉢と婦人用座机が出て居る。座机の檜の部分の塗仕上等は桐の色との調和から見ても、たゞ單に色彩として見てもたしかに前年の明るい色のものゝ方が良かつた。水戸の千葉型の座机がある。檜の塗仕上の生硬さ、青羅紗張天板の事務的感じ、抽斗內板等は桐で折角立派に出來てるが、低調な作品。寧ろ無難な鏡臺〳〵然しこれも勸工場物を一步も出でない。角火鉢の角の丸味や色仕上等良い。たゞ黒檀製の抽斗の形狀が不調和だつた。桐の丸火鉢一對が最も形狀も品位を失はず、仕上色等もよい。前橋の黒檀張の茶箪笥なか〳〵手のこんだ製品だけれど遺憾乍ら凝り過ぎて不覺を取つた惡作例の一つに數へあげられねばな

らないものゝようだ。全體の暗調のうちに目立ちすぎる一部抽斗の桑の緣取り、戸の溝や建付けの部分等にもあらはれて不快な色調を見せて居る內部の代赭色、中段裏板の表面を白木のまゝ殘してある不用意さ、右方中段に借りて來てつけたような牡丹彫刻の抽斗、實に四分五裂そのままの感じ。靜岡からの數點のうちでは紫檀製唐机を取る。形狀としては普通だが仕上は良い。甲板と框との間の溝が深すぎるのは感じがよくない。人工八人四分は作業能率滿點、從つて實價も安くなつてる。花臺の方も仕上は丁寧に出來て居るが意匠がよくない、德島の鏡臺、だいぶ新型を狙つたものだが、少々コセツイタ感じ。和風の筆返しなどはつけずに、いつそ純洋式氣分で押通した方がよかつた。全體の色は靜かでよいが、開戸の框に持つて來た色は要らなかつた。實價十二圓也で製作人工十人三分は問題だ。高松の黒檀花臺、別に變つたものでも無いが裏面の布張漆塗の親切な仕上など好感を與へる。岐阜の黒檀緣の桐製角火鉢形狀仕上共無難な作。岡山長火鉢煙管叩の溝すぎるのが稍貧弱さを感じさせる外は指方も塗仕上も良い。漆塗仕上の鏡臺は形も優美なものであるが餘りに平凡すぎる透彫模樣反つて效果を弱めて居る。抽斗內部は外部仕上に對しても塗仕上した方が親切だつた。長崎の紫檀机、形狀は惡くないが、磨き仕上が不充分だつた靜岡のものと殆ど同樣でこれは亦人工がその三倍以上かゝつて居る。勿論技能程度によつて差がある筈だが餘りに距たりすぎる感がある。黒檀茶棚は全形がキリツと整つて良い。左方の開戸の實字くづしの模樣も無難だが右下部の抽斗の前板繪風の瓢模樣は調和を破つて居る。外から見えない所だが抽斗の入側薄く貧弱で仕事も粗末だ。大分の黒檀の硯箱は表面の肉取が不自然で親しめない。山形の桐製洋箪笥難點も無いがこれと言ふ出色の點もない。桐の角火鉢も穩健なもの。細かい部分だが抽手の形はもつと簡明に行くと一層よいと思ふ。青森刑務所構內から堀り出される構らしい千古の埋木を活用した花臺三個。こんな素材に洋風の出來合象嵌を持つて來ることは感心出來ない。脚の形が稚拙だ。高脚花臺にしても脚に筋交ひの貫を入れた事は品位を下げて居る。戸棚、硝子張の開戸をあけて兩側に押し込み下の方からは机が引き出される裝置のもので、同樣の餘り推奬に價しない考案のものを函館製のにも見受けた。塗色も落ちつきが無くニツケル鍍金の味のない摑込抽斗の撰定惜しい事だ。釧路の欅の李板を主要材料とした四點がある。三つ重ねの洋箪笥、體裁で行つたら恐らく出陳物中第一實にグロテスクそのものだ。少々氣持の纖細な者はこの前に威壓される

だらう。仕事は巧みである。抽斗の桐板等も充分全體の感じに負けないものを用ひてある。本箱はカラクリの多いもの。意匠としては感心出來ない。巻込戸の力糸は是非もつと强いものを使用しないと結果がよくない、鏡臺は裏に巻き込まれた幕を鏡面に引き下げる裝置のもの。布の模様の撰び方はよい。鏡の下端をあれ程高くしてまで抽斗を六個もつける必要はないようだ。外觀上も複雜にすぎる。長火鉢が最も無難に近い。塗仕上も良く緣其他の花梨材の色も調和を得て居る。楽の拵型がまづいので惜しい氣がする。鏡臺もだが抽斗の側板が薄過ぎた。盛岡少年のものゝ中では桐の用箪笥が最もよい。形狀普通のもので仕事も相當に出來て居り金物の撰定打ち方等も良い。

B、洋家具――出品數は和家具に次ぐ。小菅の應接間家具一揃、木部は全部檜柾薄板ネリツケ暗褐色仕上布地も同色の調和。單調さを破る銀金物。大理石、面取硝子の裏からの視かせたカーテンの緣色等。ネリツケの効用としては、第一變化ある又は特殊の目理の美しさを構造上の關絆を受ける事少くして望み得る。(美觀)第二心材の工作法宜しきを得れば木材製品として最も苦心の存する狂ひを極度に少くし得る。又製の重量の減少をも望み得る。(實用)第三次第に減少しつゝある、又は高價な貴重材の節約的使用。(經濟)等擧げられるであらうが、しかし心材撰定の適否、工作技術の熟練程度、設備の有無等によつては、充分その効用を發揮し得る製品を得られない事もある。此の方面には特に深い經驗を持つ技手の指導効果が主因をなすものようであるが、小菅のネリツケの仕事は一點も缺けた所なく堅實な仕上を見せて居る。

名古屋の食器棚と食卓子一個これに入脚の椅子を附けた食堂家具は場中で最も目星しいもの、一つ。全體渾然として調和しチーク材の著色膩拭仕上等も品の良い落ちつきを見せて居る。個々に就て見れば棚が最も優秀と思はれる。全形直線を主調とした中にも上板等に曲線の適當な配合もあり、優美な草模様の打出銅板を嵌入した裝飾も効果がある。工作も内部仕上や扉の蝶番打ちの手際に至るまで、周到なものだ。食卓子も設計は優れて居るが最も大切な天板の薄板ネリツケに表裏共浮きが來て居る所がだいぶあることは工作上の瑕瑾だつた。仕上色も天板表面だけが他に較べて稍々暗紫色を帶びて居る事が或は殊更そうしたかも知れないが氣になつて見える。椅子木部の仕上、上張布の調色、張仕上の技術等立派に出來て居る。形狀の變化を求めるためかもたれと後脚との連絡が斷たれて居るが、此のような場合外觀に差支ない限りに於て耐力効果を充分ならしめるよう何か構造上の用意が欲しい。(未完)



◎監獄法施行規則第九十五條を廣義に解釋して毎食茶を給與せられんことを望む

廣島　米澤貞二

參照

監獄法施行規則第九十五條　在監者ニ給與スル飲料ハ白湯ヲ用ウ但必要アルトキハ麥湯又ハ茶ヲ用ウルコトヲ得

茶は元來、酒煙草と均しく嗜好品とされ、言換れば贅澤品の樣に看做され居るやうでありますが、夫れ許りで無く實に生活上必要なる要素を含み、保健上苟且に附することが出來ない者であります。左に其理由を說明致します。

(一)、茶の成分及生活作用　茶は一、五――三、五%ノ「カフェリン」、オフイリン」、一%の揮發油、稍多量の鞣酸を含み、其作用は主に「カフェイン」鞣酸に因る者であります。即ち揮發油及鞣酸に因て來る現象茶は大腦の機能を亢進する者であり、忘疲破睡の效があります。これ疲勞は中樞元奮性及筋收縮力の減退に因て來る現象であるからであります。

「カフェイン」は內臟神經配下の血管を收縮し多量の血液を腦に導くにより破睡作用をなす者であります。殊に食後血液が消化管に集注し腦貧血となり、爲に倦怠を覺へ睡眠を催すの時、一椀の茶、能く氣力を恢復せしめ睡眠を遙ふは此理因るのであります。

其他「カフェイン」は認識注意結合判定等の諸能力を增大する者でありますから、凡て能力を費す作業を行ふに當り有利の影響を齎す者であります。

輕度の虛脫又は心臟衰弱に之を濃喫せしむれば心動を整へ、皮膚血液を盛にし呼吸量を增す。又著しき衝動作用を呈し嘔氣頭痛を去り酒精中毒を輕快致します。又腎血管を擴張し利尿を亢進するものであります。

所含の鞣酸は「アルカロイド」及重金屬鹽類と不溶性沈型を形成する故に、是等の中毒に當り其吸收を遲延せしめます。俗に茶は毒消しと申しますのは此理に由るのであります。

(二)、習慣　內地人は一般に三度の食餌に於て喫茶するは普通であり、之により一種の爽快味を感じ其刺戟により及射的に唾液の分泌を促し、消化機能を亢進する效力があります。

或人は食餌の一部を減じても茶を求めたいと云ふ事程左樣に茶に憧憬して居る位であります。

彼の株茶にに就ては由緖あり、作法あり、味ひ又掬すべき者あるは素よりであります。俗人は鬼も十八、蛇も二十歲番茶も煮へ端と申しますが其香味は人口に膾炙する者があります。

(三)、心臟機能不全に對し茶浸は「ヂキタリス」に優ると說く人ある位でありま

す。

以上述べた如く茶は生活上必要の要素を含み顯著の效力ある者と感じます。

某刑務所にては免業日に限り茶を給與され居ります予の卑見にては保健の主旨により番茶（粉茶）を廣く給與さるゝの方針を執られ度く即ち本題の如く施行規則第九十五條を「在監者ニ給與スル飲料ハ白湯又は茶ヲ用ユ」と改正せらるゝか又は「必要アルトキハ」を廣義に解し毎食茶を給與せられたき事を望む者であります。

本誌第四三號に於て茶の效能記載あり所說略一致せる所あり、贊同の意を表し、尚醫學的立場より以上の意見を述ぶる次第であります。

◎旭光に浴して

高山森連山

乾坤一轉昭和六年の鳳紀新に迎へ眞紅の太陽は東海に輝き、其の餘光は萬國津々浦々に充滿し尚餘り有るを知らざると共に此の刑務所内にも何等異らぬ暖きり。旭光はいとも强く射入し、彌が上にも彌榮へ、枝も鳴さぬ靜肅に治まる大御代とそ洵に吾々九千萬の國民たる無上の瑞祥と有難く玆に慶ばざる可からず。

「一年の計は元旦に有り」とは三歲の童子も知る如く新に自己の新天地を墾き大海に木葉舟を進むる覺悟を以て努力、忍耐の輔事心を兼ね備へ舳先を竝べて信ずる道に突進の畫策を要す。或は波濤の逆巻く奈落の底にも沒せん途中颶風の襲來に再會せんや、然して人事を盡し塞翁馬を期して一年を經過するに鑑みるに、徒に正月は目出度しと只酒に氣嫌に御家訪問と酒落れ込み、舌頭には錦の炎を燃し巧に甘言を以て一時的滿足心を買はんとするが如き卑劣極まる動作を演ずるは笑止千萬なれ。況や國家内外多事殊に財界不況種々盤根錯節の秋に於て此等不行爲有りとせば一鞭打たざれば止まぬ次第なれ。然共險嶮に正月を家に籠城し、只浮調子に的度もなくナポレオンを見よ、ムツソリーを見よと大言壯語して自らを慰むるが如きは亦以ての外と言ふ可きなり。必ずや一年を期し遠見するに過年の事實を只繰返すにあらずや。七轉八倒、卵戰苦鬪、不當行爲は免れずして瀝然と潮の如く迫り居るに有り、只此に濕古知新を以て現代思想に撒底せしめて初めて新知識者と言ひ之れに依りて背後の九仞の功を期す可きが吾等の今日の社會たり自己の義務たりと言ふべきなり、此心誰しも必要なるは勿論なるも殊に銀鱗飛び跳ね上る潑溂の青年期の吾々に於て然りとす。然らば險にして冷遇侮辱迫害等は故よりの覺悟の前なれ。血吐き肉破るの苦辛慘憺を嘗めて履めばそこに神も宿れば佛も助くるに於てをや。

いざ來れ。昭和六年の未の年よ爾は麥やさしくして荒ぶ羊か、長閑に金殿玉樓に迷ふ人はいざ知らず、低身の吾花咲く身にあらねど微力の渾身を以て赤楯を取り直し、劒を磨き陣容を新に整へて正義を脫せず貫徹地に肉迫し痛快の笑を贏ち得るこそ吾が本望なれ。

吾と同一體の心を寄與する人あらば幸

かし。

◎人工整理に就て

六一一

沖繩國吉眞義

人工整理は作業章程の示す通り、作業擔當者が作業原簿へ各所要人員及賃金を記入せば宜しいのであつて、それが日課表と符合する樣に處理すべきであること勿論にして、料定賃金を以て整理される指物工、印刷工、裁縫工、金物工等の如く、一命令を著手より成工まで引き續き個人又は共同でなし得る單純なる作業の整理は容易なるも、塗師工、經師工等の如く工程複雜なる作業（施工乾燥の必要上何回となく作業中止をなし其の間幾命令にも手を著げ且つ分業的なる故幾人もの手を經て完成まで數ケ月を要す）にあつては一命令に要せる人工を集計して處理することは、中々困難なことで、とても繁瑣に堪えぬ處で、かゝる作業は認定による標準拂をなす他に良い方法はないが、然しこの標準拂をなすだけで、果して精確に整理され得るや疑問が生ずる處であつて、この點を確實ならしめる方法が現在の作業章程には規定せられてゐないのであるが、これは早晩當局の御留意せられることに依つて制定せらるべきことゝ信ずるのである。然らば如何なる取扱方法を以てすれば遺憾なく處理することが出來るであらうか。私は永年塗師工を擔任し其の整理に當つてゐる關係で左記方法が比較的事務も簡易で然も精確を期し得ると思ふので御參考に供したいと考へた次第である。

それは、素品受拂簿式の人工受拂簿をこしらへる事である。而して受けの欄には作業月表に現れた就業人員を記入し、其の一人當單價は延人員を以て賃金總額を除したる商を厘位以下二位まで四捨五入して定め、拂の欄には成工の都度原簿記載の所要人員を記入し、賃金の受拂は之を省略するのである。若し月表作製までに受入不足で拂出す事が出來ない場合は月表を待たずに日課集計の十日分或は五日分宛受け入れても宜しい譯であ

る。只注意すべきことは、單價を異にすべき月々受入る人工と標準表による人工との關係であつて就業時間の長短ある其の月の標準拂人工の加減をなすことである。如斯受拂をして置けば何日何時でも未成品の所要人工高つまり殘高が明瞭に知られるのであるから、これを常に考慮して處理すれば聊も遺漏せられる氣遣ひなく完全に人工整理が出來得るのである。

玆におことはりして置きたいのは、右の受拂方法は私の創意でなく、監督者たる時の所長現千葉所長中村典獄の御聽明によるもので、現所長も御赴任當初塗師工の人工を如何に整理しゐるやの疑念を抱かれしも、この受拂簿を檢調されて初めて諒解なされたのである。この稿を草するに當り中村典獄の御容姿が彷彿として新たなる感激を起したのである。

玆に謹で敬意を表す。

◎機會

金澤綠峯生

我々が處世の上に於て機會を逸すると逸せざるに依つて人生の浮沈に大なる影響のある事であらう。

劍道に於て柔道に於て敵の虚を衝くとは即ちより、早く打つ投げるの機會を作るに依つて其勝負が決せられるのである。上手と云ふも下手と云ふも結局は機會を見出す事の巧拙にあるのである。

我々刑務官吏が日常收容者に對して戒護上作業上其他一般動作に付て、訓戒命令を爲す際には殊に機會を逸せざる事に注意せねばなりません。漫然たる訓戒や命令は時としては惡結果を來すが如き嫌が無いとも限りません。故に其機會を逸せないと云ふ事が最も大切な事である。

敎誨師が面會賞表附與懲罰言渡しさては計に接したる際を利用して改悛を促すのはそれは言ふ迄も無く此機會を逸せずして敎誨の使命を全ふせんが爲である。日常の數萬言よりは、此時の一言こそは實に萬金に價するのである。此時こそは彼等が飜然として迷夢よりさめる絶好の機會である。

◎出發點

仙臺五月生

誰でも生存欲に燃えてゐる。そして、名利の勝利者となることに吾輩は然らずと否定する者は恐らく一パーセントもあるまい。否、全體は、優勝者の圈內に容ることに汲々たるは偽りのない言實であると思ふ。こうした此事實に依り總ゆる階級者は、不斷の努力に餘念がない譯である。この關係から人々の持つ性格は、色々の方面に遺憾なく、吾々の眼前に展開さるゝのである。

人々と交はるうちに親しみを感じ引つげられ心服を、餘儀なくさるるものがある。このことは、吾々平凡者には、言語なり動作なりに、容易に表現し得ざるものではあるまいか？或は何物かの目的をもつて巳の腹黒さを隱蔽し、技巧し、所謂權謀術數を弄んで一時を糊塗するにより、それがために瞬時は瞞著さるゝかも知れない。然し、聰明の人よりは、其の不誠を看破されて、決して全般的には聖絡されないのである。故に思ふ衆人の見るところ皆同じく、彼は正しい人物であると賞讃の折紙をつはらるゝことは、とりもなほさず其の人の人格の高潔なるがためである。即ち光風霽月のやうな一點の暗雲低迷のない赤誠の賜であると信ずる。

このことを吾人の職務の忠實なる立場より考察するときは、瞬時たりとも、崇敬にして偉大なる誠の力を如實に示すことに全力をはらはなければいけない。

或はその間に却て反感を招く虞れあることに遭遇するかも知れない。然し、それは、決して永續的結果ではなくして、必ずや誠の偉力に感銘して、聊かなりとも改悛の道程に辿らしむることできうると思ふ。只不斷の修養と努力と忍耐を要することは、云ふまでもないことである。然し、先第一の出發點は、なにを置いても吾々の不純といふ心の醜さを洗禮して正しく明るい誠の所有者となることであると思ふ。

◎所感

長野流水生

過日の明治節の佳辰に當り拜賀式終了後引續き十五年皆勤者の表彰式を施行せられ受賞者某氏に對し表彰狀と共に銀盃を授與せられ終て所長殿より一般參列者に對し大體左の如き一場の訓示を試みられた。

其御訓示中の一節に曰く

本日此の名譽なる賞狀を拜授せられる某氏の勤勞は素より多とせねば成らぬ。

抑も刑務に職を奉ずる者の齊しく感ずる所のものは即ち勞多くして然も之れに報ゆる所少なきの一事にして此の點は常に私の御同情申して居る次第である。が然し乍ら又一面職務上より見た此の尊き精神的事業の收穫の多少は一に掛て各位の努力如何に在るを自覺せられ益國家の爲め將又刑務の爲め更に又自巳の爲めにも一層の努力を望んで止まぬ次第である。本日の佳辰に當つて某氏が此の名譽ある表彰を拜受せらるゝに際して更に感ずるものは即ち內助の功の偉大なる點であると思ふ。

如何に自巳のみ勤續せんとするも內助の功無きに於ては到底本日の名譽をかち得る事至難たる可く此の點拜受者は素より一般各位に於ても深く留意せられ依て以て他日又此の喜びを身に致されん事を切望する次第である。

と私の感じたる點は即ち此の家庭に於げる內助の功云々の一事である。御賢察の深きを深謝せむとするのも此の點にある。

自分は拜命以來十數年の長きに渉る今日然も皆勤せしは最近に至る四五年に過ぎぬ。然も此の長きに渉る歲月中自巳の事故にて缺勤せしは僅少なるに反し、其多くは家族の爲めのみである。素より拜受者に比較しては健弱の相違もあらう。年齡の差もある可く、或は又家族の多少にも大なる關係ある可きは論を俟たざる處なるも屢するこ精勤に最も至大の關係あるは即ち內助の功の如何に在りと思ふのである。

然るに本日の御訓示中所長殿より此の御同情ある然も御賢察深き御言葉を承るに及び誠に失禮なる申し樣なれど「吾意を得たり」の感を切實に致したる次第である。

此の駄文も素より私の眞意にして又更に御賢察に對する感謝の表現なりと申し上る以更外に他意なき次第である。

刑政第44巻第1号
矯正図書館

× × × × ×



子供に與へる玩具

この八項をよく考へて

子供に玩具を買つてやるについて、その選定にほとんど無關心の方が多いのは大變遺憾な事です。極く大まかにいつても教育上の立場から、また衛生上の立場から、よくよく子供に與へてよいものかどうかを考へて選定になる事が肝要です。一體子供の生活といふものはほとんど全部が遊戯であつて、その遊戯のうちから幼少の教育が出來上るのですから、その道具となる玩具は、たゞの遊び道具だと迂濶に考へて濟むものでないのです。選定の注意を大體申すならば

一、子供の年齢、性別に應じ、しかも子供の興味の引くやうなもの

二、子供に工夫、練習をさせるやうなもので、出來ならば實生活にも關係のあるもの

三、丈夫で簡單で仰々しい裝飾がなく要領を得たもの

四、子供をこはがらせたりびつくりさせたりしないもの、そして形、色等の極端に走らないもの

五、幼兒の時程自然的のものから進んで、學校に入る頃から科學的のものを加へて行く事

六、消毒の便利なもの、殊に玩具を口に持つて行き易い幼時はさうである。

七、怪我の心配のないもの引火し易かつたり、角の鋭いものは危險である。

八、色の落ち易いもの、有毒の繪具を用ひたものは絶對に用ひてはならない、綠青及び砒素は綠、黄の中に往々含まれてゐる。

木の部分は白木ならば薄い寒達水を作つて洗ふのがよろしい併し曹達があまり强過ぎると木の表面が毛ばだつて來ますから注意しなければなりません。

▲又木部がペンキ塗りの物だつたら石鹸水で輕く洗ふとよろしい、ニスを塗つてある場合も矢張り薄い石鹸水を作つて軟かい布につけて洗ふとよごれはよくとれます。それからガラスの部分を磨く時は金物屋や家具屋に『ボンアミ』と云ふ藥品を賣つてゐますからこれを求めて來ます。

▲そしてまづ濕つた布に『ボンアミ』をこすりつけてガラスに塗りつけ、乾いたら別の布で拭き取りますとガラスは綺麗になつてゐます。『ボンアミ』は一個十五錢位で白い固形のものです。一個あれば大抵の家庭には十分まに合ひます。

ガラス障子をキレイにするには

▲ガラス窓を拂除するには

純ニューム製の見分け方

アルミニューム製品は鍋釜その他非常に廣い範圍に用ひられてをりますが、一口にニューム又はアルミニューム又はアルミニュームと云つても純アルミニューム製とアルミニュームへ鉛を混合して製造したものとがあります。鉛を混合したものは不良品にして衛生上よろしくないことはもちろんで純ニューム製か混合製かを見わける方法として色と光澤の二つの方面から見ます。

純アルミニューム製品ならば地肌が白色を呈し光澤がありますが、混合製品は地肌が白でも黒味を帶て荒く、黒ずんだ光澤があります、また叩いて見ると純ニューム製品は感じのよい澄んだ音がしますが鉛の混合した物は鈍い感じのよい音を發します。なほ純ニューム製のものは彈力があるので曲げた場合でも押せば元形に復しますが混合製品は直さうとして戻すと折れたり割れたりするものです。

廢物利用 ÷ + ×

捨てゝはならぬ皮と種

柿の皮 よくかはかしてからすりつぶし、粉末にして砂糖と混ぜそのまゝ食べてもよく水あめと煮混ぜて鎭咳劑に用ひてもよく又麥粉がしにまぜてもよく更にこれを生干にしてつけ菜の中に混ぜいれると又種子をそのまゝ庭の隅あたりに埋て置き一尺位に延びた干したのを濃くせんじて飲めば宿酔惡酔の酒毒を消し、生皮をすりつぶして酒又は酢を混ぜてトロ〳〵に作りこれを凍傷に塗りつけてはう帶して置けば早く治る。

蜜柑の皮 干してこがさぬやうにいりつけてからすりつぶして粉末とし、大さじ一杯に砂糖中さじ一杯を加へ熱湯を加へて適宜に薄めて飲めば非常に香味の宜い飲み物となり咳を鎭めたんを切り風邪の藥效もある又これをクタ〳〵に煮て杯一杯ほど飲めば魚介の中毒を消し、一旦干したのを水につけて軟らげミジンに刻んで各種の料理昔みそ等にあしらへば香味を增し消化を助け食欲を進める。

ゆずの種 黒焼きにして俵粒と練り合せ紙に延しつけてタコ、底豆、魚の目などの出來たところへはると奇妙に治る又種子をそのまゝ庭の隅あたりに埋て置き一尺位に延びたところを附近の苗圃に賣れば蜜柑金柑の接木臺としていくらでも賣れる。種子の澤山出る家では充く洗つて干かし種子物屋へ賣れば一升六七十錢に賣れる。

お茶がら 干して保存し胃酸過多症を起した時はこれを濃くせんじて大根下しと醬油を混ぜ熱いところを飲めば痛みが直ぐに去る。又これをいつてすりつぶし粉末として水虫に食はれた局部へ散布しはう帶して置けば一夜で大概のは治つて了ふ。又茶がらを一ケ所に蓄へて土と混ぜ合せ腐らせると植木草花の培養土に持つて來いの土が出來、又茶がらに米の磨しるをかけて腐敗させみゝずを養成すれば色の美い彈力性に富む釣魚のゑが人工的に出來る。更によくかはかしたものを枕のしんに用ひればノボセを引さげ頭を冷して腦のために良く、蚊いぶしにしても眼を刺戟することなく芳香ありよく效くものである。

南瓜の種 くるみ代用として食することが出來る。まづ南瓜を二つに割つて種をだしそれを天日で二日程ほした所をむいて中の白い種を取る。これはどうしてもほさなければぬら〳〵してむきにくいからである。二日程ほした所が一番むき良い。次にむいたやつをほうろくであまり黒くならない程度にいつてすり鉢ですり醤油又は砂糖をいれて味をつける。これをもちにつければくるみよりもあくどくなくてうまい。第二に人參に合へればごまよりも妙である。

干イナゴは
營養品
動物性蛋白質を補ふ

最近干蝗が大變人々に喰べられるやうになりましたがこの蝗が果して食料として適してゐるのかどうかといひますと、岩手縣の東海林衛生課長は、百姓の身體に動物性の蛋白質に缺けてゐる處が多いので、手近にある蝗を與へたところ大變效果があつたと云ひます。生蝗の蛋白質は一八、九二六六ですが、干し蝗には五六、七八〇三あるとがわかりました 人の體の骨を作る燐酸カルシユームやアルミニユームなどもあつてつまらない魚を喰べるより、秋の終りに捕つて、恰度此頃干かたまつた蝗が、あつらへ向きに滋養があるものだとわかりました。人間が蝗を喰べた例といふのは可なり古いもので、聖書のヨハネ傳にもヨハネが蝗を喰べたといふこともありま す。都會の人もどし〳〵蝗を食すべきです。

林檎を一個皮のまま清水でよく洗つて縦に四つに割ります そして心だけをエグり取り 暫らく薄い鹽水の中へつけておきます後

温いを飲みます 林檎で

佃煮は兒童に好適の食品

佃煮はピン〳〵した生魚を丸ごと煮るもので、頭から骨まで全部食べることが出來るものである。元來彼等無賴漢の仕事といふのは酒類密造密賣買、賭博、脅迫等々で、所謂る世界の罪惡市たるシカゴの暗黒面に活躍してゐるものなのであるが、各團體にはそれぞれの縄張りがありアル・カポーンの如きは非常に勢力を有してゐたゞけに、敵を有することも無類で、幾度か死生の境を潜つて來てゐる。然し結局彼が勝利を博し群雄割據して長く睨み合ひを續けるとはお互の損と悟つた各團體の頭株が相寄つて協議會を開きアル・カポーンを大統領に推して、それ〳〵の首領連は内閣の椅子に就いたといふ次第である。彼等をして斯く團結せしめた理由は近頃世界の問題となつた無賴漢が新聞記者アルフレツド・リングル氏を殺害したことから警察の態度が强硬になつたこと、仲間内の幅利きジヤツク・ゾタが殺害されて裁判官や警官達に二百萬圓の賄賂を贈つたこと等々の事實が明るみに出た爲めである。

喀カラシの濕布は そろ〳〵寒さに向つて肺炎などにかゝりやすい時になりますが 喀がはげしく胸が痛む場合はカラシの濕布がよい。カラシ粉を水または微温湯でときネルにぬつてはるのです。五分乃至十分で止めて靜かにはがし後を熱い湯でふいて普通の温濕布おしてをくのです。



海外異聞錄

▲倍額で肖像の買戻し

一無名の青年畫家がドレスデンに於ける或る有名な實業家の肖像を千圓の約束で仕上げたところ、實物に似てをらぬといふ理由で支拂ひを拒絶された。そこで青年は一策を案じ出し『借金取り撃退のためにあなたに對して千圓の借用證書を一本入れるから、其の中にこの作品が實物と似てゐないといふことを書き入れて貰ひたい』と申し込んだ。實業家はよろしいとそれを承諾した。と間もなく其の畫が『有名なウソつきの肖像』と題して展覽會に陳列されたので、右の實業家を知る程の者が皆笑ひ出した。噂を聞いてカン〳〵に怒つたのは實業家である。實業家は會場へ躍り込んで行つた。そして觀ると驚くべし、問題の肖像畫の上には曾て自分が『實物と似てゐない』と書き與へた證文が貼り付けてあるではないか。實業家もこれには今更喧嘩もならず遂に二千圓で買收し辛うじて其の繪を會場から撤回したとの事である。

▲密航女優の百萬ドル訴訟

最近シアヤトルの裁判所に女優エデイス・ランソムの代理辯護士からサンフランシスコのマトソン汽船會社を相手取つて、一百萬ドル（約二百萬圓）の損害賠償請求の訴訟が提起された。その理由はランソムはホノルルで同會社のために不法に其社所屬觀光船マロロ號に乘せられて横濱まで連れて行かれた上、横濱から密航者として送還されたから、その損害と慰藉料とを出せといふのである。これに對して同汽船會社の副社長ベリー氏は『ランソム孃は横濱行のマロロ號に密航の目的で乘り込んだのだ』と否定してゐると云ふ

▲シカゴのゴロツキ共和國

その名を聞けば泣く子も默るといふシカゴの無賴漢王『向ふ創』のアル・カポーンが今度シカゴの無賴漢連中から大統領に祭り上げられたといふ話である。王から大統領へ——それは今まで一國の統率者として帝王の地位にあつたのが、今度はシカゴの各團體が一の共和國を組織しアル・カポーンを大統領に推戴した

であつて、即ち無頼漢連がお互に排擠することを止め、結束してその地盤を固めることの必要を痛感したからである其處でアル・カポーン大統領治下に於ける閣員の顔觸はといふに

ビール製造大臣
ジョー・サルチス

受渡し大臣
テッド・ニューベリー
及び『機關銃』のシャック・マックガーン

賭博大臣
ラルフ・カポーン
（アル・カポーンの弟）

密賣買大臣
ジャック・グージック
及びヒミー・ワイズ

文部大臣
『四ツ目』のジミーマックガーミグル

軍務大臣は喧嘩の總指揮といふので特に二名、それから酒類密輸その他類似の方面も特に彼等の生存上重要であるところから二名を任命したものであると。何と珍妙な共和國であり珍妙な大臣ではないか。

▲警官へ催涙瓦斯

メキシコでは催涙瓦斯の販賣が許されてゐるので、最近强盜がこれを盛んに利用し、追跡の警官隊へふりまき涙をこぼしてゐる間に逃げ失せる新戰術が流行するのに閉口し、當局では催涙ガス販賣取締法制定を急いでゐるといふことである。

▲短いスカート裁判

ドイツのカッセル市に於ける某ホテル支配人が、或るイギリス婦人のスカートがあまり短く、他のお客さんに道德的に不快の感を與へるからといふので、婦人が『尖端的な流行服をまとつて居るのです』といくら言ひ譯をしても聞かず、その婦人の宿泊を拒絶したことが原因で、その婦人の夫まで飛び出して二年半越しの名譽毀損の訴訟は、最近裁判の結果「夫人は事實流行服をまとつてゐたといふだけで禮節が缺けてゐたのではないから、宿泊を拒絶したのは明かに間違つてゐる。支配人は損害を賠償すべきである」との判決があつた。

▲十三づくめの自殺

ジャック・トム四十四歳、出征軍人、現在失業者……といふ男がニューヨークのアパートメントから投身自殺したが、死んだ日が十三日、アパートメントの部屋の番號が十三號、更に町名が第十三街といふ十三づくめであつた。部屋には歌の本が開いたまゝ置いてあつて、鉛筆で特にマークがしてあつた。それは『さよならフランクよ』といふ樂譜であつた。

▲君府名物の乞食狩

千年の古都として唱へられるイスタンブール市の名聲に甚だ相應しない名物がある。それは市中到る處にウヨ〳〵してゐる乞食だ。市警察當局は市の體裁をよくしようといふので、最近突然乞食狩を催した處、大漁も大漁、網にかかつた乞食無慮一萬人といふ多數であつた。官憲はこれ等逮捕乞食について夫々處分したが、其の中の或る者は刑務所に送り、或る者は强制作業所に打込み、大多數は警察附添ひの上生れ故郷へ護送した。然して之等の乞食に關して取調べの結果最も意外とされたのは、乞食必しも貧乏人でない事實が明らかにされたことだ。即ち乞食の中には家屋は勿論農園さへも所有するもの多數あり、或る乞食の如きは現金で五萬圓を所持してゐたといふ。

雜報

第七回茶話會

島田大審院部長の 歐米視察談

第七回茶話會は、十一月中旬我が刑務協會の樓上で開かれた。各地よりの來會者も相當あつて、異常の盛會を呈したが、午後二時からは、さきに國際手形會議と、第十回國際刑法並刑務會議に帝國代表委員として列席された大審院部長判事島田鐵吉氏の『歐米視察談』と題する講演あり、氏のユーモアーに富んだ講演には、出席者の誰もが最後まで謹聽させられた。かくて午後五時過ぎ散會したが、因みに當日の出席者は次の如くであつた。

（市谷）乙坂佳性、青柳彌錄、藤井廉、河野義通、小笠原天道
（小菅）富井隆信、藤川慈學、野崎重雄、島田鐵太郎、石井幸助、栗田紀道、神宮包芳、高橋肥後治、中村三郎、金子一藏
（豐多摩）藤井惠照
（巢鴨）土倉是空
（横濱）吉川桂太郎、宇野海、原卓一、双木文四郎、見川恒次、上野豊、秋山保、吉越本藏、樋口源四郎、金子定吉、吉岡友男、中野庄一
（千葉）陣野原仁助、岡本浦吉、鶴岡濃
（八王子）武田又一
（川越）長谷川鐘太郎、岸野春一、惠猛雄、奈良清三、藤倉留造
（浦和）藤井藤藏、轡田賢了、石井治平、町田市藏
（宇都宮）西岡三郎、榎本高義、板橋燁平、田代佐四郎、半田勇雄、猪瀬昌一郎
（長野）赤地馬之助、龍山峻、小山三之助、石田虎好
（靜岡）大谷靜夫、武笠龍太郎、平田穣、楠顯逸
（甲府）永井梅吉、清水嘉廣、淺川亮策
（水戸）長谷場圭介、宮下啓助
（姫路少年）野村賀之
（司法省）岡部常、和田岩雄、仁科正次、妙圓閑弘吉、中田主稅、鍵山俊治、大原虎夫、土橋惣太郎、井川信一、古田圓正、山本銓吉、印南眞一
（其他）松山爲治、長谷川喜一、和田千松郎、富樫源治、榎本寛淨、兒玉勝三、助川德藏、武田慧宏、練習生一同、刑

刑政第44巻第1号
矯正図書館

◆岐阜刑務所入佛式

岐阜刑務所は、去る大正十一年から岐阜市外長良村へ移轉新築工事に着手し、遠からず竣工の見込であるが、教會堂は頃日内部の裝飾も出來上り、昨年既に本派本願寺より寄贈せられたる宮殿須彌壇の備付、本派岐阜別院崇敬團體並に有志者より寄附せる佛具等も立派に完成し、佛前には大谷尊由師揮毫の「我能護汝」、堂の入口には龍谷大學々監高木勸學の執筆せる「虛往實歸」の額が金表裝にて掲げられ、去る十一月九日左記の通り入佛慶讃法要を執行した。

當日午前九時、特に佛前を莊嚴にし、來賓として自井岐阜地方裁判所長、槇田檢事正、戸田部長判事、新納次席檢事、岩佐監督判事、大野長良村長、同石思小校長、篠田岐阜佛教青年會長並に佛具寄贈者等を招ぎ、職員全部列席の上、青木刑務所長の告示並に挨拶を以て式を始め、堀川教務主任の表白文、市内東西本願寺兩別院輪番の祝辭、導師並に講師として派遣されたる本派本願寺山崎社會部長、司法保護事業關係及び縣下に在住せる當所元教誨師梁瀬量元氏（明治廿一年より同廿四年まで勤續）外三名等の僧侶は黒衣、五條袈裟、切袴の服裝、奏樂を入れ最も嚴肅なる勤式を擧げ、山崎社會部長の懇切懇篤なる教誨ありて同十一時堀川教務主任の感謝の辭を以て無事終了、收容者一同は稀有の法莚に値遇し感動深きものがあつた。

右式後別室に於て列席者一同に記念品を贈り尚折詰辨當にて祝盃を擧げ正午過ぎ歓談裡に散會した。





領主を擁護した 轉封騒動

羽州庄内の百姓一揆

赤田生

（完）

三

再三の直訴運動が、默殺され、功を奏せなかつたので、農民達は、いよ〳〵最後の手段に訴へて、目的を遂行せんとした。

「二郡の百姓は悉く一致團結して城下におし登れ」といろ〳〵な落文や、百姓達を煽動し、氣勢がくづれない様な宣傳も、公然とまた暗密に行はれた。

而て先づ天保十二年の閏正月、川北の百姓は、五十野谷に集まり、氣勢をとゝのへて鶴岡城下におしよせた。

藩主が、長岡にいよ〳〵轉封さるゝならば一同も共に引移らんことを歎願するためである。愁訴文にもある様に、川北の主なる地主百姓が、長岡に引きうつれば、あとにのこる窮民が如何に困るかはあきらかである。それと共に、のちにくる大和守も困るにちがひない。また事實として、逃散が禁止されてゐるのであるから、追從してゆくことは初めから、許されがたいことであることは、百姓達もよく知了してゐたのである。

それであればこそ又、かうした索制彈が放されたわけでもある。

次で二月朔日、庄内の大濱へ、一萬餘人の農民が集合し、尾花帽子に背立簑で、蒲をはきあて、赤、青、白の三幅の旗に「庄一位居成大明神」と認め、木綿の大旗に「山神」とかいて高く上げ、火をたいて暖をとると共に、大いに、氣勢をあげて留任の願書を提出した。

藩主は、大濱に農民が、集合して不穩な形勢をあげてゐるのを知るや、代官中村又右衛門を發遣し、說諭書を示した。轉封は公儀で、それは尊重せねばならぬ。後任の大和守にも萬事よく依賴をしてをくから、無法なことをしてはならぬといふのである。

けれど、百姓の運動は、決してやまなかつた。初め沈默を守つてゐた川北の百姓も、いよ〳〵決意を固め、川田統一郎の名を以て後には川南村の百姓に檄文を發し、建札をたてた。

今や二百年來の國恩に報ずべき秋に達したのである。それは、我々百姓の義務である。今迄、運動を中止してゐたのは城下の膝下ではあるし、嚴重に制禁されてゐるのに事をおこしては、却つて藩主に禍することをおそれたからである。だがいよ〳〵、立たねばならぬ。轉封の日が決定すれば、江戸に上つて愁訴をするであらうが、之は御跡御領主に對する敵對となるから長岡へ隨行移住を願ひ、それが許されなければ跡に殘り、手分を定め國境の然るべきところで一同餓死することに決したからその場所に集合せよ。若し身命をおしんで不參の輩があれば人面にして獸心なり云々。

といふのである。さうして庄内二郡の百姓は二月十九日夜新藤と稱し上島村六所大明神の社頭に集まり、示威運動を行つたのである。

即ち、中川通五組一萬七千餘人、狩谷通五組一萬五千人、櫛引通五組一萬餘人、九岡餘目兩御領八千餘人、京田通五千餘人とあるから、その大勢と意氣を知ることが出來る。尙この外にも數千人がおしよせたけれども、渡場が差止められてその意を得ず翌二十日にも五千人が參集したのであつた。

けれど、この騷動は、その原因動機が、主を思ふ念から發してゐるだけ、理想的な統制が保持され、この日も異樣な旗をたて、鐵三目鍬などを冠旗としたものがあつたが、整然として隊伍をとゝのへ、宇佐美弘船入道思恩、山科傳四郎有親、梁新田村兵右衞門、狩谷村玄左內、連枝村勘十郎の五人が頭目として百姓を統率した。而て、

一、火の元大切に可致候事

一、田畑猥りに不可踏荒候事

一、双物鳴物可爲無用候事

一、出仕の御役人雜言不可言事

一、禁酒の事、附空腹の者可申出事

一、同姓の內口論可爲無用事

一、一村より頭立候者一兩人宛別の場所へ出仕可爲相談事

を、堅く守ることを定めた。

由來、他の一揆暴動では、酒をのみ、多數が昂奮して暴擧をなすのが、普通であるが、この一揆では、それが認められない。

全てが注意ぶかく行動されたのであつた。けれど、藩主としては、之をうちすてゝおくわけにはゆかないので、役人が

急行して退散を命じたので、百姓も之を諒としてその命に從うたのであつた。

然し乍ら、如斯熱誠をこめての農民の愁訴もその轉封を、くつがやすことが出來ない。藩主は、いよ〳〵參勤交代に名を藉りて、江戸へ登ること、なつた。

そこで、川北の百姓は、藩主へ、登城延引の願書を提出すると共に、出發の當日は、兩郡の百姓は、清川口に充ち塞り最後の手段として、橋をきりおとせ、渡船を引きあげろなど、叫び、不穩の色がみえたので代官の役人は、四方にかけめぐりて說諭せんとしたが、仲々屆せないので、止むなく四名の首領を捕縛したのであつた。しかるにこの實狀を見た藩主は、かくては自ら罪に陷るもの、多くなるのを察し、病と稱して、出發を延期して終つた。

四

農民達は、かく膝下で示威運動をする一方中止を祈願するために、多數が神社佛閣に參詣すると共に、三月九日には六人の代表は、水戸に趨き、中納言齊昭の野行乘馬先なる船崎上り場で、歎願書を竹の先に挾んで直訴した外、仙臺伊達侯會津松平侯、秋田佐竹侯、米澤上杉侯に對しても愁訴し助力を乞うたが水戸では、近侍のものが之を請取り、止宿を尋ねそこに差控へさせ、町年寄、組頭、宿の亭主附添へで評定所に出頭、齊昭はその美擧を賞贊した上に、手製の藥一人前二包宛を下賜し、水戸逗留中には、旅宿代として金三兩と三百五十文を給與された。六人の代表は大いに感激し、更に江戸に上り、太田備中守に直訴したが、捉へられ、まもなく庄内に引渡されたのであつた。秋田佐竹侯に歎願したときの模樣は石垣兵藏の日記に、大要左の如く記されて居る。よつて一齣を知るべきである。

天保十二年六月廿四日、未明に長崎を立出で、廿九日秋田領新田についた石垣兵藏等は鳥海山に先づ歎願成就を祈り、それより番所に至り、太平山道者と斷つて、庄内兵藤組廿九人と認め判を押し、何事もなく久保田城下に入つた。さうし

て馬喰町の古宅といふ家で書飯をたべてゐると、侯が新川へ水場並花火を見にくるから表を掃除せよといふ言葉を耳にした。

そこでこれ幸、好機逸す可らずとなし、直ちに、先づ宿を先にとることに一決、茶町の幸吉といふ家におちついたのであつた。

兵藏は、宿の主人が、いかにも豪傑肌で、義俠心に富んでゐる樣な風態だつたので、一間に、主人を密に招き、訴訟の一條をうちあけ、添心ありたい旨を依頼した。所が、主人はその大きな頭體に似ず、驚天し、以ての外だと一蹴し、宿さへ荷物すら預らうとはせぬ。

そこでやむなく外に出たが、他の宿を探してゐてはその日の侯の御成におくれる。

とにかくこの上は、駕籠にちがづかねばならぬと、通りがゝりの人に近道をきゝ、兵藏と永藏は、荷物をかなぐりすてて漸く御成場の二町程手前のところで、待ち構へてゐた。まもなく、いよ〳〵お通りである。しづ〳〵と行列がくる。駕籠が眼前に來たその刹那、兵藏は、三社を念じ、願書を差し上げ、中腰にて「恐れ乍ら庄内の百姓奉願」と云つたが願書は取受けられず脇によれ〳〵と側衆が小聲で制した。

しかし、身命を賭しての愁訴である。兵藏は一町程も駕籠について從うたが受理されない。やむなく、もとの控所に來て、この上は本陣へ這入り歎願する外はないと、皆が立たんとするところへ、役人が二人たづねて來て、「只今訴訟致したのは、その元か、さらば我等同道にて參れ」と言はれ、そのあとについて行つた。詰所には十有餘人がずらりとならび、何處より、何故に來たかを尋問されたので願書を差出さうとしたが、口上にてと云はれたので、兵藏は臆面もなく、轉封停止哀願の事情を委細に陳述したのであつた。

かくて彼等は、何分の助力を乞うて、許されて退出したが、かうした農民達の熱誠な廣く世間の同情を引起すことゝなつて來た。水戸藩軍師山國喜八郎の上書などは威嚇でも何でもわるいものなら速に撤廢せよと極論してゐる。

五

この百姓の愁訴運動と相和して、轉封をはゞむ策動をした者に、白崎五右衞門と佐藤藤佐の名を忘れることが出來ぬ。

白崎五右衞門は、鶴岡の藩出であるが、この轉封問題がおこるや、緣を求めて、川越藩邸にちかづき、陽に忠勤なるが如く見せかけて、內部の形勢を探索し、松平侯が就封したならば、財政困難に陷らしめ、酒井侯も復封せしめるの奇策を考へ出したのであつた。

所が、この深謀を知るものは、纔に御留守居大山庄太夫と櫻井順作の二名だけであつた。

一般の農民達にはもとより、上他の役人にもその眞意がわからう筈がない。又わかる樣では、事を成せぬ。

百姓達は、白崎五右衞門が、川越邸に媚をうるのを潔とせなかつた。さうしてその態度が益々露骨になるに連れて、もう許容出來なくなつた。そこで領民は、白崎は、新しい領主に身を賣り、自分の利をのみはかるものである。「二百年來の恩にそむき、利にのみ走る賣國奴なり」と激し、農民は、相率ゐて白日襲來、居宅を破壞して翁を斬殺しようとした。

やつと難は逃れたが、翁は、そこで鶴岡に召喚され、そこでは、やむなく眞實の心情を吐露したが、內外の情勢は直ちに釋放することを許さず、復封後、本間光暉や、松平舍人などの力で、歸宅することは出來たが、農民の了解は、融くに至らず、動もすれば、不穩の擧に出るやうな傾向があつたので、領主は退隱を命じ、養子諱吉が跡式をついたが、のちその誤解が融け、弘化二年復職し、酒田町年寄月番勤となり士席に列せられた。

而て嘉永三年九月十九日五十四歲で歿した。

佐藤藤佐は、飽海郡升川の產で十九歲の時、母から廿五兩の金をもらつて、江戶に登つた。廣く知名の士と交友し、策士を以て、稱せられるやうになり、又經濟の才に富んでゐたので、柳生但馬守や渥美九郎兵衞等のために大いにつくすところがあつた。

主家の轉封の報を知るや、死を以てのぞむ決心を定め、先づ、江戶奉行矢部駿河守定謙の同情にすがり前後策を詢つたが、駿河守は、當時本丸建築に反對したゝめに將軍の忌諱に觸れ、政務に參與してゐなかつたので、この際は、先づ酒井侯に奬命を重ぜしめ、三年の後、復封を策動すべきやう諭されその意を果さなかつた。そこで、會々出府中の白崎五右衞門と相謀り時期をまつてゐた。その間に、土地の豪族たる本間の貸金地面は、上野本間の名前に書替、みんな長岡へもつてゆく、と云ふ策をたてられた。といふのは、深谷遠江守の整理をしたときに、有栖川宮の知遇を得、その關係から上野宮をといて貸金は、紀州の用途にし、米も、紀州で用船をつくらす。かうすれば、大和守が、財政の窮乏からどうしても、惡政をやらねばならないことゝなつてくる。そこをつけ込んで、復封運動をやらうといふ策である。

しかるところ、をりよく水戶の烈公が、紀綱を更張せんとするに際して、駿河守を江戶奉行につかしめた。まさに好機の到來である。そこへ庄內の百姓が、嚴重な領主の警戒網をくゞり、萬難を排して江戶に來り數回直訴を企てたが幕府は、之を、佐藤藤佐の敎唆によるものであるとにらみ、考中水野越前守は、矢部駿河守に命じ、藤佐父子を呼出し、鞫問せしめたのであつた。

もとより死を睹すは覺悟の前である。藤佐は、こゝぞとばかりに訟廷に於て、當路の失政を鳴らし、極力轉封の非なることを痛論し憚るところがなかつた。

駿河守は、その至誠に感激した。さうして口供書をとり臺閣の列座の席で朗讀し、越前守等をして顏色なからしめたのである。

幕府は、そこで鞫問を停止し、越前守に三日間の登城を禁止した上、老中堀田備中守正睦（佐倉城主）等をして轉封の

利害を称議せしめ、十二年七月十二日「上の思召」を以て特に轉封の撤回を命じたのである。鶴岡城主は藤佐の功を賞し意見開陳の特典を許した。

六

事件はこれで一段落を告げたが、駿河守のこの處置は、水野越前守の反感と恨みを買ひ、天保十二年三月、勢州桑名で駿河守は、かれのために禁錮させられた。

駿河守は、憤滿その極に達し、醫藥をしりぞけ、斷食を實行し、八月下旬遂に絕命、城外の一塊の土となつて終つたのであつた。

藤佐は、これを聞き、大いに驚き、殉死して泉下に從はんとしたが、飜然、英靈を祀り、遺族を扶助し、報恩の萬一にも供せんと桑名で法諡を求め靈牌を安置し、俸祿を年々遺族に送つたが、弘化二年五月、翁の盡力により駿州の養子鶴松は特命で二百石を賜はり、家名を再興することゝなつた。

藤佐は、嘉永九年三月八日七十四歳で病歿したが、生前永心子秀世に二刀を鍊鍛させ一は大物忌神社に轉封中止の御禮として奉納し、一刀は白鞘に收め、駿河守の靈を正一位居成大明神と崇め鄉里に社殿を建立せんとしたが、志を果さなかつた。

八

徒黨强訴暴動は、當時ふかく禁ずる所で、頭領は、死罪に科せられることゝなつてゐたが、この騷動では、全て罪が許され、犧牲者を出さなかつた樣である。德川の初期ならば、かうした暴動も、勿論ゆるされなかつたであらうし、むしけらの如く考へて居る百姓の要求は通らなかつたらうが、すでに封建制度は崩壞に近く臨んで居り、その動機が至純であつたことは、他藩の同情をかひ遂に幕府の威力も及ばず、轉封中止の目的が達成されると共に、罪科の追求も行はれなかつたのであらう。

領民は、志願が貫徹したので大いに喜び祝賀の意を表し、莫大な金品穀物を獻上した。さうして町々村々では、賀宴をはり、有頂天になり、踊り狂ひ天地を震動させた。

御所替もおやめになりまして
やれ〳〵目出度う存じます。
萬代の君をとゞめて我等迄
ゆたかなる世に大泉養老の瀧のやう
たのしみて大濱燒服合て婚禮さいたよふだのし
鵜船は綻で留る君の御船は國のつなよい〳〵
松も色ます時なれや
汲ど盡せぬ龜ヶ崎
草木もなびく時津風
目出たい酒井その時行ふたつて一夕踊ふで〳〵。

農民の歡喜祝福する姿が躍如として、浮んでくるではないか?。

——完——

刑政第44巻第1号
矯正図書館

刑政改題十周年記念
懸賞論文募集

一、應募資格　第一部（看守長・作業技師・保健技師・藥劑師・教誨師・敎師以上）
　　第二部（看守以下）
二、問題　第一部『戒護作業及び敎化の調和を論ず』
　　第二部『刑務作業の合理化を論ず』
三、締切　昭和六年二月末日
四、審査　本省高等官竝ニ刑事學關係者ニ囑託シ嚴選ス
五、發表　昭和六年四月三日
　　當選者竝ニ各刑務所長ニ同時ニ通知シ、論文ハ『刑政』誌上ニ發表
六、賞與　一等　記念品を贈呈　二等　同
　　三等　同　選外佳作　同
七、送先　東京市麹町區西日比谷町豊刑務協會宛、封筒ニ『懸賞論文』ト朱書スルコト
八、文體　隨意
九、紙數　一行二十字詰原稿用紙十五枚以內

刑務協會

御挨拶

謹んで初春の御祝辭申上ます。就ては私事今回「刑務敎誨事業」並びに「釋放者保護事業」研究のために、約一ヶ年の豫定を以て歐米各國へ視察に出かけることになりました。日頃皆樣からの御同情を感謝致し、出發を late へまして一言御挨拶申上ます。

昭和六年一月

乙坂佳性

東京市外中野町櫻山三二

今回歐米視察に渡歐せらゝる乙坂佳性氏に對しては、司法省及び本協會より「歐米各國に於ける敎誨事業の現況に關する調査」を囑託せられるところがあつた。

◈選句所感

孤兒君の句は雪の朝の小景ではあるが、捨てがたい情景である。夜からの雪が朝は可成り積つてなほ降りつゞいてゐる。そして寒さが强い。いつも活動的な雀だ、が今朝はこの雪のためにすつかり縮んでしまつて軒に入つて、まるく毬のやうに膨れてゐる。これは田家の雪朝の風情であつて、觀察が仲々鋭敏だ。

×

沈丁君の枇杷の花の句、これも觀察の届いて凡ならざる處情景を生かしてゐる。枇杷の花は咲いてゐるかゐないか分らないものだ、然し香氣が相當ある。折柄、俄かな寒さと空の曇りは雪を催して低く暗い。そして庭上の枇杷がいつになくその香氣を發してにほふのであるが、寒さに强められた香の深さが漂つてゐる。

毎月募集

刑政俳壇

題當季隨意　〆切每月十五日限　用紙官私製葉書

編輯部選

天　今朝の雪軒にふくるゝ雀かな　秋田孤兒

地　雪空の庭に香へり枇杷の花　岩國沈丁

人　初日ぽつと雪をすべりし社頭哉　八王子燕青

秀　門松や玉砂利敷いて大玄關　松山一風

逸　巖頭に羽叩く鳥や初日影　橘通靈雪

凩に追はれて走る女かな　小菅珀水

賣出しの旗音寒き夜更かな　三重笙聲

炭燒の煙立つなり雪の山　市谷雀甫

作　薪賣り濡るゝがまゝの時雨かな　戚與窓子

小春日や次第に高き鳶一羽　市谷上州

×

燕青君の初日の句、瞬間的の情景を逃さずよく捉へてゐる。これは山の上から出る初日だ。山の端にその一端を現はすとその光線は眩しく射し渡る。そして社頭の雪をほの紅い色に染めた神々しさ。この句は光線の射す瞬間を寫生したので生きて來たのである。今年勅題の社頭の雪ではない、やはり初日の句だ。

×

さて、以上の三句は優劣の區別はつけ難い。秀逸とも大した優劣はない。「巖頭に」の句など初日ばつとの句にさう劣つてゐない、たゞ人位の方が瞬間を巧に寫してゐる、そこに清新さが餘計に流れ出してゐるのであつた。

×

雜誌が届いて自分の句の結果を見なくては矢のを投句できぬといふのでなく、〆切までには發つてほしいものです。結果を見てといふのは、少し選者の鼻息を窺はうとする感じがあります。

×

尙、一枚に一句の人があるが、これは少し困る、五句位ないと選するにもその優れたものを採ることが出來ない。一枚一句で二三枚を發る人もあるが、これ程にしなくてもいゝ。一枚最少三句は出して貰ひたい。また駄句ばかり十句以上はこれも困る。數さへ多ければ當選率があると思ふのは、まるで勸業債券のくじの當るのを待つやうなものだから、この場合は充分自選して欲しいものだ。

×

年改まると共に、大に清新な句を寄せられむことを期待してゐる。

眠る兒の拼手あはれに撫でゝ見し　小原田一川
霜解けて藁屋に昇る水蒸氣　尾道義男
孫抱いて無理に取られし頭巾かな　水戸皎月
寒月や小川の岸に碎けつゝ　飯田夕湯
神垣の雪に眩しき初日かな　新潟銀波
仰ぎ見る華表の雪や初詣　秋田旭水
竹折れて道塞ぎけり今朝の雪　市谷幽邃
年の市子の品計り買ひにけり　西大門龍門
片側は霜に濡れたる藁屋かな　三重章堂
山茶花を活けて明るき座敷かな　福岡叫酔
辻堂に集る子等や小六月　同不仙
梅もどき搖れてヒタキのたちにけり　同掬汀
板塀に蜂の這ひゐる小春かな　同琴松
芋を掘る吾近く來しヒタキかな　同鹿聲
門前に藁の乾る香や小六月　同芳氷
數會の鐘鳴り初めぬ今朝の春　大邱南魚
夜の霧やつゝみてうるむ巷の灯　元山流星
書初に正しき孫の行儀かな　徳島白鷺
そわそわと今日も暮れけり師走の日　小菅寛山
街頭の白く浮ぶや秋の雨　市谷國寶
咲き初めて葉のみだれけり水仙花　沖繩翠吟
初雪や竹臥しかゝる池の面　廣島竹の子
冬木立赤城颪に唸りけり　水戸松の子

甕内の梅に飛雪のかゝりけり　京都果山
茶の花に虹の飛びゐる日向かな　豊多摩たにむら
蓮枯れて汚なき濠となりにけり　和歌山南城
寒月や冴えて疎林の上にあり　久留米青雲
振向けど人の影なし冬の月　尾道抱鶴
初詣雪新らしき石の段　市谷岐房
爐開に去年の炭の殘り居し　三重五鈴
夕風に風そろ〳〵と降しけり　松山梅鶯
妻病みて鹽鮭淋し膳の上　同
庭先に人と語るや煤拂ひ　大邱柳水
丹波路は炭燒小屋の煙り哉　岡山雷峰
年玉や御念の入りし女文字　大阪柿村
干柿に日の靜かなり小六月　小倉六鼠
貧しくも年新たなる雜煮哉　市谷望月
寒月や夜ふかく犬の遠吠ゆる　同一憲
旭に映ゆる社頭の雪や新しき　馬山痴坊
藁の上に褒て喰む牛や御代の春　晋州あらた
行く人の足音速き霜夜かな　大邱琴湖
緣先の福壽草雪にかくれけり　飯田夕陽
今朝の雪見ながらに掃く二階哉　公州曉甫
甫窓近き山滿山の紅葉かな　清津揖々子
枝なりの蜜柑をさげて土產哉　北支ふるた
縫ひやめて芋蒸す妻や夜の長き　福岡万緑
屋合店に夜長の客の集ひけり　同可笑
柿の葉の殘り少し後の月　同穂水

刑政第44巻第1号
矯正図書館

犯罪學雜誌

（四四回）　第四巻　第一號　（昭和六年一月一日發行）

前金　一冊六十六錢　一卷（四冊）二圓二十錢

▼論　說

□犯罪防止と司法機關……原　嘉道
□犯罪防止策と刑法……泉二新熊
□不良兒發生と社會關係の消滅及び分離……三好豊太郎
□結婚及び離婚より見たる獨逸國の現況……笠森周護
□僞盲と僞弱視……中島　實

▼犯罪研究

□顚癇と性格異常及び犯罪（一）……小南又一郎
□ある殺人未遂事件……松浦嘉七

◀◀ 犯罪一家言 ▶▶

□犯罪と處罰…石川千代松　□中華民國法官が當教室を如何に利用してゐるか…二階堂一種　□希望…大森洪太　□研究室餘談…大村得三　□狂人と犯罪人との境…勝本正晃　□シヤーロック・ホルムスのモデル…高田義一郎　□人命を粗末にする國民…中田篤郎　□被害者としての職業婦人…村島歸之　□犯罪審美論の斷片…山本勝太郎　□熱腸冷眼…藤岡長和　□氣質調査上の經驗二三…古川竹二　□犯罪防止の基礎…阿部文夫　□犯罪の模倣性に就て…安東禾村　□感想…佐藤武雄　□犯罪…喜多壯一郎　□無産階級激增と性的犯罪…森下雨村　□思ひつくまゝ……□狂人收容に就て…西野文市　□窺視狂の話…陶山務　□こんな話…小原俊一郎　□緊縮死體と緊縮彈丸……和田順之　□首相の遭難と首相への願望……金子準二　□私の迷…立石謙輔　□笑話…永山長三郎　□希望三束…山崎佐　□犯罪手口の話…山本義章　□非犯罪者に同情を……甲賀三郎　□兎を逐ふ者山を見ず…藤村東　□幕末史的犯罪調書…安藤德器　□血液型と氣質との關係研究者の爲に…淺田一　□胸膜の嘆き…岸孝義　□姦通雜センス…秋澤次郎　□個性の淨化と犯罪…杉本時三郎　□行刑の合理化に就て…白井勇松

▼法醫鑑定

□火傷死體について……加賀谷勇之助
□平寃錄（一）……董　炳然

○史料　學會　新刊紹介　文獻　其他

發行所　犯罪學雜誌發行所　金澤醫科大學法醫學教室內

振替口座　金澤八三二八番

編輯餘錄

□　昭和六年が來た。

昭和六年は先づその年頭に於て所謂刑事補償法の議會提出を見ることになつた。編輯子が夙に未決拘禁の根根的改善を主張してより玆に十年。兎に角、その實現の曙光をこの法律に見るに至つたことは喜ばしい。

□　故に、編輯子は玆に同法立案の衝にあたられた長友古田司法書記官をわづらはしてその刑事政策的な見解からその釋義を揭載する計劃をたてた。極めて事務多端なる折柄編輯子の乞を容れられた同君に敬意を表せねばならぬ。

□　さて未決問題の一つの事實は進路が開拓された。更に次いで考ふべきは何か。それは有罪となるべき運命を持つ者どもに對する敎化的素地を的確にすることである。凡そ未決拘禁ほど人類の感情を枯死せしめ、墮落せしむるものはない。それを改善するにあらざれば行刑の眞の改善は有名無實に了る。そこに、われらは未決拘禁と敎化作用との關係を探究すべきことを切實に感ずるのである。

□　刑政改革十週年記念懸賞論文を募集することになつた。惟ふに、一體であるべき行刑に稍もすれば極端な分立がとり行はれ勝ちである。そこに、戒護・作業・敎化の疎視反目が起り易い。編輯子はそこに妥協の餘地を認めて論文の主題の一とした。

□　作業合理化は刑務作業の自給自足への邁進である。囚人をして徒然飽食せしめないための計劃の立て直しである。そこに主眼が置き度い。

―昭和五・十二・四　あき緯―

定價　一冊（稅共）金二十五錢　六冊（稅共）金一圓五十錢　十二冊（稅共）金三圓

廣告料　五號活字半段一行　金一圓　一等一頁　金五十圓　二等一頁　金四十圓　普通一頁　金三十圓

註文規定

㊀御註文は總て前金のこと
㊁御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
㊂御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は舊住所を御届下されたし。

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和五年十二月二十八日印刷納本
昭和六年一月一日發行

編輯兼發行人　東京市麹町區西日比谷町一番地　佳江敬義
印刷人　東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅二四番地　竹田益平
印刷所　東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅二四番地　刑務協會印刷部
發行所　東京市麹町區西日比谷町一番地　刑務協會
電話　銀座二三四四　三八二九番

刑政第44巻第1号

矯正図書館

41e Année nº 1 Janvier 1931

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Kimura, K. — Congrès international Pénal et Pénitentiaire de Prague.

Furuta, M. — Du projet de la loi concernant les indemnités aux victimes d'erreurs judiciaires.

Tokiwa, T. — De la peine éducatrice, son passé et son avenir.

Yoshimasu, S. — Etudes psychologiques et psychiatriques des incorrigibles

Mouvement des idées à l'étranger:

V. Nelson, Thomas Mott Osborne as I hear him, L. M. Wells, Music as a reformatory factor.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio